

5 氣象・災害履歴關係

資料〔5－1〕

気象等警報・注意報の種類及び発表基準

資
料

警報・注意報発表基準一覧表

令和6年5月23日現在 発表官署 松山地方気象台

今治市	府県予報区	愛媛県		
	一次細分区域	東予		
	市町村等をまとめた地域	東予西部		
警報	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	頓田川流域=17.8, 蒼社川流域=28.1, 浅川流域=8.9, 山之内川流域=6.8, 菊間川流域=10.1	
		複合基準＊1	浅川流域= (8, 8)	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	3.0m	
高潮	潮位	2.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10	
		土壌雨量指数基準	67	
	洪水	流域雨量指数基準	頓田川流域=14.2, 蒼社川流域=22.4, 浅川流域=7.1, 山之内川流域=5.4, 菊間川流域=7.9	
		複合基準＊1	頓田川流域= (5, 13.6), 蒼社川流域= (8, 17.9), 浅川流域= (5, 6.3), 山之内川流域= (8, 4.3), 菊間川流域= (5, 7.1)	
		指定河川洪水予報による基準	－	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ15cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40％で実効湿度60％		
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温8℃以上又はかなりの降雨＊2		
	低温	平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃以下		
	霜	3月20 日以降の晩霜最低気温3℃以下		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：-1 ℃～2℃		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	100mm	

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は松山地方気象台の値。

【参考】

土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

表面雨量指数

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したもの。タンクモデルによる流出量に地形補正係数を乗じて、1 km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

「大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値」のご利用にあたって

大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準、洪水警報・注意報の流域雨量指数基準及び複合基準は、総務省が定めた「地域メッシュ」（約 1km 四方）毎に設定していますが、気象庁ホームページの「警報・注意報発表基準一覧表」では、土壌雨量指数基準については市町村等の域内における最低値を、流域雨量指数基準及び複合基準については主要な河川における代表地点の基準値を示しています。

大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとります。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合があります。この場合、「警報・注意報発表基準一覧表」では、市町村等の域内における最低値を示しています。

また、「（別添）洪水警報・注意報の基準値（1km 四方）」、「洪水警報の危険度分布の基準値（1km 四方）」及び「大雨警報（浸水害）の危険度分布の基準値（1km 四方）」につきましては、以下の点に留意してご利用ください。

- ・「-1」は当該基準の設定がないことを示します。
- ・洪水予報指定河川においては、流域雨量指数基準及び複合基準が設定されていない格子が存在する場合があります。
- ・流域雨量指数基準は 10 倍した基準値が記載されています。0.1 倍した数値を基準値としてご利用ください。
- ・表面雨量指数基準は記載されている数値のまま基準値としてご利用ください。

「地域メッシュ」とは、総務省が各種統計に利用するため、国土を緯度・経度により方形の小地域区画に細分したものです。また、それぞれのメッシュを識別するために付与されたコードは「地域メッシュ・コード」と呼ばれ、このコードは日本工業規格（JIS X 0410）です。

なお、「地域メッシュ」及び「地域メッシュ・コード」の詳細については、以下のホームページを参照してください。

総務省（統計局） <https://www.stat.go.jp/data/mesh/index.htm>

財団法人日本規格協会 <https://www.jsa.or.jp>

市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

各基準と指標(発表条件)との関係

現象	特別警報の基準	
大雨	台風や集中豪雨により 数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合※	
暴風	数十年に一度の強度の台風や 同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合※
高潮		高潮になると予想される場合※
波浪		高波になると予想される場合※
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が吹くと予想される場合※	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合※	

雨を要因とする
特別警報の指標
(発表条件)

台風等を
要因とする
特別警報の指標
(発表条件)

雪を要因とする
特別警報の指標
(発表条件)

※：過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大

※：過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

種類	指標	
雨を要因とする特別警報の指標	大雨特別警報（土砂災害）の場合	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。
	大雨特別警報（浸水害）の場合	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続くと予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。
台風等を要因とする特別警報の指標	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。 ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。	
雪を要因とする特別警報の指標	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。	

気象情報（警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完など）

気象情報の役割

項目	内容
警報や注意報に先立つ注意の喚起	「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割があります。24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表。また、線状降水帯による大雨発生の可能性が高い場合に、複数の県にまたがる広域を対象に、その可能性を半日程度前から気象情報において呼びかる。
警報や注意報の補完	「警報や注意報の発表中に、現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説する」役割があります。警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対応への支援をより効果的にするために、現象の経過、予想、防災上の留意点等を具体的にお知らせすることが必要であるときに発表。 「警報」「注意報」「気象情報」は一体のものとして発表。
顕著な大雨や記録的な短時間の大雨を観測したときの、より一層の警戒呼びかけ	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する気象情報」を発表。 また、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるときには、「記録的短時間大雨情報」という情報を発表。
社会的に影響の大きな天候についての解説など	「社会的に影響の大きな天候について注意を呼びかけたり、解説したりする」役割があります。長雨や少雨、低温など、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に大きな影響が予想されるときなどに発表。

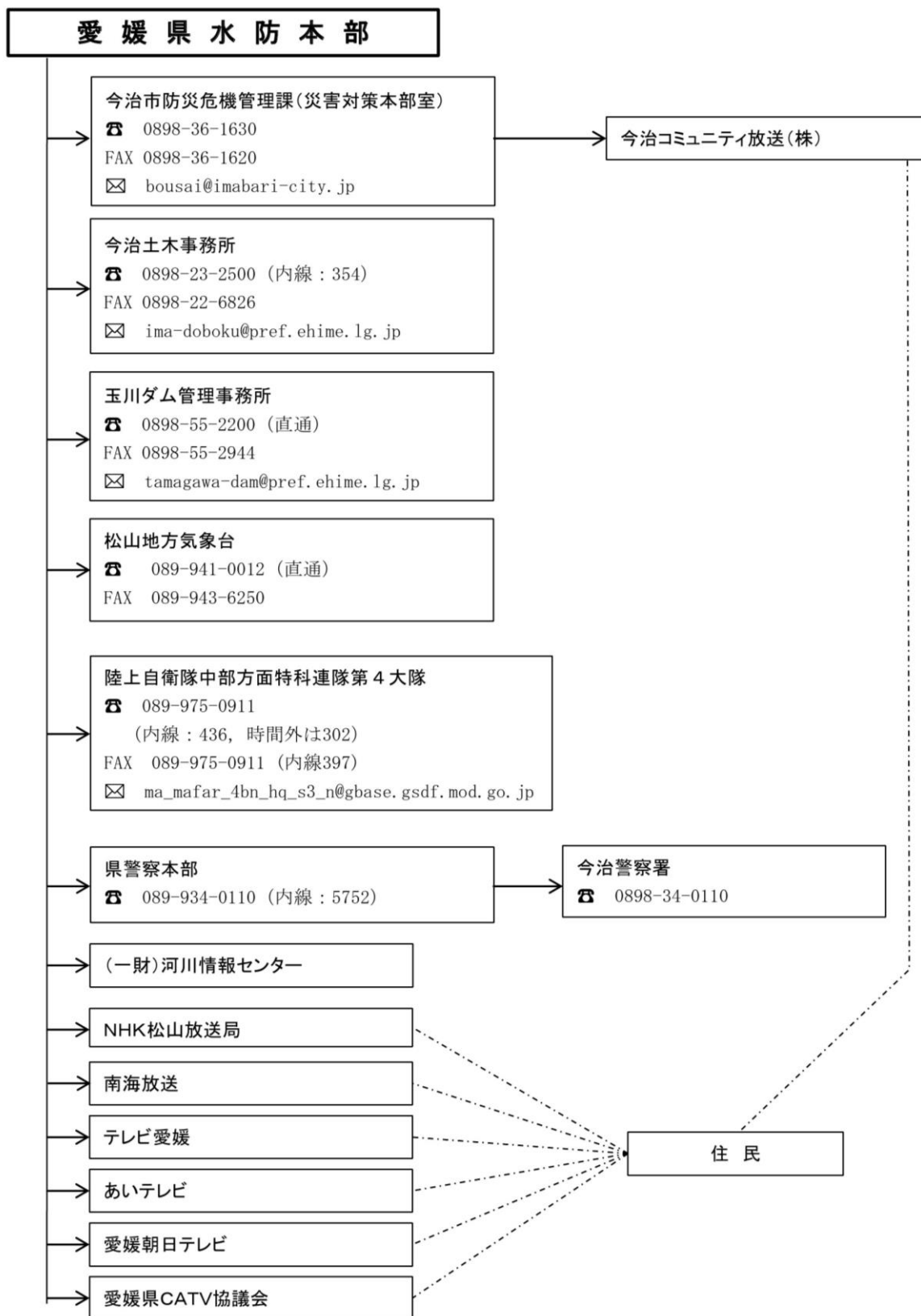
気象情報の種類

項目	内容
対象となる地域による種類	気象庁では、気象情報を、発表する地域によって3種類に分けています。まず、全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」、都道府県（北海道や沖縄県ではさらに細かい単位）を対象とする「府県気象情報」がある。
対象となる現象による種類	「大雨」「大雪」「暴風」「暴風雪」「高波」「低気圧」「雷」「降ひょう」「少雨」「長雨」「潮位」「強い冬型の気圧配置」「黄砂」など、現象の種類によって様々な種類がある。また、「大雨と暴風」や「暴風と高波」、「雷と降ひょう」のように組み合わせて発表することもある。

資料〔５－２〕

蒼社川の水防警報伝達系統図

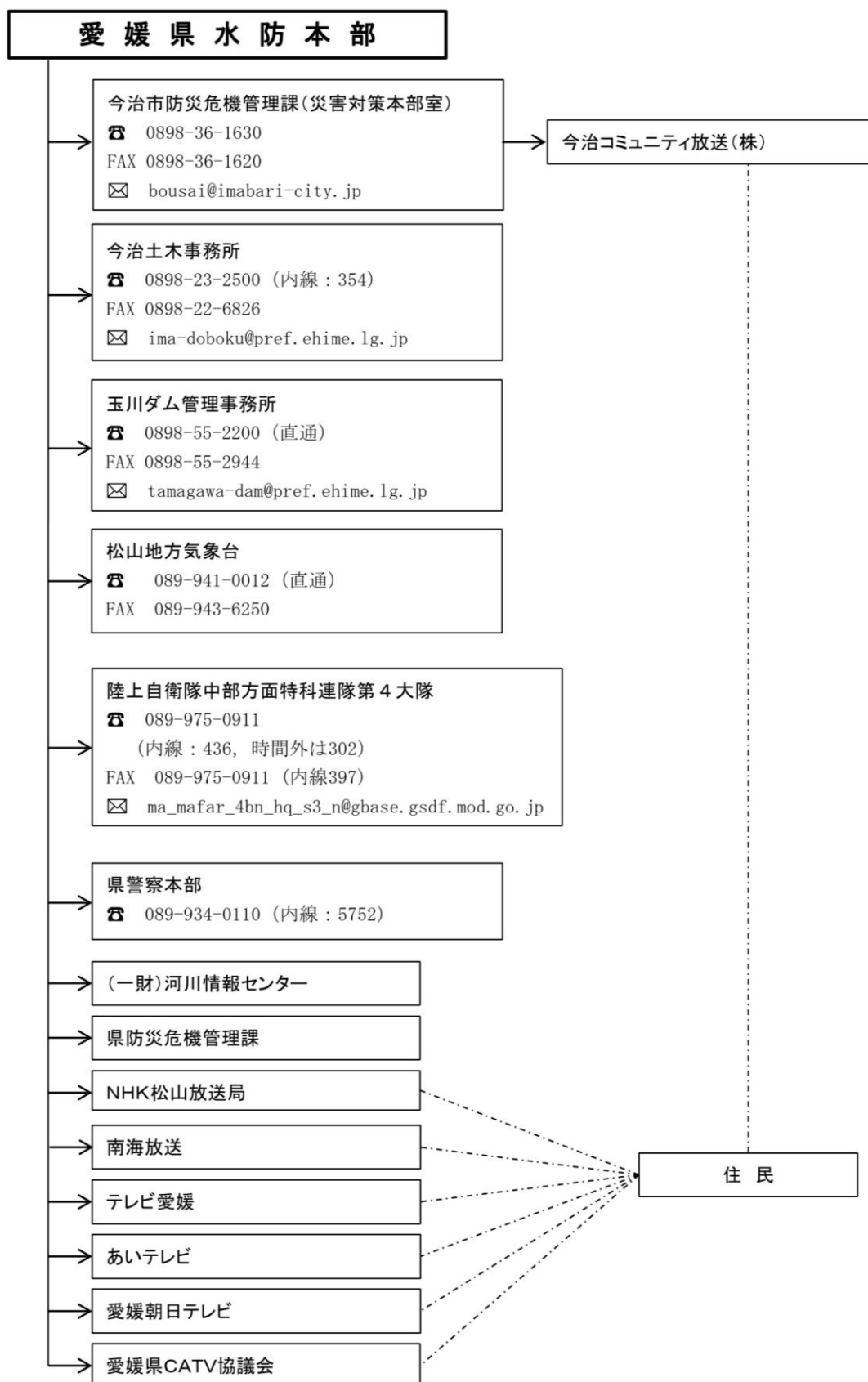
(片山水位観測所)



資料〔５－３〕

蒼社川の水位情報の通知及び周知の伝達系統図

(片山水位観測所)



資料〔５－４〕

雨量、水位観測所、危機管理型水位計、河川監視カメラ一覧表

■雨量観測所

区分	No.	観測所名	河川名	所在地	管理者	種 別	備 考
特定雨量観測所	1	木地	蒼社川	玉川町龍岡上丙 86-2	玉川ダム管理事務所	テレメーター	水ヶ峠トンネル北約 300m
	2	玉川ダム	蒼社川	玉川町龍岡下丁 1-17	玉川ダム管理事務所	テレメーター	玉川ダム管理事務所
	3	片山	蒼社川	片山 4 丁目	玉川ダム管理事務所	テレメーター	片山水源地
	4	今治	蒼社川	旭町 1 丁目 4-9	今治土木事務所	テレメーター	愛媛県今治支局
	5	鈍川	木地川	玉川町木地己 171-6	玉川ダム管理事務所	テレメーター	千疋橋北西約 800m
一般雨量観測所	6	玉川	蒼社川	玉川町三反地甲 10-1	松山地方气象台	アメダス	玉川支所
	7	今治	蒼社川	山路	松山地方气象台	アメダス	市制 50 年記念公園
	8	今治	蒼社川	北宝来町 3 丁目	J R 四国松山保線区	テレメーター	J R 今治駅
	9	伊予桜井	中川	郷桜井 2 丁目	J R 四国松山保線区	テレメーター	J R 伊予桜井駅
	10	大西	品部川	大西町新町	J R 四国松山保線区	テレメーター	J R 大西駅
	11	菊間	菊間川	菊間町浜	J R 四国松山保線区	テレメーター	J R 菊間駅
	12	吉海	泊北谷川	吉海町泊 498-1	今治土木事務所	テレメーター	泊運動公園
	13	大三島	宮浦本川	大三島町宮浦 9106-1	松山地方气象台	アメダス	藤公園北側
	14	台ダム	台本川	大三島町宮浦 6367	台ダム管理事務所	テレメーター	台ダム管理事務所
その他	15	大西(道路)	—	大西町山之内乙 411-4	松山河川国道事務所	テレメーター	大深山

■河川水位観測所

区分	No.	観測所名	河川名	所在地	管理者	種 別	備 考
特定水位観測所	1	高野	蒼社川	玉川町高野甲 446-3	玉川ダム管理事務所	テレメーター	木工館南約 150m
	2	片山	蒼社川	片山 4 丁目	玉川ダム管理事務所	テレメーター	片山水源地東側
一般水位観測所	3	中通	蒼社川	玉川町龍岡上甲 233-2	玉川ダム管理事務所	テレメーター	龍岡水源地南約 170m
	4	除川	除川	大三島町台	台ダム管理事務所	テレメーター	瀧山橋北約 130m
	5	山田	台本川	大三島町台	台ダム管理事務所	テレメーター	台橋東約 130m
	6	国分橋	頓田川	国分	今治土木事務所	テレメーター	国分橋

■危機管理型水位計

No.	観測所名	河川名	所在地	管理者	観測開始 年月日	備 考
1	中川橋	中川	郷桜井	今治土木事務所	R1. 8. 30	
2	亥ノ谷橋	猿子川	桜井	今治土木事務所	R1. 8. 30	
3	天神橋	大川	〃	今治土木事務所	R1. 8. 30	
4	えびす橋	銅川	上徳	今治土木事務所	R1. 8. 30	
5	中竜登橋	竜登川	衣干町	今治土木事務所	R1. 8. 30	
6	朝倉ダム	黒谷川	朝倉上	今治土木事務所	R4. 2. 24	
7	東門橋	蒼社川	東鳥生町	今治土木事務所	R1. 8. 30	
8	永代橋	〃	玉川町法界寺	今治土木事務所	R1. 8. 30	
9	谷山川橋	谷山川	四村	今治土木事務所	R2. 3. 27	
10	玉川橋	木地川	玉川町鈍川	今治土木事務所	R2. 3. 27	
11	新浅川橋	浅川	北宝来町	今治土木事務所	R1. 8. 30	
12	金子橋	樋之口川	中堀	今治土木事務所	R1. 8. 30	
13	一心川橋	一心川	大西町新町	今治土木事務所	R1. 8. 30	
14	衣黒橋	山之内川	大西町大井浜	今治土木事務所	R2. 3. 27	
15	品部川	品部川	大西町紺原	今治土木事務所	R2. 12. 1	
16	有木橋	種川	菊間町種	今治土木事務所	R2. 3. 27	
17	瀬戸橋	菊間川	菊間町長坂	今治土木事務所	R1. 8. 30	
18	歌仙ダム	霧合川	菊間町川上	今治土木事務所	R4. 2. 24	
19	下通橋	舩大川	吉海町幸新田	今治土木事務所	R1. 8. 30	
20	薬師橋	中川	伯方町北浦	今治土木事務所	R2. 3. 27	
21	宮浦本川	宮浦本川	大三島町宮浦	今治土木事務所	R2. 12. 1	
22	本川橋	井口本川	上浦町井口	今治土木事務所	R2. 12. 1	

■河川監視カメラ

No.	観測所名	河川名	所在地	管理者	備 考
1	片山	蒼社川	片山	今治土木事務所	
2	国分橋	頓田川	国分	今治土木事務所	

資料〔５－５〕

長周期地震動階級

長周期地震動階級関連解説表（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）

	長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
	長周期地震動階級 1 (やや大きな揺れ)	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げ ものが大きく揺れる。	—
	長周期地震動階級 2 (大きな揺れ)	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらな いと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器が わずかに動く。棚にある 食器類、書棚の本が落ち ることがある。	—
	長周期地震動階級 3 (非常に大きな揺れ)	立っていることが 困難になる。	キャスター付き什器が 大きく動く。固定してい ない家具が移動すること があり、安定なものは 倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・ 亀裂が入ることがある。
	長周期地震動階級 4 (極めて大きな揺れ)	立っていることが できず、はわな いと動くことができない。 揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が 大きく動き、転倒する ものがある。固定してい ない家具の大半が移動 し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・ 亀裂が多くなる。

<長周期地震動階級関連解説表の使用にあたっての留意事項>

1. 長周期地震動階級関連解説表は、固有周期 1.5秒程度から8秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、長周期地震動階級が推計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
2. 長周期地震動階級が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なります。
3. 長周期地震動階級関連解説表は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成したものです。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
4. 長周期地震動階級関連解説表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次表に示す副詞・形容詞を用いています。

長周期地震動階級関連解説表で用いる副詞・形容詞

用語	意味
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。

資料〔5－6〕

震度等観測地点一覧

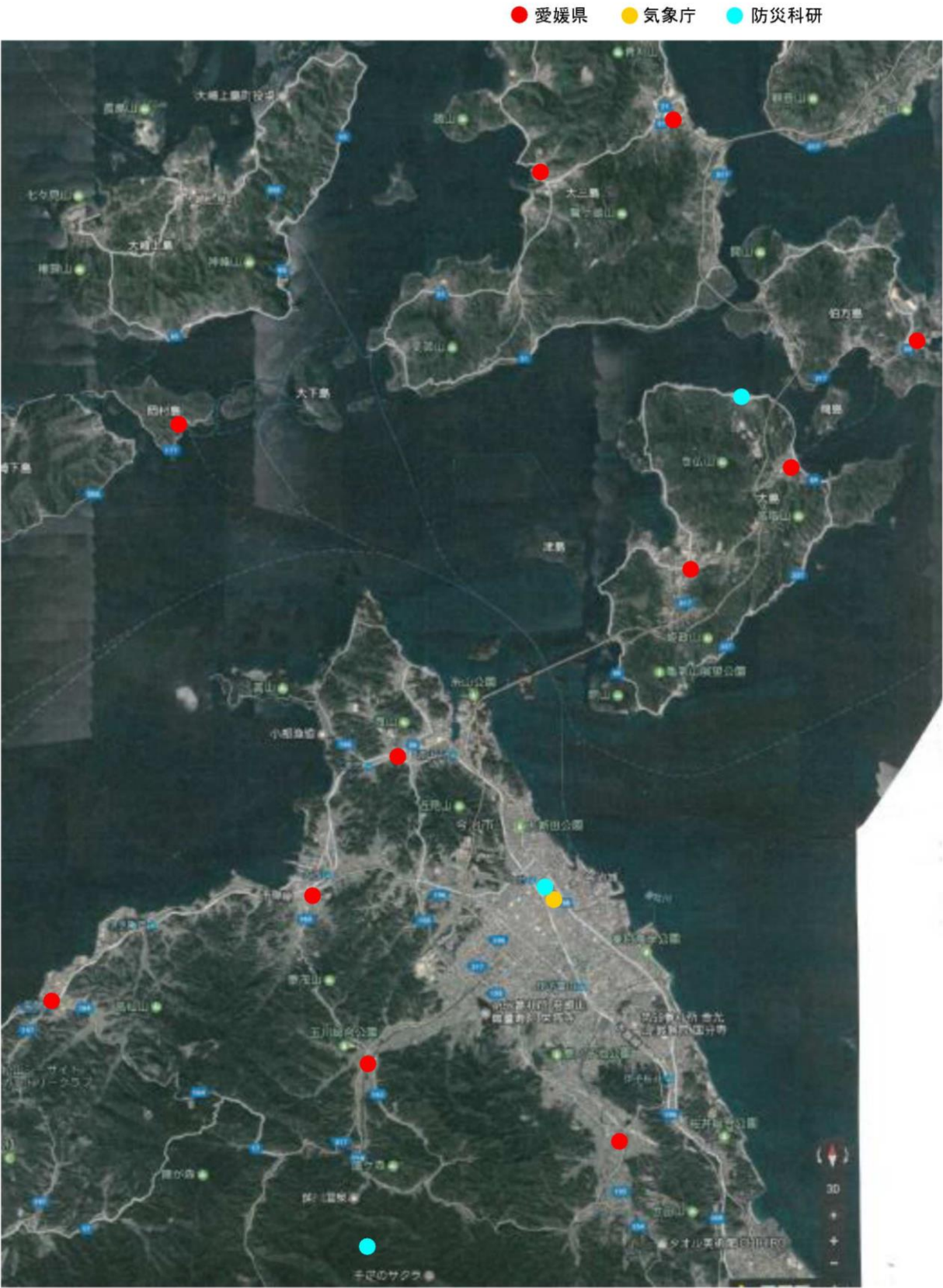
	観測地点名	所在地	設置機関	備考
1	今治市南宝来町二丁目	今治市南宝来町2-1-1（消防本部）	気象庁	
2	今治市朝倉北	今治市朝倉北甲397（朝倉支所）	愛媛県	
3	今治市玉川町	今治市玉川町三反地甲10-1（玉川支所）	愛媛県	
4	今治市波方町	今治市波方町樋口甲250（波方支所）	愛媛県	
5	今治市大西町	今治市大西町宮脇甲506-1（大西支所）	愛媛県	
6	今治市菊間町	今治市菊間町浜822（旧菊間支所）	愛媛県	
7	今治市吉海町	今治市吉海町八幡137（吉海支所）	愛媛県	
8	今治市宮窪町	今治市宮窪町2668（宮窪支所）	愛媛県	
9	今治市伯方町	今治市伯方町木浦甲1200番地1（しまなみ交流プラザ）	愛媛県	
10	今治市上浦町	今治市上浦町井口6605（上浦支所）	愛媛県	
11	今治市大三島町	今治市大三島町宮浦5708（大三島支所）	愛媛県	
12	今治市関前岡村	今治市関前岡村甲732（関前支所）	愛媛県	
13	EHHM06日吉	今治市南宝来町1-6-1（日吉公園）	防災科研	Kik-net
14	TGW 玉川	今治市玉川町鈍庚732-1	防災科研	F-net
15	EHHM10 宮窪	今治市宮窪町余所国1372-1	防災科研	Kik-net

注）1. 気象庁が震度情報を発表するのは1～12 の観測点12箇所

2. 防災科研：国立究開発法人防災科学技術研究所の略称

K-NET：全国強震観測網／F-net：広帯域地震観測網／KiK-net：基盤強震観測網

震度等計測位置図



資料〔５－８〕

災害履歴（風水害）

年号 (西暦)	月 日	災害名	災害・気象状況等の概要
明治 2 (1869)	—	前年の凶作により農民困窮	米1500俵を下付(大山祇御頭記録)
明治 6 (1873)	6～8月	大干ばつ	各所で雨乞、泉堀り(国府)
明治 6 (1873)	8月29日	暴風雨	頓田川切れ流失40戸死者2人(国府)
明治13 (1880)	—	大雪	50年来の厳寒(大山祇御頭記録)
明治17 (1884)	7月5日	台風	波止浜大破(大山祇御頭記録)
明治17 (1884)	8月25日	暴風高汐	樹木、家屋の倒壊多し(大浜)
明治19 (1886)	8月21日 9月10日	大暴風雨	蒼社川決壊(大山祇御頭記録)
明治24 (1891)	8月12日	暴風雨	各村倒家多し(大山祇御頭記録)
明治26 (1893)	10月14日	大暴風雨	住家被害 全壊、127戸 半潰破損316戸 人的被害 死者5名 (市誌)
明治34 (1901)	6月7日 ～10日	暴風雨	蒼社川決壊
明治37 (1904)	10月5日	雹ふり	各地に雹ふり作物に害、桜井では直径12mm(県誌)
大正 3 (1914)	8月	暴風雨出水	カラカイ堰流出(蒼社川)
大正 4 (1915)	8月中旬	浅川筋堤防決壊	海水侵入(大山祇御頭記録)
大正 7 (1918)	7月12日	台風	住家被害 全半壊25戸(県誌)
大正14 (1925)	3月14日	暴風	漁船の被害、死者多し(市誌)
大正15 (1926)	7月7日	洪水	浅川決壊、市街浸水(市誌)
昭和 7 (1932)	7月2日	豪雨	住家被害 浸水300戸(県誌)
昭和 7 (1932)	9月22日	室戸台風	住家被害 全半壊31戸 床上浸水229戸
昭和20 (1945)	9月17日	枕崎台風	波止浜で925ミリパール、高潮風水害(県誌)
昭和24 (1949)	6月19日	デラ台風	竜登川氾濫(県誌)
昭和25 (1950)	7月27日	ヘリーン台風	住家被害 倒壊1戸(県誌)
昭和25 (1950)	9月13日	キジア台風	金星川に潮水逆流して浸水、浅川決壊(県誌)
昭和29 (1954)	9月13日	台風12号	住家被害 全半壊70戸 商店街浸水1,700戸
昭和30 (1955)	1月19日	強風	住家被害 市営天保山住宅12戸焼失(県誌)

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
昭和30 (1955)	9月30日	台風22号	住家被害 高潮浸水250戸 (県誌)
昭和33 (1958)	7月3日	集中豪雨	人的被害 死者1名 (県誌)
昭和35 (1960)	2月8日	高潮	人的被害 2名負傷 その他被害 漁船100隻破損
昭和35 (1960)	7月7日 ～8日	集中豪雨	総雨量154mm 住家被害 床下浸水153戸
昭和36 (1961)	2月23日	異常乾燥	中浜町で21戸全半焼 (県誌)
昭和36 (1961)	9月15日 ～16日	台風18号	総雨量104.4mm 最大時間雨量25.6mm 住家被害 全壊3戸 床下浸水9戸
昭和36 (1961)	10月26日 ～27日	高潮	総雨量37.6mm 最大時間雨量7.4mm 潮位3.3m 波高3.7m 住家被害 床上浸水2戸 床下浸水28戸
昭和37 (1962)	2月21日	火災	住家被害 蔵敷字大浜更生寮、焼失、被災25世帯 (県誌)
昭和39 (1964)	9月24日 ～25日	台風20号	総雨量65mm 最大時間雨量14.8mm 最大瞬間風速37.5m/s 住家被害 家屋全壊1戸 家屋半壊1戸 一部損壊1戸 床上浸水114戸 床下浸水245戸
昭和42 (1967)	7月9日	集中豪雨	総雨量168mm 最大時間雨量68mm 住家被害 一部損壊12戸 床上浸水67戸 床下浸水550戸
昭和43 (1968)	2月15日	大雪	積雪15.9cm
昭和43 (1968)	7月2日	集中豪雨	総雨量136mm 最大時間雨量13mm 住家被害 床下浸水43戸
昭和43 (1968)	9月24日 ～25日	台風16号	住家被害 床下浸水36戸
昭和44 (1969)	6月29日	集中豪雨	総雨量135mm 最大時間雨量31mm 住家被害 床下浸水105戸
昭和45 (1970)	8月15日 ～21日	台風9.10号	最大瞬間風速 30.5m/s 住家被害 全半壊187戸 床上浸水135戸 その他被害 港湾施設破壊 (県誌)

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
昭和45 (1970)	8月21日	台風10号	8月16日マリアナ諸島付近で発生し、20日朝から急に速力をあげ、21日午前9時高知県佐賀町に上陸した。11時には松山を通過して最大風速40mを越え、広島から中国山脈を横断して日本海へ抜けた。 今治では午前8時頃から烈風とうねりが海岸に押寄せ岸壁を破壊し海水は市役所付近まで進入した。床上浸水2000戸、市内の交通、電話、電気は止まって麻ひ状態となり被害は50億円以上といわれた。 市では市政50周年記念行事を延期して復旧に全力をあげた。 (今史現4)
昭和47 (1972)	9月7日 ～9日	集中豪雨	9月7日から降りはじめ、8日～9日においては173mmの豪雨を記録し、今治市、玉川町、朝倉村で合計約59億円の被害を出した。河川は氾濫し土砂崩れが長沢、乃万で発生、予讃線も2か所で不通となった。玉川町では鉄砲水で4人が死亡、市内でも重軽傷6名、市内の住宅の全半壊15戸、破損71戸、床上浸水972戸、床下浸水5454戸、被害は商工関係を中心に約21億円で災害救助法が発動された。 (今史現4)
昭和49 (1974)	7月15日	集中豪雨	住家被害 床下浸水85戸
昭和51 (1976)	9月8日 ～12日	台風17号	9月3日カロリン群島で発生して西北西に進み、鹿児島島の南西200kmに達したが、ここで12日まで停滞した。このため今治付近では8日頃から降りだした雨が12日までに鈍川で1001mm、玉川ダム762mm、片山564mmにも達した。その後台風は急速に北上し、九州西部に上陸して長崎から福岡を経て、日本海に抜けた。 玉川町では谷山川、与和木川が氾濫して死者4名、42億の被害を出した。今治市でも死者4名、負傷者2名、蒼社橋や頓田川の宮ヶ崎橋が落下して31億円の被害をうけた。 (今史現4)
昭和54 (1979)	4月14日	近見山火災	午後1時45分頃異常乾燥下の時、高部のワラビ山から出火して国立公園の近見山に燃え広がり15日午前8時まで18時間燃え中腹から頂上まで雑木林50haを焼損した。消火には市、近見の消防団と住民の約1000名、自衛隊167人があたった。
昭和54 (1979)	5月19日	近見山火災	午後0時47分、延喜片垣池付近から出火、西風にあおられ、103haを焼損、消防団等1100名。自衛隊員200名。今治署員80名出動 (今史現4)
昭和54 (1979)	6月27日 ～30日	集中豪雨	住家被害 床下浸水171棟 被害額 2.9億円 (災害報告)
昭和54 (1979)	10月19日	台風20号	住家被害 床下浸水18棟 被害額 1.14億円 (災害報告)
昭和55 (1980)	7月9日	集中豪雨	住家被害 床下浸水5棟 被害額 1.8億円 (災害報告)
昭和56 (1981)	7月3日	集中豪雨	住家被害 床下浸水15棟
昭和57 (1982)	7月14日～	集中豪雨	住家被害 床上浸水2棟 被害額 床下浸水76棟 0.72億円 (災害報告)
昭和57 (1982)	9月24日	台風19号	住家被害 床下浸水6棟 被害額 3.2億円 (災害報告)

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
昭和60 (1985)	6月21日 ～7月4日	集中豪雨	総雨量387.5mm 住家被害 床下浸水8棟 被害額 1.48億円 (今史現4)
平成2 (1990)	8月17日	集中豪雨	雨量96mm (17時～24時) 住家被害 床下浸水113棟 被害額 0.17億円 (今史現4)
平成3 (1991)	6月30日 ～7月5日	集中豪雨	総雨量179mm 住家被害 床下浸水3棟 被害額 0.73億円 (今史現4)
平成3 (1991)	9月27日	台風19号	最大瞬間風速 43.4m/s 住家被害 一部破損、114棟 人的被害 軽傷4人 その他被害 農産物被害額3.15億円 (今史現4)
平成5 (1993)	9月3日 ～4日	台風13号	最大24時間雨量(3日3時～4日3時)109.5mm、 最大瞬間風速34.0m/s 住家被害 床上浸水17棟 床下浸水20棟 被害額 1.81億円 (今史現4)
平成7 (1995)	7月3日 ～6日	集中豪雨	総雨量283mm 住家被害 床下浸水6棟
平成9 (1997)	7月2日	集中豪雨	総雨量77.5mm 最大時間雨量45.5mm 住家被害 床下浸水99棟
平成9 (1997)	9月15日 ～17日	台風19号	総雨量168.5mm 住家被害 家屋浸水13戸 被害額 0.11544億円
平成10 (1998)	10月16日 ～18日	台風10号	総雨量192.5mm 住家被害 家屋半壊1戸 家屋浸水21戸 人的被害 死者1名 被害額 0.7512億円
平成11 (1999)	9月14日 ～15日	台風16号	総雨量75.0mm 住家被害 床下浸水14戸 被害額 0.70929億円
平成15 (2003)	7月21日	集中豪雨	総雨量82.0mm 住家被害 床下浸水6戸
平成15 (2003)	8月8日	台風10号	総雨量35.0mm 住家被害 一部破損1戸
平成16 (2004)	6月26日 ～28日	集中豪雨	総雨量227.5mm 住家被害 床下浸水6棟
平成16 (2004)	7月31日	台風10号	総雨量43.5mm 最大瞬間風速33.3m/s 住家被害 床下浸水6棟(6世帯7名) その他被害 第1栈橋沈下、漁船被害3隻
平成16 (2004)	8月23日	集中豪雨	総雨量79mm 最大時間雨量46mm 住家被害 床下浸水8棟
平成16 (2004)	8月30日 ～31日	台風16号	総雨量38.5mm 最大瞬間風速38.9m/s 住家被害 床上浸水9棟(9世帯24名) 床下浸水19棟(19世帯34名)

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
平成16 (2004)	9月6日 ～7日	台風18号	総雨量48mm 最大瞬間風速34.0m/s 住家被害 床上浸水2棟(2世帯3名) 床下浸水12棟(12世帯20名)
平成16 (2004)	9月29日	台風21号	総雨量78.3mm 最大瞬間風速28.9m/s 住家被害 床下浸水2棟
平成16 (2004)	10月19日 ～20日	台風23号	総雨量206.5mm 最大瞬間風速24.3m/s 住家被害 床上浸水1棟(1世帯2名) 床下浸水4棟(4世帯6名)
平成17 (2005)	5月28日 ～6月2日	火災	今治市大三島町安神山山林火災 焼損面積133ha 消防団〔出動人員(延べ人員)4,208人、出動ポンプ台数184台〕 ヘリコプター34機(消防、防災、自衛隊)
平成17 (2005)	9月6日	台風14号	住家被害 床下浸水2棟(2名)
平成18 (2006)	6月22日 ～26日	集中豪雨	住家被害 床下浸水2棟(6名)
平成18 (2006)	9月10日	集中豪雨	住家被害 床下浸水 住居7棟(16名) 店舗兼住居30棟(89名) 店舗9棟
平成18 (2006)	11月10日	集中豪雨	住家被害 床下浸水1棟
平成19 (2007)	7月3日	集中豪雨	総雨量72.5mm 最大時間雨量52.5mm 住家被害 床下浸水2棟(3名) 浸水店舗1棟
平成19 (2007)	7月14日	台風4号	総雨量106.5mm 最大時間雨量20.0mm 住家被害 床下浸水4棟(14名) 停電1,271戸
平成20 (2008)	5月24日	集中豪雨	総雨量61.0mm 最大時間雨量19.5mm 家屋被害 納屋浸水1棟
平成20 (2008)	6月21日	集中豪雨	総雨量43.5mm 最大時間雨量17.5mm 住家被害 床下浸水1棟(1名)
平成20 (2008)	8月24日 ～29日	火災	今治市朝倉笠松山山林火災 焼損面積107ha 出動人員(延べ人員)3,037人、出動ポンプ台数163台 ヘリコプター30機(消防・防災、自衛隊)
平成20 (2008)	8月29日 ～30日	集中豪雨	総雨量97.0mm 最大時間雨量41.5mm 住家被害 床上浸水1棟(1名) 床下浸水7棟(26人) 床下浸水住居兼倉庫1棟
平成21 (2009)	7月25日	集中豪雨	総雨量118.0mm 最大時間雨量26.5mm 住家被害 床下浸水1棟
平成21 (2009)	8月1日	集中豪雨	総雨量97.5mm 最大時間雨量58.0mm 住家被害 床下浸水住居3棟(7人) 浸水店舗兼住宅1棟

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
平成21 (2009)	10月7日	台風18号	総雨量73.0mm 最大時間雨量5.5mm 住家被害 桜井地区で停電最大3,475戸
平成23 (2011)	7月18日 ～20日	台風6号	総雨量8.0mm 最大時間雨量1.0mm 住家被害 停電最大4,129戸 人的被害 重傷者1名 軽傷者1名
平成23 (2011)	8月21日	集中豪雨	総雨量66.5mm 最大時間雨量28.5mm 住家被害 床上浸水1世帯 床下浸水4世帯
平成24 (2012)	8月14日	集中豪雨	総雨量42.5mm 最大時間雨量38.0mm 住家被害 停電最大1,081戸
平成25 (2013)	6月19日 ～21日	集中豪雨	総雨量183.5mm 最大時間雨量11.0mm 住家被害 床下浸水1棟
平成25 (2013)	9月3日 ～4日	集中豪雨	総雨量123.0mm 最大時間雨量19.5mm 住家被害 床下浸水1棟
平成28 (2016)	6月21日 ～29日	集中豪雨	総雨量【今治】274.0mm、【玉川】291.0mm、【大三島】340.5mm 最大時間雨量【今治】22.5mm、【玉川】27.0mm、【大三島】44.5mm 住家被害 一部損壊4棟 床下浸水4棟 被害額 約6億円
平成29 (2017)	9月17日	台風18号	総雨量 【今治】160.0mm、【玉川】243.5mm、【大三島】94.0mm 最大時間雨量 【今治】45.5mm、【玉川】62.5mm、【大三島】28.0mm 住家被害 床上浸水4棟 床下浸水77棟 人的被害 軽傷2名 被害額 約11億円
平成30 (2018)	7月5日 ～9日	集中豪雨 (西日本豪雨)	総雨量 【今治】463.5mm、【玉川】427.5mm、【大三島】414.5mm 最大時間雨量 【今治】42.5mm、【玉川】39.0mm、【大三島】35.0mm 住家被害 全壊16棟 半壊35棟(大規模半壊13棟) 一部破損15棟 床上浸水12棟 床下浸水33棟 人的被害 死亡2名 重傷3名 その他被害 非住家被害1棟、土砂災害10か所、河川被害4か所、港湾海岸被害15か所 災害対策本部設置 自衛隊災害派遣 災害救助法及び被災者生活再建支援法適用 被害額 約50億円

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
令和2 (2020)	7月5日 ～14日	令和2年7月豪雨	総雨量 【今治】286.5mm【玉川】307mm【大三島】315mm 最大時間雨量 【今治】29.5mm【玉川】31.0mm【大三島】23.5mm 住家被害 一部損壊1棟(1世帯2人) 水防本部(災害警戒本部)設置
令和3 (2021)	5月20日 ～21日	大雨 (土砂災害)	総雨量 【今治】87mm【玉川】86.5mm【大三島】74.5mm 最大時間雨量 【今治】13.5mm【玉川】12.0mm【大三島】10.5mm 住家被害 一部損壊1棟(1世帯1人) 水防本部(災害警戒本部)設置
令和3 (2021)	7月8日 ～9日	大雨 (土砂災害)	総雨量 【今治】39.5mm【玉川】34.5mm【大三島】107.5mm 最大時間雨量 【今治】14.0mm【玉川】12.0mm【大三島】24.5mm 被害なし 災害対策本部設置 避難指示発令(上浦町盛)
令和3 (2021)	8月8日 ～9日	台風9号	総雨量 【今治】69mm【玉川】92mm【大三島】60.5mm 最大時間雨量 【今治】35.5mm【玉川】41.0mm【大三島】24.5mm 最大瞬間風速 【今治】24.7m/s【大三島】24.2m/s 被害箇所 非住家被害1棟 住家被害 一部損壊1棟(1世帯2人) 水防本部(災害警戒本部)設置
令和3 (2021)	8月12日 ～20日	大雨 (土砂災害)	総雨量 【今治】240.5mm【玉川】252.5mm【大三島】311.5mm 最大時間雨量 【今治】20.5mm【玉川】21.0mm【大三島】27.0mm 住家被害 床下浸水3棟(3世帯9人) 災害対策本部設置 避難指示発令(上浦町盛、大三島町肥海)
令和3 (2021)	9月3日 ～4日	大雨 (土砂災害)	総雨量 【今治】81mm【玉川】76mm【大三島】81mm 最大時間雨量 【今治】26.0mm【玉川】23.5mm【大三島】15.0mm 住家被害 全壊1棟(1世帯2人) 水防本部(災害警戒本部)設置
令和3 (2021)	9月17日 ～18日	台風14号	総雨量 【今治】31.0mm【玉川】57.0mm【大三島】27.5mm 最大時間雨量 【今治】7.5mm【玉川】16.0mm【大三島】12.0mm 最大瞬間風速 【今治】15.7m/s【大三島】14.4m/s 住家被害 一部損壊1棟(1世帯1人) 水防本部(災害警戒本部)設置
令和4 (2022)	9月18日～ 19日	台風14号	総雨量 【今治】23.0mm【玉川】42.0mm【大三島】36.0mm 最大時間雨量 【今治】10.5mm【玉川】16.5mm【大三島】11.0mm 最大瞬間風速 【今治】21.5m/s【大三島】21.4m/s 人的被害 軽傷者1名 水防本部(災害警戒本部)設置

年号 (西暦)	月日	災害名	災害・気象状況等の概要
令和5 (2023)	8月23日	大雨（土砂災害・浸水害）	総雨量 【今治】56.5mm【玉川】64.0mm【大三島】13.0mm 最大時間雨量 【今治】39.0mm【玉川】47.0mm【大三島】5.0mm 住家被害 床下浸水4棟（4世帯6人） 水防本部（災害警戒本部）設置
令和6 (2024)	1月7日～ 10日	火災	今治市大三島口総地区林野火災 焼損面積3.0ha 出動人員(延べ人員)294人、出動ポンプ台数60台 ヘリコプター1機(消防・防災)
令和6 (2024)	5月28日	大雨（土砂災害・浸水害）	総雨量 【今治】122.5mm【玉川】123.0mm【大三島】101.0mm 最大時間雨量 【今治】30.5mm【玉川】30.0mm【大三島】13.5mm 住家被害 床下浸水12棟（12世帯30人） 水防本部（災害警戒本部）設置
令和6 (2024)	8月29日～ 31日	大雨（土砂災害・浸水害）	総雨量 【今治】129.0mm【玉川】192.0mm【大三島】102.0mm 最大時間雨量 【今治】36.5mm【玉川】44.0mm【大三島】19.0mm 水防本部（災害対策本部）設置 避難指示発令（波方、大西、菊間地区）
令和6 (2024)	11月2日	大雨（土砂災害・浸水害）	総雨量 【今治】101.5mm【玉川】130.0mm【大三島】49.0mm 最大時間雨量 【今治】54.0mm【玉川】66.5mm【大三島】24.0mm 住家被害 床上浸水2棟（2世帯2人） 床下浸水30棟（30世帯64人） 水防本部（災害対策本部）設置

資料）「現代の今治」、「新今治市史」、「今治市地域防災計画・今治市水防計画（令和4年度修正版）」、消防機関作成資料、今治市水防活動状況、今治市浸水実績資料、愛媛県HP「過去の災害情報」等より集約した。

6 情報収集及び広報関係

資料〔6－1〕

広報文例

【各広報文伝達の際の共通事項】

- (1) 広報文は全て2回繰り返し放送する。
- (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下避難指示等という。）の伝達文については、
冒頭に「緊急放送、緊急放送、（避難指示等）発令。こちらは、防災今治市です。」
を文末に「こちらは、防災今治市でした。」を挿入する。
- (3) それ以外の伝達文については
冒頭に「こちらは、防災今治市です。」を
文末に「こちらは、防災今治市でした。」を挿入する。

第一章 風水害

1 土砂災害に関する広報文例

(1) 避難指示等の伝達文の例

- ①【警戒レベル3】高齢者等避難…………… P227
- ②【警戒レベル4】避難指示…………… P228
- ③【警戒レベル5】緊急安全確保…………… P228
- ④【警戒レベル5】緊急安全確保【土砂災害を確認したとき】…………… P228

(2) その他の土砂災害に関する伝達文の例

- ①大雨特別警報（土砂災害）発表に伴う伝達文の例…………… P228
- ②記録的短時間大雨情報発表に伴う伝達文の例…………… P229

2 洪水に関する広報文例

(1) 避難指示等の伝達文の例

- ①【警戒レベル3】高齢者等避難…………… P229
- ②【警戒レベル4】避難指示…………… P229
- ③【警戒レベル5】緊急安全確保…………… P229
- ④【警戒レベル5】緊急安全確保【越水等を確認したとき】…………… P230

3 高潮に関する広報文例

(1) 避難指示等の伝達文の例

- ①【警戒レベル3】高齢者等避難…………… P230
- ②【警戒レベル4】避難指示…………… P230
- ③【警戒レベル5】緊急安全確保…………… P231

- ④【警戒レベル5】緊急安全確保【越波・越流を確認したとき】…………… P231

(2) その他の高潮に関する伝達文の例

- ①高潮特別警報発表に伴う伝達文の例…………… P231

4 その他風水害に関する広報文例

- ①台風接近に伴う伝達文の例（自主避難等の呼びかけ）…………… P231

第二章 地震・津波

1 地震に関する広報文例

- ①緊急地震速報（震度4から震度7まで共通）（J-ALERTによる自動放送）… P232
 ②震度速報（J-ALERTによる自動放送）…………… P232
 ③地震発生直後の注意事項（震度5強以上の場合）（J-ALERTによる自動放送後）
 …………… P232
 ④地震情報（被害が著しい場合、余震が続く場合）…………… P232

2 津波に関する広報文例

(1) 避難指示等の伝達文の例

- ①避難指示【津波注意報が発表されたとき】…………… P233
 ②避難指示【津波警報・大津波警報が発表されたとき】…………… P233

(2) その他の津波に関する伝達文の例

- ①津波注意報（J-ALERTによる自動放送）…………… P233
 ②津波警報（J-ALERTによる自動放送）…………… P233
 ③大津波警報（J-ALERTによる自動放送）…………… P233
 ④各地の津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報…………… P234

3 南海トラフ地震臨時情報に関する広報文例

- ①南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）…………… P234

第三章 その他応急対策等

1 災害対策本部設置時等広報文例

- ①災害対策本部設置時…………… P234
 ②災害対策本部解散時…………… P234
 ③避難誘導…………… P235

④避難所の開設状況	P235
⑤避難所の閉鎖	P235
⑥避難指示等の解除	P235
2 その他	
①医療救護	P235
②火災地区住民への避難指示発令時	P235
③混乱防止の呼びかけ	P236
④道路交通情報	P236
⑤公共交通機関の運行状況	P236
⑥電気（電話）の復旧状況	P236
⑦ごみ・し尿の収集	P236
⑧応急給水の連絡	P237
⑨飲料水・食料等の供給	P237
⑩住民の安否情報	P237

第一章 風水害

1 土砂災害に関する広報文例

(1) 避難指示等の伝達文の例

①【警戒レベル3】高齢者等避難

○時○分
土砂災害に関する【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。
対象地区については次のとおりです。
○○、○○、○○…。
崖付近や沢沿いの地域は、土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
高齢者や小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方は、支援者と連絡を取り合うなどし、避難を開始してください。
それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

②【警戒レベル4】避難指示

○時○分

土砂災害に関する【警戒レベル4】避難指示を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

○○、○○、○○…。

崖付近や沢沿いの地域は、土砂災害の危険性が高まっています。

速やかに避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。

③【警戒レベル5】緊急安全確保

○時○分

土砂災害に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

○○、○○、○○…。

崖付近や沢沿いの地域は、土砂災害が発生している可能性が極めて高い状況にあります。

命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

④【警戒レベル5】緊急安全確保【土砂災害を確認したとき】

○時○分

土砂災害に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

○○、○○、○○…。

現在、○○地区周辺で土砂災害の発生が確認されています。

命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

(2) その他の土砂災害に関する伝達文の例

①大雨特別警報（土砂災害）発表に伴う伝達文の例

○時○分、今治市に大雨特別警報（土砂災害）が発表されました。

数十年に一度の大雨となるおそれがあり、重大な災害の危険性が著しく高まっています。

避難行動については、周囲の状況に応じて冷静な判断が必要です。

気象情報の収集に努め、災害から命を守る行動をとってください。

②記録的短時間大雨情報発表に伴う伝達文の例

○時○分、今治市で記録的短時間大雨情報が発表されました。
 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測し、重大な災害の危険性が著しく高まっています。
 避難行動については、周囲の状況に応じて冷静な判断が必要です。
 気象情報の収集に努め、災害から命を守る行動をとってください。

2 洪水に関する広報文例

(1) 避難指示等の伝達文の例

①【警戒レベル3】高齢者等避難

○時○分
 ○○川洪水に関する【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。
 対象地区については次のとおりです。
 ○○、○○、○○…。
 ○○川が氾濫のおそれのある水位に近づいています。
 高齢者や小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方は、支援者と連絡を取り合うなどし、避難を開始してください。
 それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

②【警戒レベル4】避難指示

○時○分
 ○○川洪水に関する【警戒レベル4】避難指示を発令しました。
 対象地区については次のとおりです。
 ○○、○○、○○…。
 ○○川が氾濫のおそれのある水位に到達しました。
 速やかに避難を開始してください。
 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

③【警戒レベル5】緊急安全確保

○時○分
 ○○川洪水に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。
 対象地区については次のとおりです。
 ○○、○○、○○…。
 ○○川の水位が堤防を越え、氾濫が発生しているおそれがあります。
 命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

④【警戒レベル5】緊急安全確保【越水等を確認したとき】

〇時〇分

〇〇川洪水に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

〇〇、〇〇、〇〇…。

現在、〇〇地区で〇〇川の堤防から越水を確認しました。また、浸水により〇〇道は通行できない状況です。命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

※注 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。

3 高潮に関する広報文例

（１）避難指示等の伝達文の例

①【警戒レベル3】高齢者等避難

〇時〇分

高潮に関する【警戒レベル3】高齢者等避難を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

〇〇、〇〇、〇〇…。

高潮の危険性が高まることが予想されます。

高齢者や小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方は、支援者と連絡を取り合うなどし、避難を開始してください。

それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。

避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

②【警戒レベル4】避難指示

〇時〇分

高潮に関する【警戒レベル4】避難指示を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

〇〇、〇〇、〇〇…。

高潮の危険性が高まっています。

速やかに避難を開始してください。

避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

③【警戒レベル5】緊急安全確保

○時○分

高潮に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

○○、○○、○○…。

まもなく高潮氾濫が発生することが予想されます。

命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

④【警戒レベル5】緊急安全確保【越波・越流を確認したとき】

○時○分

高潮に関する【警戒レベル5】緊急安全確保を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

○○、○○、○○…。

○○地区周辺で高潮による越波・越流の発生が確認されています。

命の危険が迫っていますので、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難し、直ちに身の安全を確保してください。

(2) その他の高潮に関する伝達文の例

①高潮特別警報発表に伴う伝達文の例

○時○分、今治市に高潮特別警報が発表されました。

数十年に一度の強度の台風や温帯低気圧により、海面の異常上昇のおそれがあり、重大な災害の危険性が著しく高まっています。

避難行動については、周囲の状況に応じて冷静な判断が必要です。

気象情報の収集に努め、災害から命を守る行動をとってください。

4 その他風水害に関する広報文例

①台風接近に伴う伝達文の例（自主避難等の呼びかけ）

台風○○号の接近に伴い、今夜から明日にかけて大雨・土砂災害・暴風・高潮等のおそれがあります。

お住まいの地域の川の増水、土砂崩れ、低地の浸水などに十分に注意してください。

また、高齢者や小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方は、あらかじめ支援者と連絡を取り合うなどをし、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難をしてください。

それ以外の方についても、いつでも避難できるように避難の準備を整え、気象情報に注意してください。

現在、開設している避難所は次のとおりです。

○○校区○○避難所、○○避難所、…。

第二章 地震・津波

1 地震に関する広報文例

①緊急地震速報（震度4から震度7まで共通）（J-ALERTによる自動放送）

（例）「（緊急地震速報チャイム音）緊急地震速報。大地震です。大地震です。」

②震度速報（J-ALERTによる自動放送）

（例）震度速報

ただいまの地震は震度〇と発表されました。

引き続き、今後の情報にご注意ください。

③地震発生直後の注意事項（震度5強以上の場合）（J-ALERTによる自動放送後）

先ほどの地震は「震度〇」と発表されました。

ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。

皆さん あわてて外に飛び出さないでください。

建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。

壊れた建物のそばや、狭い路地を通る時は、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れて、道のまん中を歩いてください。

たれさがった電線には絶対に触れないでください。

④地震情報（被害が著しい場合、余震が続く場合）

地震情報をお知らせします。

今後も余震が続くものと思われます。

落ち着いて行動してください。

避難の際には落下物にも注意してください。

ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落としてください。

出火を確認した時は、大声を出し、みんなで協力して消火してください。

重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。

ラジオ等をつけて、ラジオ等からの情報を待ってください。

*必要に応じて、注意情報、被害情報、安心情報(学校の児童等の情報など)があれば加える。

2 津波に関する広報文例

(1) 避難指示の伝達文の例

①避難指示【津波注意報が発表されたとき】

〇時〇分

津波注意報が発表されたため、避難指示を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

〇〇、〇〇、〇〇…。

海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

②避難指示【津波警報・大津波警報が発表されたとき】

〇時〇分

(津波警報・大津波警報) が発表されたため、避難指示を発令しました。

対象地区については次のとおりです。

〇〇、〇〇、〇〇…。

ただちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

(2) その他の津波に関する伝達文の例

①津波注意報 (J-ALERTによる自動放送)

(例) 「(サイレン) 津波注意情報が発表されました。海岸付近の方は出来るだけ高い場所に避難してください。」

②津波警報 (J-ALERTによる自動放送)

(例) 「(サイレン) 津波警報が発表されました。海岸付近の方は直ちに高台に避難してください。」

③大津波警報 (J-ALERTによる自動放送)

(例) 「(サイレン) 大津波警報。大津波警報。直ちに高台に避難してください。」

④各地の津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

「（大津波警報・津波警報・津波注意報）が発表されています。
 海岸や川沿いにいる人は直ちに高台など安全な場所へ避難してください。
 津波の高さは（巨大・高い）と予想されています。
 今治市のうち、最も早く津波が到達する予想時刻は
 ○○地区で○○日○○時○○分頃です。
 場所によっては、この時刻よりもかなり遅れて津波が襲ってくる場合があります。
 到達予想時刻から津波が最も高くなるまでに数時間以上かかる場合がありますので、観測された津波の高さにかかわらず、（津波警報等）が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

3 南海トラフ地震臨時情報に関する広報文例

（１）避難指示の伝達文の例

①南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）

- ・南海トラフ沿いでマグニチュード8.0の地震が発生し、連続して巨大地震が発生するおそれが高まったため、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。
- ・事前避難対象地域にお住まいの方は、指定避難所や安全な親戚・知人宅に1週間事前避難してください。
- ・事前避難対象地域外にお住まいの方も、日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生したらすぐに避難できるよう準備をしてください。

第三章 その他応急対策等

1 災害対策本部設置時等広報文例

①災害対策本部設置時

○時○分
 今治市は災害対策本部を設置しました。
 市内では、○○等の被害が発生するおそれがあります。
 市民の皆さんは十分注意して下さい。

②災害対策本部解散時

○時○分
 ○○警報解除に伴い、今治市災害対策本部は解散しました。

③避難誘導

避難情報をお知らせします。
現在、〇〇地区には〇〇による被害が発生するおそれがあります。
ただちに避難してください。
開設している避難所は〇〇、〇〇…です。

④避難所の開設状況

避難所の開設についてお知らせします。
開設した避難所については次のとおりです。
〇〇校区〇〇避難所…

⑤避難所の閉鎖

避難所の閉鎖をお知らせします。
閉鎖した避難所については次のとおりです。
〇〇校区〇〇避難所…

⑥避難指示等の解除

【各気象情報名称】解除に伴い、【避難指示等】を解除しました。
解除した地区については次のとおりです。
〇〇地区…

2 その他

①医療救護

現在、臨時の医療救護所を開設しています。
医療救護所は、〇〇中学校、〇〇中学校…に開設しています。
ケガをされている方は、最寄りの医療救護所をご利用ください。

②火災地区住民への避難指示発令時

〇〇地区の皆さんに避難指示についてお知らせします。
現在、〇〇地区の火災は、(〇〇方向へ) 燃え広がっています。(燃え広がる危険があります。) このため、〇〇時〇〇分、〇〇地区に対して、避難指示を発令しました。
〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇へ(〇〇方面へ) 避難してください。(現場に警察官や消防職員などがいる場合、その指示に従ってください。)

③混乱防止の呼びかけ

（例：余震が続いております）が、住民の皆さん、落ちついてください。
市役所や警察、消防の指示に従って冷静に行動してください。
テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。

④道路交通情報

道路交通情報についてお知らせします。

現在、

- ・ 国道〇〇号は地震の被害により、〇〇から〇〇の間で通行止めとなっています。
- ・ 県道〇〇線は地震の被害により、〇〇から〇〇の間で通行止めとなっています。

（迂回路の有無などの情報を盛り込む）

⑤公共交通機関の運行状況

公共交通機関の運行状況についてお知らせします。

現在、

- ・ J Rは〇〇線、〇〇線、全て運休しています。
（J Rでは線路などの点検を行っていますが、運転の再開見通しはたっていません。）
- ・ バスの運行については全て運休しています。
- ・ 高速道路は〇〇から〇〇間の上下線が通行止めとなっています。

⑥電気（電話）の復旧状況

電気（電話）の復旧状況についてお知らせします。

現在、

- ・ 市内全域（〇〇地区一帯）が停電していますが、（〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込みです。
- ・ 市内全域（〇〇地区一帯）で電話が不通になっています。
N T Tでは、全力を挙げて復旧工事を行っていますが、復旧にはあと〇〇日程度かかる見込みです。なお、〇〇避難所、〇〇小学校に特設公衆電話を設置していますのでご利用ください。

⑦ごみ・し尿の収集

ごみ（し尿）の収集についてお知らせします。

ごみ（し尿）については、〇〇日頃（〇〇地域については〇〇日頃）に収集作業が開始される見込みです。

収集作業が開始されるまでは、各家庭で適切に保管してください。

⑧応急給水の連絡

現在、市内全域（〇〇町、〇〇町付近）では、地震の影響で断水が発生しております。

市では、〇〇、〇〇に応急給水所を設置し、飲み水を配付しています。

応急給水所には、飲料水を入れる容器をご持参ください。

⑨飲料水・食料等の供給

被災された方々へ、食料、生活物資等の供給について、お知らせいたします。

〇〇公民館（〇〇町〇丁目）、〇〇小学校（〇〇町〇丁目）にて、被災された方々（自宅避難者含む）に食料・毛布などを配付しています。

（自主防災組織や自治会などを通じて、食料・毛布などを配付しています。）

⑩住民の安否情報

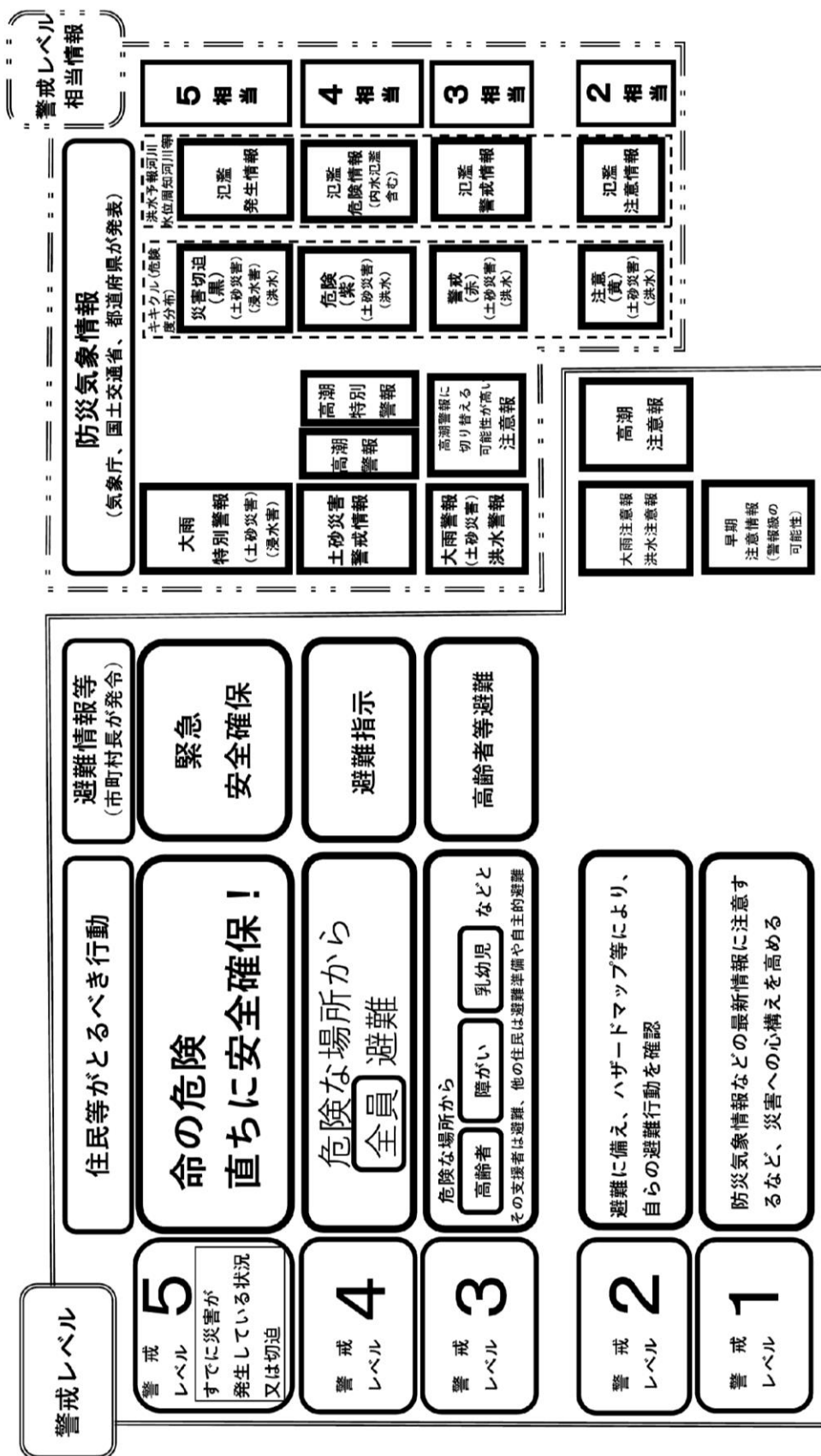
〇〇（地震・津波・土砂災害）で亡くなられた方（やケガをされた方）の収容先についてお知らせします。

亡くなられた方の遺体は、〇〇町の〇〇寺、〇〇町の旧〇〇学校体育館などに安置されています。

遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。

なお、ケガをされた方は、〇〇病院、〇〇病院に収容されています。

警戒レベルと住民等のとるべき行動について



7 通信関係

災害時優先電話一覧表

名称	電話番号	所在地
今治市役所	0898-32-5191	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5203	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5204	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5205	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5206	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5207	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5208	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5209	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5210	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所（FAX）	0898-32-5211	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5212	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5213	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5214	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5215	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5216	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5219	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5281	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5496	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5497	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所	0898-32-5737	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所（水道お客様センター）	0898-32-6762	今治市別宮町1丁目4-1
今治市役所（学校給食課FAX）	0898-22-1302	今治市南大門町2丁目5-1
災害対策本部室（本部総括班）	0898-33-2885	今治市別宮町1丁目4-1
災害対策本部室（本部総括班）	0898-33-2886	今治市別宮町1丁目4-1
災害対策本部室（避難所班）	0898-33-2887	今治市別宮町1丁目4-1
災害対策本部室（応急対策班）	0898-33-2888	今治市別宮町1丁目4-1
災害対策本部室（消防班）	0898-33-2889	今治市別宮町1丁目4-1
別名水防防災倉庫	0898-32-6356	今治市別名2-3
今治市クリーンセンター （バリクリーン）	0898-47-5375	今治市町谷甲394
衛生センター	0898-24-1431	今治市天保山町1丁目2-1
学校給食センター	0898-22-1302	今治市大新田町3丁目5-49
馬越配水池	0898-22-6228	今治市馬越2番耕地74-1
下水浄化センター	0898-23-5616	今治市天保山町4丁目6-2
北部浄化センター	0898-41-8451	今治市内堀1丁目185-15
塔ヶ谷下水処理場	0898-48-4859	今治市湯ノ浦19
天保山第1ポンプ場	0898-22-6296	今治市天保山町2丁目2-14
北浜ポンプ場	0898-31-9628	今治市北浜町甲1052-5
立花中継ポンプ場	0898-31-1610	今治市東鳥生町5丁目17
鳥生中継ポンプ場	0898-33-1404	今治市東鳥生町4丁目4-9
近見ポンプ場	0898-22-3090	今治市大新田町3丁目7-5
高部下排水ポンプ場	0898-41-5339	今治市高部甲11-14
北郷排水ポンプ場	0898-41-6599	今治市中堀3丁目9
桜井排水ポンプ場	0898-47-3746	今治市桜井1丁目6-25
吹揚小学校（FAX）	0898-25-0053	今治市黄金町3丁目3

名称	電話番号	所在地
別宮小学校（FAX）	0898-25-0026	今治市別宮町5丁目1-7
常盤小学校（FAX）	0898-25-0028	今治市中日吉町2丁目6-55
近見小学校（FAX）	0898-25-0032	今治市近見町1丁目5-1
立花小学校（FAX）	0898-25-0034	今治市立花町4丁目3-45
鳥生小学校（FAX）	0898-25-0038	今治市南高下町3丁目3-71
桜井小学校（FAX）	0898-48-5062	今治市郷桜井1丁目8-26
国分小学校（FAX）	0898-47-2021	今治市古国分2丁目7-1
富田小学校（FAX）	0898-48-6132	今治市上徳甲394-4
清水小学校	0898-22-2572	今治市五十嵐甲13-3
日高小学校（FAX）	0898-25-0047	今治市別名446-2
乃万小学校（FAX）	0898-25-0051	今治市延喜甲349
波止浜小学校	0898-41-9034	今治市地堀1丁目3-40
日吉中学校（FAX）	0898-25-0056	今治市中日吉町1丁目3-70
近見中学校	0898-22-1049	今治市近見町4丁目2-57
立花中学校	0898-32-1029	今治市立花町2丁目8-7
桜井中学校（FAX）	0898-48-6510	今治市郷桜井1丁目8-8
南中学校	0898-48-2854	今治市松木349-1
西中学校（FAX）	0898-25-0063	今治市山路554-3
北郷中学校	0898-41-9054	今治市中堀4丁目1-1
今治市営中央体育館（FAX）	0898-24-1651	今治市別宮町6丁目2-2
本町児童館	0898-32-3952	今治市本町5丁目2-24
中央公民館	0898-32-2892	今治市南宝来町1丁目6-1
富田公民館	0898-48-5175	今治市上徳甲393-3
桜井公民館	0898-48-0001	今治市桜井3丁目6-8
鳥生保育所	0898-22-3749	今治市北鳥生町3丁目1-15
常盤保育所	0898-31-5058	今治市南日吉町2丁目2-8
城東保育所	0898-22-3451	今治市美須賀町4丁目1-48
乃万保育所	0898-22-6289	今治市延喜甲365-2
日高保育所	0898-23-1512	今治市別名549-1
富田保育所	0898-48-2323	今治市上徳乙287-7
桜井保育所	0898-48-0555	今治市登畑甲40
河野美術館	0898-23-3810	今治市旭町1丁目4-8
朝倉支所（FAX）	0898-56-3513	今治市朝倉北甲397
朝倉支所（消防一斉指令電話）	0898-56-3942	今治市朝倉北甲397
朝倉公民館	0898-56-2024	今治市朝倉北甲393
朝倉小学校（FAX）	0898-56-2881	今治市朝倉北甲281
朝倉中学校（FAX）	0898-36-7014	今治市朝倉北甲273
朝倉調理場	0898-56-2025	今治市朝倉北甲317-1
朝倉福祉センター	0898-56-3560	今治市朝倉下甲529
朝倉B&G海洋センター	0898-56-3466	今治市朝倉下乙104-2
玉川支所（消防一斉指令電話）	0898-55-4979	今治市玉川町三反地甲10-1
玉川支所（FAX）	0898-55-3123	今治市玉川町三反地甲10-1
九和小学校（FAX）	0898-36-8023	今治市玉川町摺木甲71-1
鴨部小学校（FAX）	0898-36-8026	今治市玉川町中村甲574-1
玉川中学校（FAX）	0898-55-3181	今治市玉川町高野甲21
玉川調理場	0898-55-2147	今治市玉川町摺木甲38-1
鈍川収蔵庫	0898-55-3055	今治市玉川町鈍川丙226
波方支所（FAX）	0898-41-5562	今治市波方町樋口甲250
波方支所（消防一斉指令電話）	0898-41-4979	今治市波方町樋口甲250
波方小学校	0898-41-9150	今治市波方町養老甲803-1
なみっこ交流館	0898-41-9770	今治市波方町波方甲2029

名称	電話番号	所在地
大西支所（FAX）	0898-53-4835	今治市大西町宮脇甲506-1
大西支所（消防一斉指令電話）	0898-53-4979	今治市大西町宮脇甲506-1
大西小学校（FAX）	0898-53-3682	今治市大西町大井浜103
大西中学校	0898-53-2038	今治市大西町九王甲2280-1
大西調理場	0898-53-2129	今治市大西町脇甲1831-5
大西体育館	0898-53-5040	今治市大西町新町甲797-2
菊間支所（消防一斉指令電話）	0898-54-4979	今治市菊間町浜840
菊間支所（FAX）	0898-54-5254	今治市菊間町浜840
亀岡小学校（FAX）	0898-54-5393	今治市菊間町種52
菊間小学校（FAX）	0898-54-5363	今治市菊間町長坂2001-1
菊間中学校	0898-54-2924	今治市菊間町浜2628-1
菊間保育所	0898-54-2209	今治市菊間町長坂1999
菊間調理場	0898-54-2497	今治市菊間町松尾35
吉海支所（FAX）	0897-84-2115	今治市吉海町八幡137
吉海支所（消防一斉指令電話）	0897-84-2181	今治市吉海町八幡137
吉海小学校（FAX）	0897-84-2648	今治市吉海町八幡157
大島中学校（FAX）	0897-84-3982	今治市吉海町幸新田250
宮窪支所	0897-86-2504	今治市宮窪町宮窪2668
宮窪支所（FAX）	0897-86-3828	今治市宮窪町宮窪2668
宮窪小学校	0897-86-2117	今治市宮窪町宮窪4765
伯方支所（消防一斉指令電話）	0897-72-1504	今治市伯方町木浦甲1235
伯方支所（FAX）	0897-72-2838	今治市伯方町木浦甲1235
伯方小学校（FAX）	0897-72-3331	今治市伯方町木浦甲3599-2
伯方中学校	0897-72-1055	今治市伯方町木浦甲4134-1
非常用トンネル電話（宝股山トンネル）	0897-72-0349	伯方町有津甲1092
上浦支所（FAX）	0897-87-2237	今治市上浦町井口6605
上浦支所（消防一斉指令電話）	0897-87-3008	今治市上浦町井口6605
上浦小学校（FAX）	0897-87-2981	今治市上浦町井口4497-1
大三島中学校（FAX）	0897-87-3401	今治市上浦町井口5610
大三島支所（消防一斉指令電話）	0897-82-0513	今治市大三島町宮浦5708
大三島支所（FAX）	0897-82-0661	今治市大三島町宮浦5708
大三島小学校（FAX）	0897-82-0034	今治市大三島町宮浦5145
越智諸島事務所	0897-82-1261	今治市大三島町台1330
関前支所	0897-88-2111	今治市関前岡村甲732
関前支所（消防一斉指令電話）	0897-88-2126	今治市関前岡村甲732
関前支所（FAX）	0897-88-2350	今治市関前岡村甲732
岡村小学校	0897-88-2531	今治市関前岡村甲415
関前中学校	0897-88-2104	今治市関前岡村甲415
関前開発総合センター	0897-88-2211	今治市関前岡村甲5-2
岡村港務所	0897-88-2252	今治市関前岡村甲723-2
今治市消防本部	0898-24-6070	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-25-5780	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-31-2830	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-32-2779	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-33-8530	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-34-8061	今治市南宝来町2丁目1-1
今治市消防本部	0898-36-1088	今治市南宝来町2丁目1-1
東分署	0898-47-4894	今治市旦甲264-1
東分署	0898-47-4994	今治市旦甲264-1

名称	電話番号	所在地
西消防署	0898-32-6119	今治市クリエイティブヒルズ3
西消防署	0898-32-6143	今治市クリエイティブヒルズ3
波方分署	0898-41-7594	今治市波方町樋口甲1551-1
波方分署	0898-43-0119	今治市波方町樋口甲1551-1
菊間分署	0898-54-2846	今治市菊間町浜1500-17
菊間分署	0898-54-4094	今治市菊間町浜1500-17
北消防署	0897-74-2233	今治市伯方町叶浦甲1667-4
北消防署	0897-74-2120	今治市伯方町叶浦甲1667-4
大島分署	0897-86-2119	今治市宮窪町宮窪4765-5
大島分署	0897-86-2189	今治市宮窪町宮窪4765-5
大三島分署	0897-87-2113	今治市上浦町井口5286
大三島分署	0897-87-4118	今治市上浦町井口5286

資料〔7－2〕

愛媛県防災通信システム(地上系)一覧表

(令和6年8月現在)

機関名		担当課・係名	電 話			F A X	
			NTT	地上系		NTT	地上系 (発信特番なし)
				内線接続	防災電話機 (発信特番なし)		
県	県庁	防災危機管理課 防災情報係	089-912-2318	500-0-2318(グループ) 500-0-3449(高須賀) 500-1-2318(グループ) 500-1-3449(高須賀) (発信特番: 6)	500-302 500-301～500-304 500-311～500-314 500-321～500-324	089-941-2160(課) 089-941-2170(OP 室) 089-941-2180(OP 室)	500-201～500-203 500-211～500-214 500-221～500-224 500-231～500-234
	東予地方局	総務県民課 防災対策室	0897-56-1300 (内線 213) 0897-47-0260	501-0-213 (発信特番: 6)	501-22～501-23	0897-56-3731	501-21
	四国中央庁舎	四国中央土木事務所 用地管理課	0896-23-2390 0896-24-4455	506-0-303 (発信特番: 6)	506-22	0896-23-5906	506-21
	西条第二庁舎	農業振興課 企画調整係	0898-68-7322	507-0-304 (発信特番: 6)	507-22～507-23	0898-68-3056	507-21
	今治支局	総務県民室	0898-32-3732 (内線 300)	502-0-300 (発信特番: 6)	502-22～502-24、 502-31～502-34	0898-24-1586	502-21
	中予地方局	総務県民課 防災対策室	089-909-8750 (内線 307・310)	503-0-310 (発信特番: 6)	503-22～503-24、 503-31、32	089-913-1140	503-21
	久万高原庁舎	久万高原土木事務所 用地管理課	0892-21-1210	508-0-417 (発信特番: 6)	508-22～508-24、 508-31～508-34	0892-21-0773	508-21
	南予地方局	総務県民課 防災対策室	0895-28-6103	504-0-206 (発信特番: 6)	504-22(防災対策室)、23、24、 31(企画課)、32(農業振興課)、 33(管理課)、34	0895-22-3065	504-21
	八幡浜支局	総務県民室	0894-24-5288 (内線 207)	505-0-207／208 (発信特番: 6)	505-22～505-24、 505-31～505-34	0894-24-6271	505-21
	大洲庁舎	大洲土木事務所 事業管理課	0893-24-5121	509-0-352 (発信特番: 6)	509-22～509-24、 509-31、509-32	0893-24-7525	509-21
	西予庁舎	西予土木事務所 用地管理課	0894-62-1331	510-0-131 (発信特番: 6)	510-22～510-24、 510-31～510-34	0894-62-9277	510-21
	愛南庁舎	愛南土木事務所 用地管理課	0895-72-1145	511-0-205 (発信特番: 6)	511-22～511-24	0895-72-1147	511-21

機関名			担当課・係名	電 話			F A X	
				NTT	地上系		NTT	地上系 (発信特番なし)
					内線接続	防災電話機 (発信特番なし)		
県	県立新居浜病院		総務課 庶務係	0897-43-6161		512-21(代表着信)	0897-41-2900	
	県立今治病院		総務医事課 庶務係	0898-32-7111		513-21(代表着信)	0898-22-1398	
	県立中央病院		総務医事課 庶務係	089-947-1111		514-21(代表着信)	089-943-4136	
	県立南宇和病院		事務局 庶務係	0895-72-1231		515-21(代表着信)	0895-72-5552	
	鹿森ダム管理事務所		管理課 管理係	0897-41-6438		516-21	0897-41-0891	
	黒瀬ダム管理事務所		管理課 管理係	0897-56-3131		517-21(代表着信)	0897-53-0839	
	玉川ダム管理事務所		管理課 管理係	0898-55-2200		518-21(代表着信)	0898-55-2944	
	台ダム管理事務所		管理課 管理係	0897-82-1768		519-21(代表着信)	0897-82-1136	
	須賀川ダム管理事務所		管理課 管理係	0895-22-8635		520-21	0895-25-5857	
	山財ダム管理事務所		管理課 管理係	0895-32-4020		521-21(代表着信)	0895-32-4946	
	松山発電工水銅山川支所		保守管理グループ	0896-23-3519		524-21(代表着信)	0896-24-7142	
	松山発電工水管理事務所		発電管理課 発電係	089-975-0901		522-21(代表着信)	089-975-0997	
	松山発電工水面河ダム出張所			0892-58-2021		523-21、523-22	0892-58-2459	
	消防学校		庶務係	089-978-4000		525-21(代表着信)	089-978-4003	
	原子力センター		原子力安全課 放射線監視係	0894-20-6610	571-2-209 (発信特番:6)		0894-36-1150	
市町	松山市	消防局	通信指令課	089-926-9202			089-926-9198	
		本庁	危機管理課	089-948-6794	601-0-6794 (発信特番: 99)	601-22～601-24、 601-31～601-34	089-934-1813	601-21
	今治市	消防本部	警防課通信指令室	0898-32-6666			0898-32-0119	
		本庁	防災危機管理課 総務企画係	0898-36-1558	602-0-30606 (発信特番:17)	602-22、602-23	(平時)0898-32-2765 (災害時)0898-36-1620	602-21

機関名			担当課・係名	電 話			F A X	
				NTT	地上系		NTT	地上系 (発信特番なし)
					内線接続	防災電話機 (発信特番なし)		
市 町	宇和島市	本庁	危機管理課 危機管理係	0895-49-7006	603-0-2410 (発信特番: 82)	603-22、603-23	0895-24-6094	603-21
	八幡浜市	本庁	総務課 危機管理・原子力対策室	0894-22-5997	604-0-1322 (発信特番: 77)	604-22～604-24、 604-31～604-34	0894-24-0610	604-21
	新居浜市	消防本部	通信指令課	0897-34-0119			0897-34-1179	
		本庁	危機管理課・企画情報係	0897-65-1282	605-0-3503 (発信特番: 69)	605-22～605-24、 605-31～605-34	0897-33-5180	605-21
	西条市	消防本部	通信指令課	0897-52-1436			0897-55-5558(緊急) 0897-55-0180(一般)	
		本庁	危機管理課 危機管理係	0897-56-5151	606-0-3122 (発信特番: 7)	606-22～606-24、 606-31～606-34	0897-52-1725	606-21
	大洲市	本庁	危機管理課 防災係	0893-24-1742	607-0-358 607-0-352 (発信特番: 87)	607-22～607-24、 607-31～607-34	0893-24-2122	607-21
	伊予市	本庁	危機管理課	089-982-1218	608-0-1351 608-0-1352 608-0-1353 (発信特番: 7)	608-22～608-24、 608-31～608-34	089-983-3681	608-21
	四国中央市	消防本部	通信指令室	0896-28-9119	609-21、22 (発信特番: 8#)	609-22～609-24、 609-31～609-34	0896-23-6614	609-21
		本庁	防災まちづくり推進課	0896-28-6934			0896-28-6057	
	西予市	消防本部	防災課	0894-62-0119			0894-62-3780	
		本庁	危機管理課	0894-62-6491	610-0-10 (発信特番: 専)	610-22～610-24、 610-31～610-34	0894-62-6514	610-21
	東温市	消防本部	警防課通信指令係	089-964-5210			089-964-5503	
		本庁	危機管理課	089-964-4483	611-22～611-24 (発信特番: 78)	611-31～611-34	089-964-1609	611-21
	上島町	消防本部	通信係	0897-77-4118				
			消防防災課	0897-77-3166	612-22、612-23 (発信特番: 専)	612-24、 612-31～612-34	0897-77-4111	612-21
	久万高原町	消防本部	通信係	0892-21-2411			0892-21-2656(通常) 0892-50-0095(緊急)	

機関名			担当課・係名	電 話			F A X	
				NTT	地上系		NTT	地上系 (発信特番なし)
					内線接続	防災電話機 (発信特番なし)		
市 町		本庁	総務課危機管理室	0892-21-1111	613-22～613-24 (発信特番: 専)	613-31～613-34	0892-21-2860	613-21
	松前町		危機管理課 危機管理係	089-989-5103	614-0-2353 (発信特番: 99)	614-22～614-24、 614-31～614-34	089-984-6272	614-21
	砥部町	本庁	総務課危機管理室 防災対策係	089-962-6110	615-0-214 (発信特番: 井 9)	615-22～615-24、 615-31～615-34	089-962-4277	615-21
	内子町	本庁	総務課 危機管理班	0893-44-2111	616-0-316 (発信特番: 74)	616-22～616-24、 616-31～616-34	0893-44-4300	616-21
	伊方町	本庁	危機管理係	0894-38-0211	617-0-214 (発信特番: 専用ボタン)	617-22～617-24、 617-31～617-34	0894-38-1373	617-21
	松野町		防災安全課	0895-42-1110	618-0-4100、4101(総務課) 618-0-4102～4104(防災安 全課) (発信特番: 88)	618-22～618-24、 618-31～618-34	0895-42-1102	618-21
	鬼北町	本庁	危機管理課 危機管理係	0895-45-1111	619-0-2424 (発信特番: 90)	619-22～619-24、 619-31～619-34	0895-45-1119	619-21
	愛南町	消防本部	庶務課	0895-72-0119			0895-73-1119	
		本庁	防災対策課	0895-72-0131	620-22～620-23 (発信特番: 専)	620-24、 620-31～620-34	0895-73-1119	620-21
組 合 消 防	八幡浜地区施設事務組合消防本部		警防課 通信指令室	0894-22-0119	623-0-300～623-0-304 (発信特番: 88)	623-22、623-23	0894-22-5227	623-21
	伊予消防等事務組合消防本部		通信指令課	089-982-0119	621-0-240 (発信特番: 72)	621-22～621-24、 621-31～621-34	089-987-1119	621-21
	宇和島地区広域事務組合消防本部		警防課 通信係	0895-22-7500	624-0-311 (発信特番: 91)	624-22～624-24、 624-31～624-34	0895-24-1554	624-21
	大洲地区広域消防事務組合消防本部		警防課 通信指令室	0893-24-0119	622-22(通信指令室) 622-23(総務課) 622-24(大洲消防署本署) (発信特番: 8)	622-31～622-34	0893-24-4583	622-21

機関名		担当課・係名	電 話			F A X	
			NTT	地上系		NTT	地上系 (発信特番なし)
				内線接続	防災電話機 (発信特番なし)		
防災機関	陸上自衛隊中部方面特科隊	第3科	089-975-0911 (内線 238)		556-21、556-22	089-975-0911 (内線 236)	
	松山海上保安部	警備救難課 救難係	089-951-1197		553-21、553-22	089-951-7796	
	今治海上保安部	警備救難課 救難係	0898-22-0118		552-21、552-22	0898-22-0118	
	宇和島海上保安部	警備救難課 救難係	0895-22-1256		554-21、554-22	0895-22-1256	
	新居浜海上保安署	警備救難係	0897-32-0118		551-21、551-22	0897-33-4999	
	松山地方气象台		089-933-3610		555-21、555-22	089-943-6250	
	四国電力㈱伊方発電所	総務広報部 総務課	050-8801-9013		557-21、557-22	0894-39-0686	
災害拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院	総務課 保全係	0896-58-3515		558-21、558-22	0896-58-3464	
	愛媛大学医学部附属病院	医学部総務課	089-960-5122		559-21、559-22	089-960-5131	
	松山赤十字病院	医療社会事業課	089-926-9581		560-21、560-22	(平時)089-926-9548 (災害時)089-922-6892	
	市立八幡浜総合病院	事務局 庶務係	0894-22-3211		561-21、561-22	0894-24-2563	
	市立宇和島病院	総務管理課 施設用度係	0895-25-1111		562-21、562-22	0895-25-5334	

【愛媛県防災通信システム(地上系)の電話のかけ方】

①各局の内線電話機から県庁、県庁以外の各局内線電話、防災電話へ

県庁 内線電話機へ		他局及び自局の防災電話機へ
TN-500-0-××××又は TN-500-1-××××		TN-〇〇〇-△△

②各局の防災電話機から

県庁 内線電話へ		他局及び自局の内線電話機へ
500-0-×××× 又は 500-1-××××		〇〇〇-0-×××

③県庁の内線電話機から

各局 内線電話機へ		県庁 防災電話機へ
6-〇〇〇-0-×××		6-500-△△△

④県庁の防災電話機から

各局 内線電話機へ		県庁 内線電話機へ
〇〇〇-0-×××		500-0-×××× 又は 500-1-××××

TN:発信特番(内線電話機から防災通信システムに発信する際に必要な各庁舎固有の番号)

〇〇〇:局番号

△△△:相手先の防災電話機呼出番号

××××:相手先の内線電話番号

資料〔 7 - 3 〕

消防通信施設一覽表

資料

区 分			通信指令室	中央消防署		西消防署			北消防署			計
				中央消防署	東分署	西消防署	波方分署	菊間分署	北消防署	大島分署	大三島分署	
消防救急通信指令台 (指揮台含む)			4									4
消 防 無 線	無線統制台		1									1
	遠隔制御装置		4			1			1		6	
	多重無線	固 定 局 (市防災無線共用)	消防本部・大深山中継所・鷺ヶ頭山中継所								3	
	デ ジ タ ル 無 線	基 地 局	今治消防・今治消防西・今治消防北・今治消防水ヶ峠 (消防本部・大深山中継所・鷺ヶ頭山・水ヶ峠トンネル)								4	
		卓 上 型 (陸上移動局)			1	1	1	1	1	1	7	
		車 載 型 (陸上移動局)		21	3	6	5	5	8	3	3	54
		携 帯 型 (陸上移動局)		12	1	3	1	1	2	1	1	22
暑活系無線	携 帯 型 (陸上移動局)		25	5	8	5	5	8	4	4	64	
防 災 相 互 通 信 用 無 線	防災相互波	デジタル車載型 実装 (陸上移動局)		5	2	4	3	2	5	2	2	25
		携 帯 型 (陸上移動局)		3	1	3	3	3	2	1	1	17
有 線	専 用 線	指令回線		1	1	1	1	1	1	1	1	8
		119番回線	41	集線式(2回線)								41
		警察直通	1									1
		その他連絡用	5									5
電 話	加 入	業務用(回線数)		10	1	1	1	1	1	1	1	17
		災害等情報案内 装置	2	火災用17回線、救急用3回線								2
	電話機(台数)		7	55	2	5	2	2	9	2	2	86
駆け込み通報装置				1	1	1	1	1	1	1	1	8
放送設備				1	1	1	1	1	1	1	1	8
Eメール指令装置			2									2
FAX119受信装置			1									1

資料〔 7 - 4 〕

今治市防災行政無線・IP無線機配備一覧表

(1) 今治市防災行政無線一覧表

多重無線設備

名 称	周波数	局数	場 所
ぼうさいいまばりししやくしょ (FWA)	18GH z 帯	1	今治市役所
ぼうさいいまばりししょうぼうほんぶ (FWA)	18GH z 帯	1	消防本部
ぼうさいいまばりししょうぼうたじゅう	7.5GH z 帯	1	消防本部
ぼうさいいまばりしおおみやまたじゅう	7.5GH z 帯	1	大深山中継所
ぼうさいいまばりしわしがとうたじゅう	7.5GH z 帯	1	鷲ヶ頭山中継所
ぼうさいいまばりしうみやまたじゅう	7.5GH z 帯	1	海山中継所
ぼうさいいまばりしはかたおみやまたじゅう	7.5GH z 帯	1	伯方大深山中継所

デジタル移動系 (260MH z 帯)

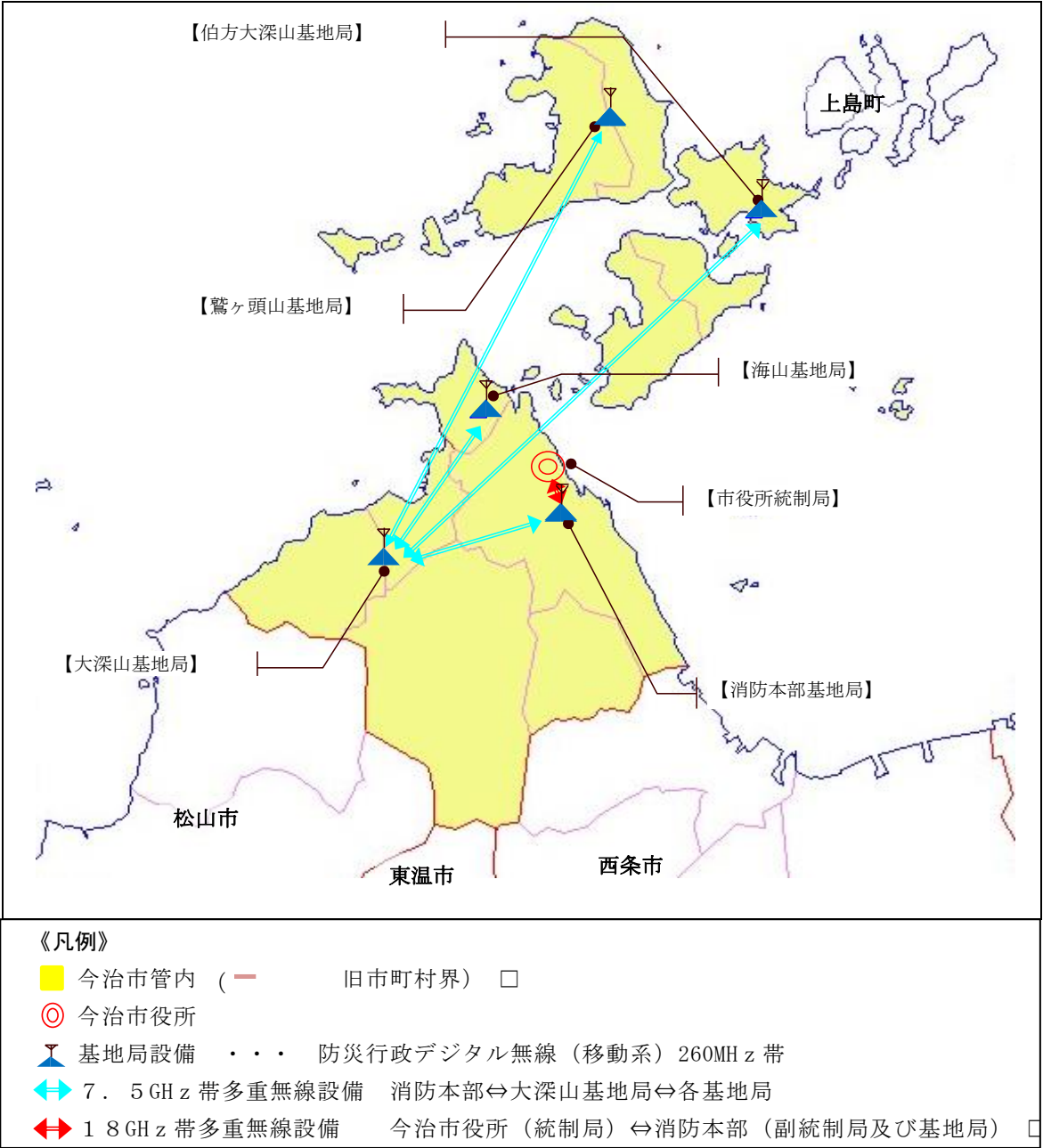
(基地局)

名 称	局数	場 所
ぼうさいいまばり	1	消防本部
ぼうさいいまばりおおみやま	1	大深山中継所
ぼうさいいまばりわしがとうやま	1	鷲ヶ頭山中継所
ぼうさいいまばりうみやま	1	海山中継所
ぼうさいいまばりはかたおみやま	1	伯方大深山中継所

(陸上移動局)

区分	半固定型	車載型	携帯型
本 庁	6	35	41
支 所	11	54	54
消防本部	8	1	9
消防団	—	150	80
小中学校	40	—	—
公民館等	25	—	—
関係機関	—	—	7

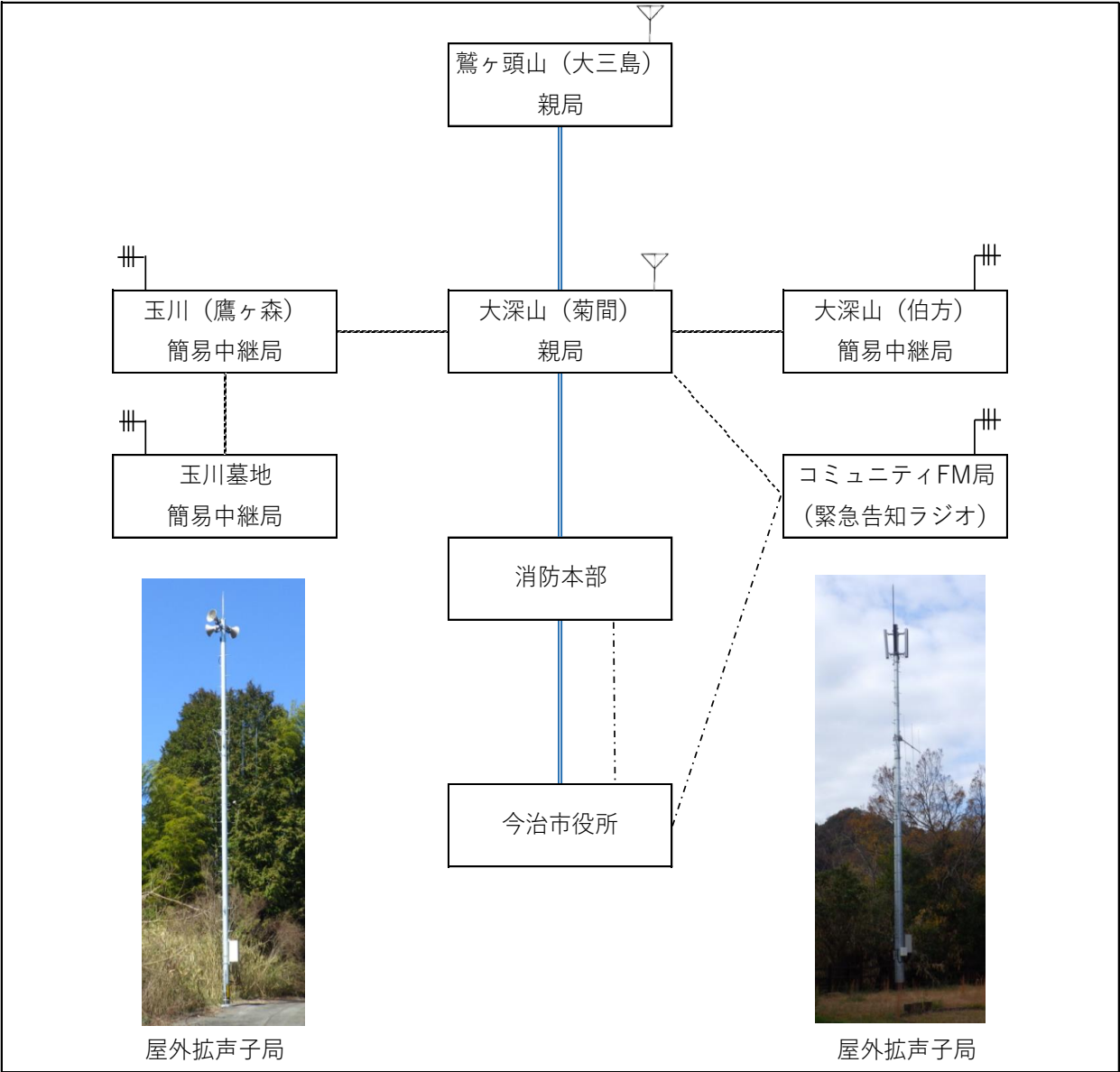
デジタル移動系システム概要



同報系設備（60MHz 帯）

	親局	遠隔制御装置	簡易中継局	屋外拡声子局
旧今治		3		40
朝倉		1		11
玉川		1	2	19
波方		1		14
大西		1		10
菊間	1	1		20
吉海		1		19
宮窪		1		12
伯方		1	1	19
上浦		1		12
大三島	1	1		19
関前		1		6

同報系システム概要



《凡例》			
	多重無線設備		指向性アンテナ
	デジタル無線回線		無指向性アンテナ
	光回線		

(2) IP無線機配備一覧表

番号	配備場所	台数
1	本庁（防災危機管理課）	8
4	災害対策本部室（本部総括班）	6
5	災害対策本部室（無線室）	1
6	災害対策本部室（応急対策班）	6
7	災害対策本部室（避難所班）	1
8	災害対策本部室（支所総括班）	3
9	災害対策本部室（貸出用）	24
10	しまなみ振興局	4
11	朝倉支所	7
12	玉川支所	7
13	波方支所	7
14	大西支所	7
15	菊間支所	7
16	吉海支所	7
17	宮窪支所	7
18	伯方支所	7
19	上浦支所	7
20	大三島支所	7
21	関前支所	5
22	中央公民館	1
23	今治公民館	1
24	美須賀コミュニティプラザ	1
25	日吉公民館	1
26	別宮公民館	1
27	常盤公民館	1
28	近見公民館	1
29	立花カルチャーセンター	1
30	鳥生公民館	1
31	城東公民館	1
32	桜井公民館	1
33	国分公民館	1
34	富田公民館	1
35	清水公民館	1
36	日高公民館	1
37	乃万公民館	1
38	波止浜公民館	1
		145

資料〔 7－5 〕

電気・電気通信工事災害対策協議会会員名簿

資
料

会社名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
アイハラ電気(有)	相 原 永 年	794-0026	今治市別宮町9丁目3－47	31-2289	33-4318
伊予通信建設(株)	吉 田 栄 二 郎	794-0832	今治市八町西3丁目6－10	32-8866	23-7555
伊豫物産(株)	中 内 健 太	794-0863	今治市徳重278－8	31-6174	31-9400
B E M A C (株)	小 田 雅 人	794-8582	今治市野間甲105 (I Pマーケティンググループ)	25-8620	25-8621
大西電設	越 智 行 信	799-2208	今治市大西町星浦甲58－32	53-4708	53-4710
(有)岡本電機商会	村 上 忠 博	794-0066	今治市高橋甲141	32-3788	32-3787
(有)オチデン	越 智 良 二	799-1513	今治市松木1－28	48-4106	48-4157
越智電気工事(株)	續 木 雅 之	794-0069	今治市クリエイティブヒルズ 2－3	33-1166	24-2844
越智電機産業(株)	越 智 亮 平	794-0015	今治市常盤町5丁目1－4	32-4056	22-2200
越智俊夫電気商会	越 智 英 明	799-2201	今治市大西町九王甲1152	53-3115	53-5775
鎌田電気水道(株)	鎌 田 栄 一	799-2108	今治市波方町岡甲263－5	52-2021	52-2970
管電気工事(有)	管 健 志	794-1305	今治市大三島町台513	(0897) 82-0381	(0897) 82-0398
(株)ケイ・イー・シイ	小 林 か ず 子	799-2201	今治市大西町九王甲1907 －36	36-2015	36-2014
(株)コマ電設	小 松 正 義	799-1506	今治市東村4丁目5－14	48-7687	48-2248
四国通建(株)	高 木 康 弘	794-0027	今治市南大門町1丁目1－15	32-5555	23-8088
(株)セトデン	小 島 秀 範	799-2118	今治市波止浜18－1	41-7547	41-8098
立花電気(株)	越 智 雅 彦	794-0825	今治市郷六ケ内町1丁目3 －39	23-0082	23-0116
(有)近見電気	矢 野 克 俊	794-0006	今治市石井町3丁目2－14	31-3339	31-3784
(株)日電	日 浅 博 之	799-1514	今治市町谷甲681－12	47-4747	47-4108
(株)藤本重機	辰 巳 和 久	794-0007	今治市近見町3丁目6－60	22-3480	31-9281
森電設工業(有)	森 武 志	794-2301	今治市伯方町有津甲9－1	(0897) 72-1825	(0897) 72-1680
山本電気(有)	山 本 照 光	794-0015	今治市常盤町6丁目4－8	22-5923	22-4350
ライオン電気(株)	加 藤 克 利	794-0821	今治市立花町1丁目1－12	22-2485	31-8799
(有)ライフテック 神原	神 原 末 雄	794-1402	今治市上浦町井口6020	(0897) 87-2030	(0897) 87-3070

会社名	代表者名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
(有)渡部電気水道工業所	渡 部 克 也	799-2101	今治市波方町波方甲 1 6 1 8 － 5	41-9565	41-9565
ユタカ電工(株)	村 上 豊	794-2112	今治市吉海町本庄 9 5 8	(0897) 84-2687	(0897) 84-2867

8 広域応援関係

資料〔８－１〕

愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航応援要請方法

愛媛県消防防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」の定めるところにより、要請市町村等の長が知事に対し行うものとするが、概要は次のとおりである。

１ 応援要請の原則

災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

２ 応援要請方法

知事に対する応援要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に電話等により次の事項について連絡を行うものとするが、事後速やかに消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所
- (2) 災害の種別、状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸上の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

※ 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書・・・様式第１号（第５条関係）

３ 緊急時応援要請連絡先

愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）

TEL ０８９－９７２－２１３３

FAX ０８９－９７２－３６５５

４ 緊急運航の条件

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を最該当から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合。)
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。
(既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。)

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時 分
1 要 請 機 関 名	TEL 発 信 者
2 活 動 の 種 別	(1) 災害応急（偵察・広報・物資輸送等） (2) 救急 (3) 救助 (4) 火災防御 (5) その他（ ）
3 活 動 内 容	偵察、広報、物資輸送（品名数量 ）、人員搬送 救急、救助、空中消火、その他（ ）
4 発 生 場 所 及 び 発 生 日 時	市町 地内 (発生日時) 年 月 日 午前・午後 時 分 (目 標) (離着陸場所)
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視界 m 気象予警報（ 警報・注意報）
6 現 場 指 揮 者	所属・職名・氏名
7 現 場 と の 連 絡 手 段	無線種別（主運用波2、統制波、その他） 現場指揮本部（車） 呼出名（コールサイン）
8 要 請 を 必 要 と す る 理 由	* 災害状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること （救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人員等も記述のこと）
目 標	別添地図のとおり * 目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ、 ゼンリン住宅地図のページ数を明記

9 傷 病 者 搬 送 の 場 合	傷病者	氏名 氏名		年齢 年齢	歳 歳	男・女 男・女
	症 状					
	着陸場所 の目標等	出 動 先 所 在 地 及び目標		搬 送 先 所 在 地 及び目標		
	同 乗 者	医師及び 看護師の 氏 名		関係者の 氏 名		
	病院への 搬送方法	救急車の 手 配		病 院 の 手 配		
	受入病院	所 在 地 名 称		連 絡 先	TEL	
	搬送先の消防本部の 担当者 職・氏名		消防本部（局） 職・氏名		課 TEL	

10 必 要 資 機 材			
11 他航空機への要請	(有・無)	機関名	要請機数 機
12 その他必要事項			

* 以下の項目は消防防災航空隊で、出動の可否を決定後、連絡します。

1 運 航 指 揮 者			
2 使 用 無 線 等	無線種別（主運用波2、統制波、その他） 呼 出 名（コールサイン）		
3 到着予定日時	年 月 日 （ 曜日） 午前・午後 時 分		
4 活動予定時間	時間 分		
5 燃 料 の 確 保	要手配・手配不要 リットル（ドラム缶 本）		

資料〔８－２〕

愛媛県消防広域相互応援計画

第１章 総則

１ 目的

この計画は、愛媛県内の市町において地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な害が発生した場合の愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援について必要な事項を定めるものとする。

２ 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(１) 災害発生市町長等

大規模災害又は特殊災害が発生した県内市町長（消防の一部事務組合長を含む。）をいう。

(２) 災害発生地消防本部

災害発生地を管轄する消防本部（局）をいう。

(３) 代表消防機関

松山市消防局をいう。ただし、松山市が被災等により、県内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。

(４) 代表消防機関代行

新居浜市消防本部及び宇和島地区広域事務組合消防本部をいう。

(５) ブロック幹事

県内の消防機関を東・中・南予の各ブロックに分け、それぞれのブロックに幹事を置く。なお、各ブロックの構成消防機関及び幹事は、次のとおりとする。

○東予ブロック ・ 四国中央市消防本部

・ 新居浜市消防本部

・ 西条市消防本部

・ 今治市消防本部（幹事）

・ 上島町消防本部

○中予ブロック ・ 松山市消防局

・ 伊予消防等事務組合消防本部（幹事）

・ 久万高原町消防本部

・ 東温市消防本部

○南予ブロック ・ 大洲地区広域消防事務組合消防本部（幹事）

・ 八幡浜地区施設事務組合消防本部

・ 西予市消防本部

・ 宇和島地区広域事務組合消防本部

・ 愛南町消防本部

第2章 県内応援実施体制の確立

1 応援の要請

(1) 災害発生市町からの応援要請連絡

災害発生市町長等は、大規模な災害等に際し、愛媛県消防広域相互応援を受ける必要があると判断したときは、別記様式1-1により速やかに知事に連絡するものとする。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、別記様式1-2により代表消防機関又は、ブロック内幹事に連絡するものとする。

(2) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

災害発生市町長等は、別記様式2により、知事等に対する第1報要請時に必要な情報を連絡後、引き続き必要な情報を速やかに連絡するものとする。

(3) 情報の共有化

知事は、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、代表消防機関、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとする。

また、代表消防機関が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとし、ブロック内幹事が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関、代表消防機関代行及び他のブロック幹事に連絡するものとする。

2 応援の実施

(1) 愛媛県消防広域応援調整本部運営員

大規模災害が発生した場合の初動時における情報収集体制の強化及び県と代表消防機関との情報の共有化を図るため、愛媛県消防広域応援調整本部運営員（以下「県運営員」という。）及び代表消防機関消防広域応援調整本部運営員（以下「代表消防機関運営員」という。）を置くこととし、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、県内応援の実施、緊急消防援助隊の出動の要否等について協議するものとし、運営員が必要と認めた場合には、代表消防機関代行及びブロック幹事の意見を聴くことができる。

運営員には、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課長及び松山市消防局警防課長をもって充てる。

なお、運営員に変更があった場合は、相互に通知する。

(2) 愛媛県消防広域応援調整本部の設置

県運営員は、愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援部隊（以下「県内応援部隊」という。）の出動が決定された場合には、愛媛県消防広域応援調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、関係災害対策本部、県内応援部隊を派遣した消防機関等との連絡調整等を行うものとする。

なお、調整本部は、県運営員及び代表消防機関運営員をもって組織することとし、県運営員を本部長とする。

また、本部長は、必要に応じ、災害発生市町、代表消防機関代行及びブロック幹事に、調整本部への参加を求めることができる。

(3) 調整本部の運営

調整本部の運営等については、愛媛県緊急消防援助隊受援計画「消防応援活動調整本部」の規定を準用する。

なお、緊急消防援助隊の出動が決定され、消防応援活動調整本部が設置された場合には、当該消防広域応援調整本部がその機能を果たすことができる。

3 県内応援部隊の編成

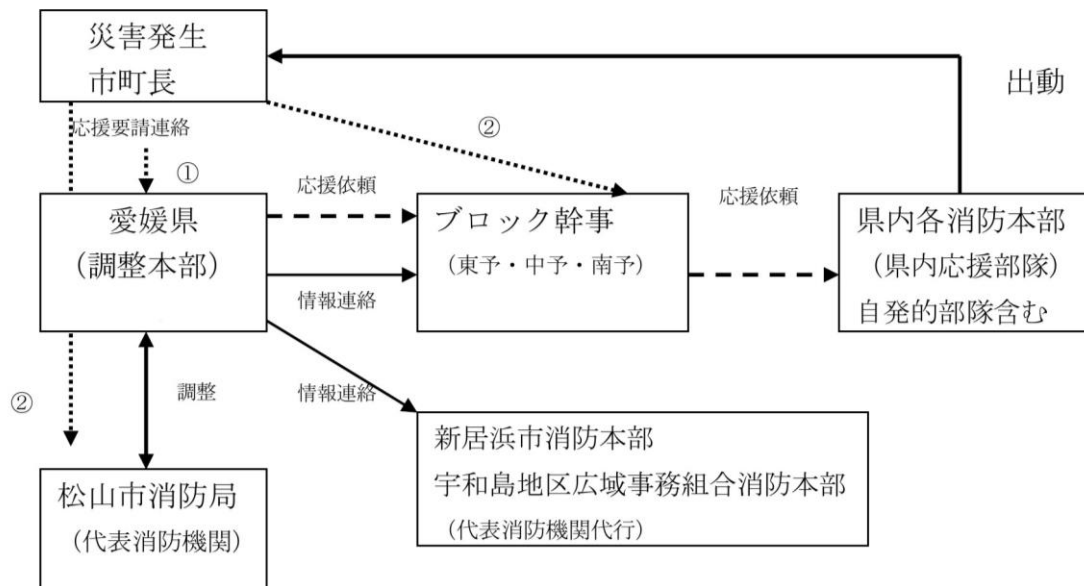
(1) 県内応援部隊は、各消防機関が応援可能な部隊により編成するものとし、災害発生市町長等の要請に基づき調整本部が調整し、ブロック幹事を通じ各消防本部に応援依頼を連絡する。

なお、各消防本部は、業務に重大な支障がない限り応援依頼連絡を受けた部隊を直ちに出勤させなければならない。

(2) 災害発生地が各ブロック境界付近の場合は、ブロックにとらわれることなく応援を実施するものとする。

(3) 消防団に係る県内応援部隊の編成については、災害発生市町長等の要請に基づき、その都度、調整本部が関係市町と調整する。

応援部隊への情報連絡図



応援要請連絡ルート
 応援依頼ルート - - - - -
 情報連絡ルート _____
 調整・出動ルート = = = = =

4 集結場所

- (1) 災害発生地消防本部は、応援依頼を受けた県内応援部隊の集結場所（航空部隊、水上部隊を除く。）として、地理的条件がよく、大部隊が集結できる場所（避難場所とは異なる場所）を確保し、速やかに調整本部へ連絡する。
- (2) 自発的に応援を決定した部隊については、現地に集結する。
- (3) 災害発生地消防本部は、誘導員を県内応援部隊の道案内のため、適宜配置する。
- (4) 県内応援部隊のうち、集結場所への参集の際、地理的な理由等から、直接、災害現場に出動する部隊や交通渋滞等の理由で集合時間に遅れる部隊については、その旨を調整本部に報告し指示を受ける。

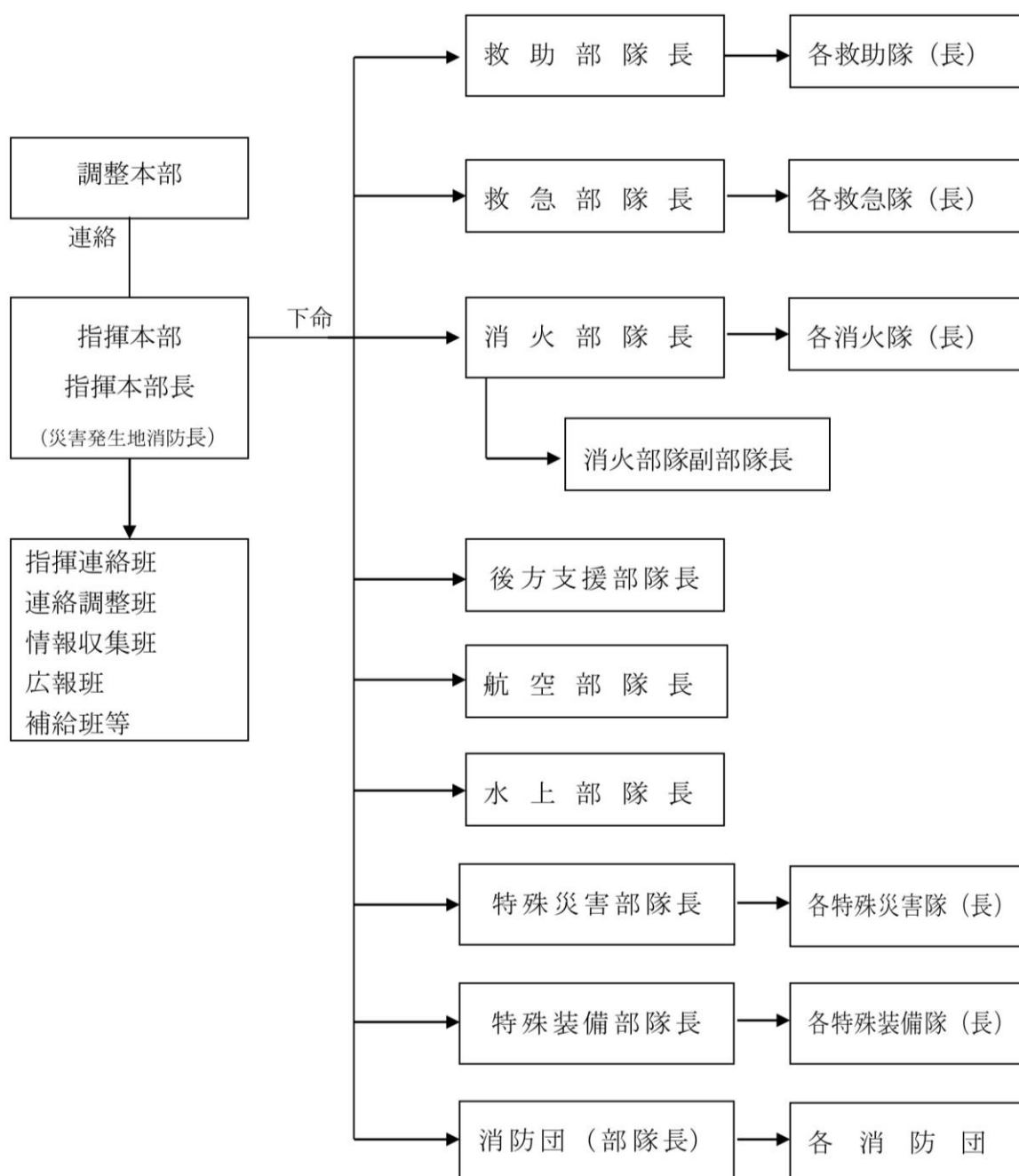
5 指揮体制

- (1) 指揮本部の設置
 - ① 災害発生地消防本部は県内応援部隊を円滑に運用し、消防活動を有効に行うため、管轄内に指揮本部を設置するものとする。
 - ② 指揮本部には、指揮連絡班・連絡調整班・情報収集班・広報班・補給班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援部隊からの受入れも考慮しておくものとする。
- (2) 指揮系統
 - ① 指揮本部長は、災害発生地消防本部の長とする。
 - ② 県内応援部隊の指揮は、指揮本部長が県内応援部隊の指揮者に行う。
 - ③ 県内応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき県内応援部隊の指揮者が行う。
- (3) 県内応援部隊の運用
 - ① 県内応援部隊の運用は、応援側消防機関単位で運用する。
 - ② 指揮本部長は、県内応援部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努める。

6 情報連絡体制

愛媛県内の情報連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 情報連絡の手段は、原則として電話又はファクシミリ（有線又は衛星回線）によるものとするが、これらが途絶している場合には、主運用波、愛媛県防災通信システム等により対応するものとする。
- (2) 情報連絡内容は次のとおりとする。
 - ① 災害の発生日時
 - ② 災害の発生場所
 - ③ 災害の種別（地震、風水害、林野火災、コンビナート火災、航空機災害等）
 - ④ 災害の状況
 - ⑤ 応援要請の状況（他の協定による消防機関の応援等）
 - ⑥ 被害の状況（人的、物的）
 - ⑦ その他必要な事項



7 無線運用体制

県内応援部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については次のとおりとする。

- (1) 統制波は、緊急消防援助隊の出動に備え、基本的に使用しない。
- (2) 県内応援部隊と調整本部、災害発生地消防本部及びブロック幹事との通信は、主運用波を使用し、統制は県内応援部隊が行う。
- (3) 県内応援部隊内の通信は、各消防本部保有の無線機等により、各部隊内で同一の周

波数が確保できるよう努めることとする。

- (4) 災害発生地消防本部内の通信は、災害発生地消防本部の活動波を使用する。
- (5) 災害現場の状況により、上記によりがたい無線の運用を行う必要がある場合は、調整本部において調整するものとする。

8 資機材に関する事項

応援可能資機材は、緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画の規定のとおりである。

9 応援活動の報告

愛媛県消防広域相互応援協定第7条第2項の規定による報告は、別記様式3により行うものとする。

第3章 受援体制の確立

1 情報収集体制

ブロック幹事は、災害発生地消防本部に情報収集の余裕がないと判断した場合は、自ら職員を派遣し、あるいは、ブロック内の他の消防本部に職員派遣を要請するなどして情報収集にあたり、別記様式2により調整本部に報告するものとする。

2 消防本部単位の受援体制

- (1) 各消防本部は、この計画に基づき、県内応援部隊の応援を受ける場合に必要な次の事項について、市町防災担当部局と協議の上、受援に必要な情報等の収集整理を行うものとする。

(消防本部単位の確立すべき内容)

- ① 応援要請手続き
- ② 現地指揮本部の指揮者、要員及び設置場所
- ③ 消防本部と市町との連絡体制
- ④ 調整本部との連絡体制
- ⑤ その他受援に必要な事項

(受援に必要な情報等)

- ① 消防水利の情報
 - ア 水利種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 管口径、貯水容量
 - エ 水利地図（広域地図・住宅地図）
- ② 医療機関の一覧表及び地図
- ③ 野営場所の一覧表及び地図
- ④ 燃料、食料、建設機械等の調達先の一覧表及び地図
- ⑤ その他受援に必要な事項

(2) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地消防本部は、この計画に基づき直ちに受援体制を整える。

3 応援等サポート本部の設置

(1) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地のブロック幹事は、被災状況等から判断し最も適当と認める消防本部内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防本部からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成する。

応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、指揮本部と連携・協力しながら県内応援部隊の活動のサポート体制を確立する。

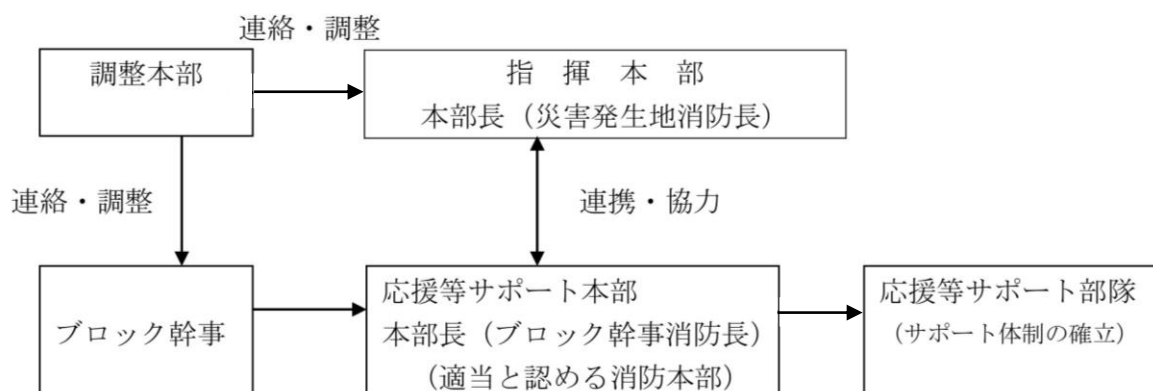
(応援等サポート本部の任務)

- ① 集結場所への誘導及び集結場所の現地整理
- ② 集結場所から活動場所への通行路の確保及び誘導
- ③ 緊急通行路、消防水利等に関する情報の提供
- ④ 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- ⑤ 野営場所の設置、運営
- ⑥ 後方支援部隊のサポート

(2) ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防本部を決定する。

(3) ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防本部の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、県内応援部隊に速やかに提供できる体制を構築しておくものとする。

応援等サポート体制



4 補給体制

各消防本部は、災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、次により県内応援部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を市町等と協議し、確立しておくものとする。

- (1) 指揮本部長は、消防活動が長期に及ぶと判断した場合、補給班に補給隊の編成を命じ、補給物資の調達、支給を行わせる。
- (2) 補給隊は、災害発生地消防本部の職員で編成する。

- (3) 緊急性のある補給物資から優先的に支給する。
- (4) 消防活動が長期化した場合に備えて、県内応援部隊の宿泊施設として、学校、体育館等多数の人員を収容することができる施設の確保を図るものとする。

5 愛媛県職員の派遣

調整本部は、必要と認めた場合には、下記の事項に対処させるため、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県職員を派遣する。

- (1) 調整本部との連絡調整
- (2) 消防庁との連絡調整
- (3) 関係災害対策本部との連絡調整
- (4) その他必要な事項

6 緊急交通路の確保

調整本部は、愛媛県警察本部から緊急交通路に関する情報を入手し、県内応援部隊が通行する路線を決定の上、県内応援部隊、災害発生地消防本部、応援等サポート本部に連絡するとともに、愛媛県警察本部に対し、必要な交通規制等を依頼する。

第4章 その他

- 1 この計画に定めのない事項については、調整本部において協議の上、決定する。

附 則

- 1 この計画は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付けで策定した「愛媛県消防広域応援実施計画」（旧計画）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この計画は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この計画は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この計画は、令和5年4月1日から施行する。

様式は省略する。

資料〔８－３〕

愛媛県緊急消防援助隊受援計画

第１章 総則

（目的）

第１ この計画は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年３月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第25条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２ 代表消防機関は、松山市消防局とする。

２ 代表消防機関代行は、新居浜市消防本部とする。

３ 県内消防本部をブロック分けし、各ブロックにブロック幹事をおく。（資料１）

４ 前項までに定めるもののほか、用語については別表第１のとおりとする。

第２章 応援要請

（応援要請の手続き）

第３ 緊急消防援助隊の応援要請は、別紙第１のとおり行うものとする。

２ 被災地の市町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町を管轄する消防本部の消防力及び県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、愛媛県知事（以下「知事」という。）に対して、運用要綱別記様式１－２により応援要請を行うものとする。なお、知事と連絡が取ることができない場合は、消防庁長官（以下「長官」という。）に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

３ 知事は、被災地の市町長から応援要請を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式１－１により応援要請を行うものとする。

４ 知事は、被災地の市町長から応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して運用要綱別記様式１－１により応援要請を行うものとする。

５ 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援決定通知）

第４ 知事は、長官から運用要綱別記様式２－３により応援決定通知を受けた場合は、その

旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

（被害情報等の報告）

第5 被災地の市町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (3) 緊急消防援助隊の任務
- (4) その他必要な事項

2 知事は、前項の規定に基づく報告を受けた場合は、速やかにその旨を長官に対して報告するものとする。

（連絡体制）

第6 応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。ただし、有線断絶時には、県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

第3章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても知事が必要と認める場合は、調整本部を設置するものとする。

- 2 調整本部は、県庁第一別館3階災害対策室に設置するものとする。ただし、必要に応じて被災地において連絡調整に適する場所に設置することができるものとする。
- 3 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事とする。ただし、部隊移動及び調整本部に係る知事の権限に属する事務を、県消防防災安全課長に委任するものとする。（地方自治法第153条）
- 4 県消防防災安全課長に事故があるときは、県消防防災安全課主幹が代行するものとする。
- 5 調整本部の副本部長は、代表消防機関派遣職員及び指揮支援部隊長をもって充てるものとする。
- 6 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 県民環境部防災局消防防災安全課の職員
- (2) 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員

(4) 消防防災航空隊の職員

- 7 調整本部は、「愛媛県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。
- 8 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員等について長官に対し、連絡するものとする。
- 9 調整本部は、消防庁、愛媛県災害対策本部（以下「災対本部」という。）及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）と連携し、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 現地消防本部の活動、県内の消防相互応援部隊の活動及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
 - (3) 各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察等の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) その他必要な事項に関すること。
- 10 県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- 11 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 12 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者の会議への出席の必要を認めその要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部長は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(現地消防本部の対応)

- 第8 現地消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、愛媛県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- 2 現地消防本部の消防長は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

(応援等サポート本部の設置)

- 第9 緊急消防援助隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地ブロック幹事は、被災状況等から判断し、最も適当と認める消防機関内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防機関からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成し、次に掲げる事務を行う。

なお、応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、災害発生地消防本部と連携・協力しながら緊急消防援助隊の活動のサポート体制を確立する。

- (1) 進出拠点への誘導及び進出拠点の現地整理
- (2) 進出拠点から活動拠点への通行路の確保及び誘導
- (3) 緊急交通路、消防水利等に関する情報の提供
- (4) 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
- (5) 野営場所の設置、運営
- (6) 携帯無線機の手配、貸与
- (7) 後方支援部隊のサポート

- 2 ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防機関を決定する。
- 3 ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防機関の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、緊急消防援助隊に速やかに提供できる体制を構築しておくこと。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第10 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、愛媛県内で活動する指揮支援部隊を統括し、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県隊の活動を指揮するものとする。
- 4 緊急消防援助隊の連絡体制は、運用要綱別記様式5のとおりとする。

(通信運用体制)

第11 愛媛県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。

- 2 各消防本部の使用無線周波数は、別表第5のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(迅速出動時の部隊の受入れ)

第12 愛媛県は、迅速出動要綱に規定する災害が発生した場合は、早期に調整本部を設置するとともに、被害情報等の収集を行うものとする。

- 2 指揮者は、迅速出動が適応になった場合は早期に被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、調整本部に対して報告するとともに、緊急消防援助隊の受入れ体制を整えるものとする。
- 3 調整本部は、早期に愛媛県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

(進出拠点)

第13 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び現地消防本部と協議するものとする。なお、進出拠点の決定は、消防庁が行うものとする。

- (1) 陸上部隊及び水上部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第6のとおりとする。
- (2) 航空部隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第7のとおりとする。
- 2 調整本部は、決定した進出拠点について、進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
- 3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
- 4 調整本部は、必要と認めた場合には、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県地方局の職

員又は県防災局の職員を、連絡員等として派遣する。

- 5 連絡員等は、到着した応援都道府県隊名及び部隊規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県隊長に対して応援先市町、任務等の情報提供を行うものとする。

（任務付与）

第14 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県隊長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動指針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 使用無線系統
- (5) 地水利状況
- (6) その他必要な事項

（資機材の貸出し）

第15 指揮者は、応援都道府県隊長に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 各市町のスピンドルドライバーの形状は、別表第8のとおりとする。

（ヘリコプター離着陸場所）

第16 ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

（宿営場所）

第17 調整本部は、現地消防本部と協議して別表第10のうちから宿営場所を決定し、消防庁に対して報告するものとする。

- 2 宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。

（燃料補給場所）

第18 陸上部隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。

- 2 航空部隊の燃料補給場所は、別表第12のとおりとする。

（燃料調達要請）

第19 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 前項の要請により関係団体から燃料補給の協力があった場合、調整本部長は、燃料補給場所を現地消防本部、代表消防機関及び指揮支援本部長を通じて応援都道府県隊長に通知するものとする。

(重機等派遣要請)

第20 調整本部長は、重機等保有団体の協力が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における重機等派遣に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における重機等派遣に関する協定等を締結している団体は、別表第13のとおりとする。

(物資等調達要請)

第21 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定等に基づき要請するものとする。

- 2 災害時における物資調達に関する協定等を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

(部隊移動)

第22 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第3のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第23 知事は、長官から運用要綱別記様式4-1により意見を求められた場合は、指揮者に対して意見を求めるものとする。

- 2 指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して運用要綱別記様式4-2により回答するものとする。
- 3 知事は、指揮者の意見を付して、長官に対して運用要綱別記様式4-3により回答するものとする。
- 4 知事は、長官から運用要綱別記様式4-6により連絡を受けた場合は、指揮者に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第24 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

- 2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- 3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援部隊長及び指揮支援本部長を経由して都道府県隊長に対し、運用要綱別記様式4-7により指示を行うものとする。
- 4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して運用要綱別記様式4-8により通知するものとする。
- 5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第25 調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡

し、道路啓開、先導等の処置を要求するものとする。

（活動報告）

第26 指揮支援本部は、都道府県隊長から運用要綱別記様式6－2により活動日報の報告を受けた場合は、各都道府県隊長の報告を取りまとめ、調整本部に報告するものとする。

2 調整本部は、各指揮支援本部からの報告を取りまとめ、消防庁へ報告するものとする。

第6章 活動終了

（活動終了）

第27 指揮者は、被害状況等を考慮して緊急消防援助隊の活動が必要ないと判断した場合は、調整本部及び指揮支援本部と協議し、指揮支援本部長及び都道府県隊長に対して緊急消防援助隊の引揚げを指示するものとする。

2 調整本部長は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第7章 その他

（情報提供）

第28 調整本部、指揮支援本部及び現地消防本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

（地理情報）

第29 愛媛県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町別の地図を作成しておくものとする。

- (1) 各部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプター離着陸場
- (3) 燃料補給可能場所
- (4) 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- (5) 物資補給可能場所
- (6) 宿営場所
- (7) 広域避難場所
- (8) 救急医療機関

（災害時の体制整備）

第30 知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（受援計画の策定）

第31 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防

援助隊受援計画を作成するよう努めるものとする。

2 各消防本部の消防長は、当該計画を作成した場合は、知事に対して報告するものとする。

附 則

この計画は、平成16 年6月25 日から施行する。

附 則

この計画は、平成18 年4月1日から施行する。

(平成17 年3月30 日付け消防震第15 号及び平成18 年2月14 日付け消防応第15 号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成21 年3月31 日から施行する。

(平成20 年7月31 日付け消防応第134 号通知により改訂)

附 則

この計画は、平成24 年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25 年7月12 日から施行する。

(平成24 年12 月26 日付け消防広第221 号通知により改訂)

資料1

緊急消防援助隊ブロック構成及びブロック幹事

ブロック及び構成消防本部		ブロック幹事
○東予ブロック	四国中央市消防本部	
	新居浜市消防本部	
	西条市消防本部	
	今治市消防本部	○
	上島町消防本部	
○中予ブロック	松山市消防局	
	伊予消防等事務組合消防本部	○
	久万高原町消防本部	
	東温市消防本部	
○南予ブロック	大洲地区広域消防事務組合消防本部	
	八幡浜地区施設事務組合消防本部	
	西予市消防本部	
	宇和島地区広域事務組合消防本部	○
	愛南町消防本部	

資料〔８－４〕

愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画

第１章 総則

１ 目的

この計画は、愛媛県内の市町において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年３月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条に基づく愛媛県緊急消防援助隊受援計画（以下「全体受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

２ 用語の定義

この愛媛県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画（以下「航空部隊等受援計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）活動拠点ヘリベース（HB）

災害の終始を通じて、航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮（指示及び任務付与）を実施し、かつ、駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊の進出拠点（集結場所）をいう。

（２）フォワードベース（FB）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、活動拠点ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

（３）ランディングポイント（LP）

上記（１）（２）に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う地点をいう。

（４）消防応援活動調整本部

災害発生市町村の消防の応援等のため被災地の属する都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するものであって、消防組織法第44条の２に基づき当該都道府県の知事が設置するものをいう。

（５）航空運用調整班

大規模災害発生時に、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の都道府県調整本部の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行い、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものをいう。

（６）ヘリベース指揮者

活動拠点ヘリベースで航空機を用いた消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として愛媛県消防防災航空隊の隊長がその任に当たるものとする。

（７）航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

(8) 航空小隊

主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

(9) 航空後方支援小隊

主として活動拠点ヘリベースにおける緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

(10) 航空指揮支援隊

ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。

3 航空部隊等の活動分類

この航空部隊等受援計画において、航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動
- (2) 情報収集活動
- (3) 救助・救急・輸送活動
- (4) 消火活動
- (5) 航空後方支援活動
- (6) 航空指揮支援活動
- (7) その他（SCU（航空拠点搬送臨時医療施設をいう。以下同じ。）支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

1 要請から出動までの体系

応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。

2 愛媛県消防防災航空隊の参集基準

愛媛県消防防災航空隊の参集基準は、資料2「愛媛県消防防災航空隊の参集基準」のとおりとする。

3 活動拠点ヘリベースの決定

愛媛県における活動拠点ヘリベースは、原則として松山空港（愛媛県消防防災航空隊基地）とする（最大受入機体数は6機）。

愛媛県消防防災航空隊は、資料3「松山空港ヘリベース等基本情報」を作成し、航空部隊として登録されている航空隊へ情報提供するものとする。

松山空港（愛媛県消防防災航空隊基地）が使用できない場合及び松山空港から被災地が遠隔地である場合を想定して、消防応援活動調整本部が、被災市町等及びヘリベース指揮者と協議の上、代替ヘリベースを資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から、決定するものとする。

4 活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務

活動拠点ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料5「ヘリベー

スにおける班編成及び各班の任務」のとおりとする。

5 活動拠点ヘリベースの配置

活動拠点ヘリベースの配置等の各種情報を資料6「ヘリベース配置図」により作成し、駐機スポットの空港事務所との調整結果等について、航空部隊等に周知するものとする。

6 食料の備蓄計画等

愛媛県消防防災航空隊は、活動拠点ヘリベースの食料等を確保するため、必要な食料、飲料水等を備蓄しておくものとする。

航空部隊等の部隊数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知するものとする。

第3章 災害発生時の活動拠点ヘリベースの体制等

1 航空部隊等の要請時の協議

愛媛県消防防災航空隊は、航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機体数及び活動拠点ヘリベース受入可能機体数等について、愛媛県災害対策本部と協議するものとする。

被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。

2 航空指揮本部の設置

愛媛県消防防災航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、活動拠点ヘリベースの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 航空指揮支援隊の出動要請

大規模災害時において、ヘリベース指揮者が多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を消防応援活動調整本部に要請するものとする。

4 航空指揮支援本部の設置

指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一場所に設置するものとする。

航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

5 活動拠点ヘリベース（松山空港）への受入体制

消防応援活動調整本部は、航空小隊の応援要請を行った場合（要請要綱第31条に基づき迅速出動をする場合を含む。）は、松山空港事務所長に対し、航空小隊の受入れについて、次のとおり依頼するものとする。

（１）運用時間内における受入れ

松山空港エプロンへ航空小隊が駐機できるよう、松山空港事務所長にエプロンの駐機スポットの拡大を依頼するものとする。

（２）運用時間外の夜間における受入れ

夜間においては５（１）に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依頼するものとする。

６ 燃料補給体制の確保

燃料補給基地は、原則として松山空港とし、消防応援活動調整本部は、資料７「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者に対し、航空小隊の活動に必要な燃料補給を依頼するものとする。

活動拠点ヘリベースが松山空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要なときは、資料４「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の燃料備蓄方法・燃料備蓄量を勘案し、ヘリベース指揮者において、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と協議の上、燃料確保の方法を決定するものとする。

ヘリベース指揮者は、活動拠点ヘリベースが松山空港以外に設置された場合又はフォワードベースが設置された場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第１項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料７「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

７ 航空部隊等との情報連絡

応援要請を行った後における消防庁及び航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

（１）航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整の上、活動拠点ヘリベースの状況等の情報を別記様式１「受援航空隊情報提供事項」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。

（２）航空部隊等からの情報収集

ヘリベース指揮者は、航空小隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を別記様式２「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。

（３）航空部隊等の連絡先

航空部隊等の連絡先については、あらかじめ消防庁から配布されているデータベース等を活用するものとする。

（４）情報連絡方法

連絡方法については、原則として、防災行政無線、有線（携帯）電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとするが、これらが途絶している場合は、イリジウム衛星電話等の衛星電話を活用するものとする。

8 航空隊員の消防応援活動調整本部への派遣

愛媛県消防防災航空隊は、応援要請を行い、消防応援活動調整本部が設置された後、消防応援活動調整本部の本部員として航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、統括指揮支援隊等と航空運用調整班との連絡調整及び消火、救助活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整に当たるものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、災害の規模等により、航空運用調整班の班員と兼務することができる。

9 航空隊員の航空運用調整班への派遣

愛媛県災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、航空隊員（副隊長等）を派遣するものとする。

10 統括指揮支援隊等の受入体制

統括指揮支援隊及び消防庁職員等の受入れについては、全体受援計画によるほか、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者との調整の上、次のとおり行うものとする。消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災状況により、受入困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空グループに連絡するものとする。

（1）日中における離着陸場所は、原則として松山空港とし、離着陸の際の安全管理は航空隊員が行うものとする。

（2）松山空港からは、松山市消防局又は愛媛県の車両により愛媛県庁（消防応援活動調整本部）へ移動するものとする。

指揮支援隊及び航空指揮支援隊の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者との間で調整の上、次のとおり行うものとする。

（3）指揮支援隊の離着陸場所は、原則として松山空港とし、その後、空路又は陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動するものとする。

（4）松山空港から空路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の離着陸場所については、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、速やかに決定するものとする。

（5）松山空港から陸路で被災市町（被災地管轄消防本部庁舎）へ移動する場合の車両については、消防応援活動調整本部で調達するものとする。

（6）航空指揮支援隊は、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。

11 フォワードベースの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地が活動拠点ヘリベースから遠隔地である等、航空小隊の活動上必要と認める場合は、航空運用調整班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中からフォワードベースを設定するものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、フォワードベースの設定に当たり、航空運用調整班及び当該場所を管轄する消防本部と調整の上、フォワードベース管理者等と使用の可否等について協議し、被災地消防本部に連絡するものとする。

12 フォワードベースの安全管理体制等

航空隊員、フォワードベースを管轄する消防本部職員等による安全管理体制を確保するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員を派遣するものとする。

ヘリベース指揮者は、フォワードベースにおける消防法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮の貯蔵又は取扱いについての承認がなされたことを確認の上、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼するものとする。

1.3 ランディングポイントの設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況等により、航空小隊の活動上必要と認める場合は、資料8「ランディングポイント一覧」の中からランディングポイントを設定するものとする。

ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づいた適地を、必要に応じてランディングポイントに設定することができるものとする。

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者はランディングポイントの設定に当たり、航空運用調整班及び被災地消防本部又はランディングポイントの管理者等と協議するものとする。

1.4 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料9「災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場」の中から設定するものとし、設定に当たっては、航空運用調整班、離着陸場所管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMAT等と協議するものとする。

航空搬送拠点（広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であって、SCUが設置可能なものをいう。）に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、消防応援活動調整本部、航空運用調整班、被災地消防本部、フォワードベースの管理者、DMAT等医療班と協議の上、資料4「ヘリベース及びフォワードベース一覧」の中から設定するものとする。

第4章 航空部隊等の運用等

1 航空部隊等の受付

航空部隊等が活動拠点ヘリベースに到着した後、別記様式3「緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表」により受付を行うものとする。

2 航空部隊への活動要請及び任務付与

活動要請及び任務付与は次のとおり行うものとする。

- (1) 消防応援活動調整本部は、ヘリベース指揮者に別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」によりヘリコプターの活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動の可否を確認し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に回答するものとする。

- (2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、別記様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により、航空部隊に事案に対する任務を付与し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に情報提供するものとする。

ヘリベース指揮者は、別記様式5「事案管理一覧表」により、事案に対する任務付与状況を管理するものとする。

- (3) 任務付与に当たっては、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度記載）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報記載）、ランディングポイントの地図（要図を含む。）等を添付し、行うものとする。

3 航空情報（ノータム）の発出要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、国土交通省松山空港事務所、航空運用調整班等と調整し、国土交通省航空局安全部運航安全課に航空情報の発出を要請するものとする。

ヘリベース指揮者は、サイレントタイムが設定される場合は、活動拠点ヘリベースに駐機する航空小隊に周知を図る等の協力をするものとする。

4 航空部隊の活動報告

航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部長が置かれていない場合にあっては、ヘリベース指揮者。以下この章において同じ。）は、航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、別記様式4「事案受付・活動指示書及び結果報告書」及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第31条に規定する活動日報の作成及び提出を求めるものとする。

航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告のあった活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長及び消防庁航空グループに対して報告するものとする。

5 航空部隊の引揚げ

航空部隊の引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班が協議の上、災害対策本部長（知事）の指示により決定し、指揮支援部隊長から引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに引揚げ決定を連絡するものとする。

消防応援活動調整本部は、消防庁航空グループに、航空部隊の引揚げの報告を行うものとする。

第5章 通信運用

1 航空機の無線運用体制

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については資料10「無線通信周波数リスト」のとおりとし、運用に当たっては消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整するものとする。

被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県において航空部隊等が活動する場合にあっては、各都道府県の消防応援活動調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとする。この場合において、各都道府県の消防応援活動調整本部

は、調整した結果をヘリベース指揮者に連絡するものとする。

2 ヘリコプター動態管理システムの運用

ヘリベース指揮者は、ヘリコプター動態管理システムを積極的に活用し、航空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の受信及び運用体制は、次のとおりとする。

（1）愛媛県庁統制局

愛媛県庁統制局は、ヘリテレの受信操作及び監視、映像配信の活用管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行うものとする。

ただし、映像配信の活用管理は、県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の指示により、これを行うものとする。

（2）愛媛県受信局

ア 受信局設備の位置

ヘリテレの映像・音声電波（15GHz帯）は、壺神山中継所（大洲市）及び新居浜中継所（新居浜市）に設置されている受信アンテナにより受信する。

15GHz帯の指向性電波を使用する場合においては、壺神山中継所の位置「北緯33度36分15秒」「東経132度33分28秒」又は新居浜中継所の位置「北緯33度56分26秒」「東経133度14分59秒」に設定する。

イ サービスエリア

愛媛県受信局のサービスエリアの目安はおおむね次のとおりであり、サービスエリア外からの電送については、可搬型受信装置による受信又は録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。

ヘリベース指揮者又は愛媛県庁統制局が撮影地に応じて撮影地域の見通し状況及び電送必要高度の目安等の情報を連絡用無線等により連絡するものとする。

（ア）指向性電波の場合

壺神山中継所又は新居浜中継所を中心に見通しで半径約100km

（イ）無指向性電波の場合

壺神山中継所又は新居浜中継所を中心に見通しで半径約40km

（ウ）当県が保有する可搬型受信装置の場合

無指向性電波で約15km

（3）ヘリコプター位置情報システムの併用

ヘリテレの運用時、「ヘリコプター位置情報システム（消防庁規格）」を搭載した航空機は、原則として、ヘリコプター位置情報（消防庁規格）を電送するものとする。

（4）地域衛星通信ネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を受信した場合は、総務省消防庁及び被災地市町（消防本部）に対して、積極的に地域衛星通信ネットワークを経由して配信するものとする。

4 衛星電話等の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて、衛星電話等を活用するものとし、その運用については、消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者の指示によるものとする。

- (1) 衛星電話（地域衛星通信ネットワーク）
 - 活動拠点ヘリベース（038-200-5202（着信のみ））
 - 消防応援活動調整本部（038-200-2316）
- (2) 衛星携帯電話
 - 活動拠点ヘリベース（Isat Phone 870-776397695）
 - フォワードベース（Isat Phone 870-776397696）
- (3) 航空小隊搭載衛星電話
 - あらかじめ消防庁から配布されているデータベース記載の番号

第6章 その他

航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施

愛媛県消防防災航空隊長は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等受援計画を踏まえた受援に関する活動拠点ヘリベース等の運営訓練を定期的の実施するものとする。

附 則

この受援計画は、令和4年4月1日から施行する。

資料〔 8－5 〕

今治市緊急消防援助隊等受援計画

目 次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 応援等の要請
- 第 3 章 受援体制
- 第 4 章 指揮体制及び通信運用体制
- 第 5 章 消防応援活動の調整等
- 第 6 章 応援等の引揚げの判断
- 第 7 章 その他

資料等

- 別表第1 用語の定義
- 別表第2 愛媛県緊急消防援助隊等ブロック構成及び連絡先
- 別表第3 応援要請時連絡先一覧表
- 別表第4 指揮本部の組織及び各班の所掌事務
- 別表第5 指揮本部優先業務分担表
- 別表第6 陸上・水上部隊 進出拠点 候補地
- 別表第7 陸上・水上部隊 活動拠点 候補地
- 別表第8 野営可能場所一覧表
- 別表第9 宿営可能場所一覧表
- 別表第10 受援に係る派遣先
- 別表第11 無線通信運用体制
- 別表第12 消防本部の使用無線
- 別表第13 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況
- 別表第14-1 ヘリコプター離着陸場所（消防防災ヘリ）
- 別表第14-2 ヘリコプター離着陸場所（自衛隊・四国地整ヘリ）
- 別表第14-3 ヘリコプター離着陸場所（ドクターヘリ）
- 別表第15 燃料補給場所
- 別表第16 物資等の調達可能場所
- 別表第17 今治市緊急消防援助隊等受援計画 拠点一覧
- 別表第18 管内病院等一覧

- 資料第1 （参考）緊急消防援助隊の二次災害防止のための活動中止の判断基準等（作成時における留意事項）
- 資料第2 （参考）南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（抜粋）
- 資料第3 （参考）応援等要請判断基準の考え方

- 別図第1 愛媛県消防広域相互応援要請系統図
- 別図第2 緊急消防援助隊 応援要請系統図
- 別図第3 緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）
- 別図第4 緊急消防援助隊 部隊移動系統図（県知事による部隊移動の指示）
- 別図第5 緊急消防援助隊 指揮命令系統図
- 別図第6 ヘリコプター離着陸場所位置図
- 別図第7 燃料補給場所位置図
- 別図第8 救急搬送医療機関位置図
- 別図第9 進出（活動）拠点詳細図
- 別図第10 災害医療体制図

- 様式1 指揮本部の運営に係るチェックリスト
- 様式2 緊急消防援助隊 受入れ管理表
- 様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表
- 様式4 活動指示書

要請要綱別記様式 1－2、6－2

愛媛県消防広域応援計画 別記様式 1－1、1－2、2

第1章 総則

（目的）

第1 この計画は、今治市消防本部管内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づく愛媛県消防広域相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）による応援又は同法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等を受ける場合において、応援隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保するため、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2 用語の定義については別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

（応援等要請基準）

第3 指揮者は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとする。

（1）地震

- ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合
- イ 地震の揺れによる直接的な被害で多数の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合

- ウ 地震に伴う土砂災害により、多数の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- エ 火災、救助及び救急の未対応件数が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(2) 風水害

- ア 水位周知河川又はその他中小河川の堤防が決壊した場合
- イ 市街地又は準市街地において、浸水深1.5mを超えている場合又は超えると見込まれる場合
- ウ 土砂災害により、多数の民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- エ 119番通報時にトリアージを実践し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(3) 火災

- ア 多数の火災が同時に発生している場合
- イ 石油コンビナート等特別防災区域において大規模な火災が発生している場合
- ウ 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

(4) 上記以外の災害、又は複合災害で甚大な被害が見込まれる場合

(愛媛県内応援隊の応援要請の手続)

第4 指揮者は、第3に基づき応援等が必要であると判断した場合には、直ちに消防相互応援協定の規定に基づき、愛媛県内応援隊（以下「県内応援隊」という。）の応援要請を行うものとする。（別図第2、愛媛県消防広域応援計画別記様式1-1、1-2、2）

- 2 指揮者は、前項の連絡を行う場合、災害の状況及び応援に必要な隊の種別、規模、活動場所等、応援活動に必要な情報を付するものとする。

(緊急消防援助隊の応援要請の手続)

第5 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第2のとおり行うものとする。

- 2 指揮者は、県内応援隊の出動が困難な場合又は県内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、知事に対して、緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関の意見を聴くものとする。
- 3 指揮者は、次に掲げる事項が明らかになり次第、知事に電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする。（要請要綱別記様式1-2）

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 4 指揮者は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- 5 指揮者は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする。
(要請要綱別記様式1-2)
- 6 指揮者は、被災地及びその周辺地域に石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第2項、第4項及び第5項の連絡と併せて報告するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

- 第6 指揮者は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。
- (1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合
 - (2) 大津波警報が発表された場合

第3章 受援体制

(指揮本部の設置)

- 第7 指揮者は、県内応援隊又は緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、応援隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。
- 2 指揮本部の設置場所は、今治市消防本部3階警防本部室(又は4階大会議室)とする。ただし、被災等により指揮本部を当該場所に設置できない場合は、管内消防署等に設置することとする。優先順位は、①3階警防本部室、②4階大会議室、③管内消防署等とする。
 - 3 指揮本部の本部長は、消防長をもって充てるものとする。
 - 4 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況(ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。)の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 県内応援隊又は緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他の受援に必要な事項に関すること。
 - 5 指揮本部の業務及び各業務の責任者等は、別表第4、第5のとおりとする。
 - 6 指揮本部は、様式第1、様式第2及び様式第3を活用し、運用するものとする。

(緊急消防援助隊の受入れ対応)

- 第8 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指

揮支援本部を設置する候補場所（今治市消防本部 3 階警防本部室等）を報告し、指揮支援本部の設置場所が決定した際は、調整本部（調整本部が設置されない場合は愛媛県災害対策本部。以下同じ。）と調整の上、指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 2 指揮本部は、緊急消防援助隊到着までに、被害状況の集約、地図及び貸出し資機材の準備、派遣する職員の調整を行うなど受入れ体制を整えるとともに、緊急消防援助隊到着後は、受入れ対応に注力するものとする。
- 3 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、自消防本部及び消防団の活動状況、県内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 4 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、県及び代表消防機関に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

（緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所の協議）

第 9 指揮本部は、災害の状況、道路の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所について、調整本部と協議するものとする。

- 2 緊急消防援助隊の進出拠点及び宿営場所等の候補地は、別表第 6、第 7、第 8、第 9 のとおりとする。

（指揮本部員等の派遣）

第 10 指揮本部は、情報収集、活動調整及び受入れ調整等のため、別表第 10 のとおり指揮本部員等を派遣するものとする。

第 4 章 指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

第 11 指揮者又は指揮者から委任を受けた者（以下「指揮者等」という。）は、県内応援隊の指揮を行うとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部長の補佐を受け緊急消防援助隊の都道府県大隊及び各部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。

- 2 指揮者等は、航空指揮本部長及び航空指揮支援本部が設置されている場合には航空指揮支援本部長に対し、航空に係る活動要請を行うものとする。

（通信運用体制）

第 12 無線通信運用体制及び使用無線は、別表第 11、12 のとおりとする。

- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は別表第 13 のとおりとする。

第 5 章 消防応援活動の調整等

（任務付与）

第 13 指揮者等は、次に掲げる事項について、到着した県内応援隊及び緊急消防援助隊に

対して情報提供を行うとともに、様式4により任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第14 指揮者は、市災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

- 2 指揮本部は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 3 現地合同調整所の指揮は、原則、災害現場の管轄消防署長又は管轄消防署長が指名した者が行う。
- 4 現地合同調整所の指揮者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整することとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、県内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- (1) 役割分担
- (2) 活動エリア
- (3) 活動時間
- (4) 活動の中止基準
- (5) 検索救助活動におけるマーキングの手法
- (6) 緊急避難等の合図
- (7) 連絡手段
- (8) その他活動上、必要な事項

(応援隊との連携)

第15 災害現場の管轄消防署長は、県内応援隊及び緊急消防援助隊と緊密に連携を図るため、別表第10のとおり職員等を派遣するものとする。

(応援等サポート本部の設置)

第16 応援等サポート本部の設置及び運用については、愛媛県緊急消防援助隊受援計画のとおりとする。

(資機材の貸出し及び地図の配布)

- 第17 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、県内応援隊及び緊急消防援助隊に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- 2 スピンドルドライバーの口径及び形状は、「先端40mm四角×根本40mm四角」を基本に、吉海地区の一部に地上型で「先端20mm四角×根本20mm四角」がある。また、消火栓蓋丸型の開閉には専用のバールを必要とする。
- 3 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、県内応援隊及び緊急消防援助隊に対して、必要に応じて次に掲げる地図等を配布するものとする。
- (1) 広域地図（通行障害の情報を付記したもの）
 - (2) 住宅地図
 - (3) ヘリコプターの離着陸場所位置図（別図第6）
 - (4) 燃料補給場所位置図（別図第7）
 - (5) 消防水利位置図
 - (6) 物資等の調達可能場所位置図
 - (7) 救急搬送医療機関位置図（別図第8）

(ヘリコプターの離着陸場等)

- 第18 ヘリコプターの離着陸場は、別表第14のとおりとする。
- 2 指揮本部は、ヘリベース指揮者と調整の上、必要がある場合は、別表第10のとおりフォワードベース及びランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。なお、安全管理員は、原則、当該フォワードベース、ランディングポイントを管轄する消防署の職員とする。

(燃料補給場所)

- 第19 陸上隊及び水上小隊の燃料補給場所は、別表第15のとおりとする。
- 2 予防課は、陸上隊及び航空隊の燃料補給を行うことを目的として、消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請があったとき、速やかに手続を行うものとする。

(物資等の調達)

- 第20 指揮本部は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、災害時における物資調達に関する協定等に基づき、要請するものとする。

(緊急消防援助隊の部隊移動)

- 第21 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第3又は別図第4のとおり行うものとする。
- 2 指揮者は、長官又は知事から緊急消防援助隊の部隊移動について意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式6-2により回答するものとする。

(緊急消防援助隊の増隊要請)

第 2 2 指揮者は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、調整本部長に増隊の要請を行うものとする。

第 6 章 応援等の引揚げの判断

(県内応援隊の活動終了に関する連絡)

第 2 3 指揮者は、県内応援隊からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、県内応援隊の活動終了を判断し、引揚げを決定するものとする。

(緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡)

第 2 4 指揮者は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

第 7 章 その他

(情報共有)

第 2 5 指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

(訓練)

第 2 6 消防長は、原則年 1 回、受援訓練を実施するものとする。

(受援計画の変更)

第 2 7 消防長は、今治市緊急消防援助隊等受援計画を策定又は変更した場合は、知事に報告するものとする。

附 則

この計画は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

資料〔８－６〕

日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、地震、異常湧水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、日本水道協会中国四国地方支部（以下「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（相互応援体制）

第２条 地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする、日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

２ 地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

（応援要請の方法）

第３条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

- （１） 応援を要請しようとする被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応援を要請する。
- （２） 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。
- （３） 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。
- ２ 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。
 - （１） 災害の状況
 - （２） 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
 - （３） 必要とする職員の職種別人員
 - （４） 応援の場所及び応援場所への経路
 - （５） 応援の期間
 - （６） 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- ３ 応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

（事務局の設置）

第４条 地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

- （１） 地方支部応援事務局
 - ア 被災状況の把握及び応援要否の確認
 - イ 県をまたがる場合の応援派遣についての調整
- （２） 県支部応援事務局
 - ア 被災状況の把握及び応援要否の確認
 - イ 応援派遣についての調整

(応援要員の派遣)

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

- 2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。
- 3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

(応援内容)

第6条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応援給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の受入体制の整備)

第7条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

- 2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第8条 第6条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。
- 3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。
- 4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の遂行中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第9条 応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(防災関係物資等の情報交換)

第10条 防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年6月末日までに行うものとする。

- (1) 第4条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表(様式1)による。
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式2)による。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成8年10月4日から施行する。
- 2 水道施設の災害に伴う相互応援対策要綱(昭和59年5月23日制定)は、廃止する。

資料〔８－７〕

カウンターパートグループ一覧

令和６年４月１日現在

支援先 (被災市町)	１次支援	２次支援
松山市	新居浜市	松野町 鬼北町 愛南町
今治市	東温市	久万高原町 内子町
宇和島市	新居浜市	松前町
八幡浜市	伊予市	砥部町
新居浜市	宇和島市	松山市 松前町 松野町 鬼北町 愛南町
西条市	西予市	松山市 八幡浜市 伊予市 砥部町 伊方町
大洲市	四国中央市	松山市 東温市 久万高原町 上島町
伊予市	八幡浜市	西予市 伊方町
四国中央市	大洲市	久万高原町 内子町
西予市	西条市	砥部町
東温市	今治市	大洲市 上島町 内子町
上島町	松山市	久万高原町 内子町
久万高原町	四国中央市	大洲市 上島町 内子町
松前町	宇和島市	松野町 鬼北町 愛南町
砥部町	西条市	西予市 伊方町
内子町	今治市	松山市 東温市 久万高原町 上島町
伊方町	松山市	砥部町
松野町	松山市	松前町
鬼北町	松山市	松前町
愛南町	松山市	松前町

資料〔8－8〕

今治市防災拠点一覧

資料

拠点区分	名称	住所	面積 (㎡)	車両駐 車台数	施設所有者		施設管理者 (連絡先)	
陸上進出 拠点	今治西部丘陵 公園 ※県指定広域 防災拠点	今治市高地町2 丁目乙 429-1	15,980	300	公園緑 地課	0898- 36-1563	(株)今治. 夢 スポーツ しまなみアー スランド	0898- 32-5375
陸上進出 拠点	今治市大新田 公園	今治市大新田町 5丁目 111-7	47,458	360	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	NPO 法人今治 しまなみスポ ーツクラブ	0898- 24-2351
							今治市営中央 体育館	0898- 24-2351
陸上進出 拠点	今治市営スポ ーツパーク	今治市高橋ふれ あいの丘 1-2	25,300	340	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	スポーツパー ク	0898- 35-4111
陸上進出 拠点	道の駅伯方 S・Cパーク ※国指定進出 拠点	今治市伯方町叶 浦甲 1668-1	13,888	570	観光課	0898- 36-1541	(株) しまな みマリンオア シスはかた	0897- 72-3300
陸上活動 拠点	大三島緑の村 運動広場	今治市大三島町 口総 1269	17,322	90	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	大三島支所	0897- 82-0500
陸上活動 拠点	道の駅多々羅 しまなみ公園	今治市上浦町井 口 9180-2	19,670	220	観光課	0898- 36-1541	(株) しまな み	0897- 87-3866
陸上活動 拠点	上浦多々羅ス ポーツ公園	今治市上浦町井 口 7074-20	14,658	60	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	上浦多々羅ス ポーツ公園運 動場しまなみ ドーム	0897- 87-2114
							上浦支所	0897- 87-3000
陸上活動 拠点	宮窪石文化運 動公園	今治市宮窪町宮 窪 3546	19,788	70	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	石文化伝承館	0897- 86-2456
陸上活動 拠点	吉海B & G海 洋センター (バラ公園含 む。)	今治市吉海町福 田 1290	8,000	70	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	吉海B & G海 洋センター	0897- 84-4322
			12,000	100	公園緑 地課	0898- 36-1563	吉海支所	0897- 84-2111
陸上活動 拠点	今治市中央消 防署東分署	今治市旦甲 264-1	800		中央消 防署	0898- 32-6666	中央消防署東 分署	0898- 47-4994
陸上活動 拠点	今治市西消防 署菊間分署	今治市菊間町浜 1500-17	1,654		西消防 署	0898- 32-6119	西消防署菊間 分署	0898- 54-4094
陸上活動 拠点	朝倉緑のふる さと公園	今治市朝倉下乙 258-1	13,256	90	スポー ツ振興 課	0898- 36-1604	NPO 法人今治 しまなみスポ ーツクラブ	0898- 24-2351
					公園緑 地課	0898- 36-1563	朝倉B & G海 洋センター	0898- 56-3466

拠点区分	名称	住所	面積 (㎡)	車両駐 車台数	施設所有者		施設管理者 (連絡先)	
陸上活動 拠点	玉川総合公園	今治市玉川町摺 木甲 108	20,202	200	スポーツ振興課	0898-36-1604	NPO 法人今治しまなみスポーツクラブ	0898-24-2351
					公園緑地課	0898-36-1563	グリーンピア玉川	0898-55-4656
陸上活動 拠点	波方公園	今治市波方町樋口乙 730	26,692	180	スポーツ振興課	0898-36-1604	NPO 法人今治しまなみスポーツクラブ	0898-24-2351
					公園緑地課	0898-36-1563	武道館	0898-41-9605
陸上活動 拠点	藤山健康文化公園	今治市大西町宮脇乙 579-1	15,652	200	公園緑地課	0898-36-1563	大西支所住民サービス課	0898-53-3500
陸上活動 拠点	菊間緑の広場	今治市菊間町池原 1463-2	24,000	80	スポーツ振興課	0898-36-1604	NPO 法人今治しまなみスポーツクラブ	0898-24-2351
							総合体育館	0898-54-5730
水上進出 拠点	みなと交流センター「はーばりー」	今治市片原町 1 丁目 100 番地 3	6,000	100	港湾漁港課	0898-36-1545	みなと交流センター 3 階 (港湾漁港課)	0898-36-1545
水上活動 拠点	(大型フェリー乗り場)	今治市片原町 5 丁目 3 番地	6,300	190	港湾漁港課	0898-36-1545	みなと交流センター 3 階 (港湾漁港課)	0898-36-1545

9 避難所・被災者支援関係

資料〔9－1〕

指定避難所・指定緊急避難場所一覧表

令和7年3月31日現在

【指定一般避難所】（陸地部）

校区	名称	所在地	電話番号	収容人数 (人)	新旧耐震別	土砂災害時避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時避難可否 ※1	内水 ※1		津波時避難可否 ※1
							蒼社川 (計画降雨) ※2	蒼社川 (想定最大規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大規模降雨) ※5	銅川 (想定最大規模降雨) ※6	浅川 (想定最大規模降雨) ※7		内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
吹揚	今治公民館	北宝来町3丁目2-9	(0898) 24-2576	72	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○
	旧今治小学校体育館	南大門町2丁目5	(0898) 36-1611	310	新耐震	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○
	美須賀コミュニティプラザ	室屋町1丁目2-5	(0898) 32-3123	164	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○	2階以上可	○	○	2階以上可
	吹揚小学校	黄金町3丁目3	(0898) 22-0689	1,277	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○	○	2階以上可	○	○	2階以上可
	日吉公民館	末広町4丁目6-2	(0898) 33-0534	58	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○	○	2階以上可	○	○	2階以上可
	旧日吉小学校体育館	南宝来町1丁目6-1	(0898) 36-1611	300	新耐震	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○
	中央公民館	南宝来町1丁目6-1	(0898) 32-2892	416	旧耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○	2階以上可	○	○	○
	今治地域地場産業振興センター	旭町2丁目3-5	(0898) 32-3337	422	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○
	旧城東小学校	東門町4丁目3-16	(0898) 36-1611	532	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○	○	2階以上可	○	2階以上可	2階以上可
	城東保育所	美須賀町4丁目1-48	(0898) 22-3451	278	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可
別宮	旧今治コンピュータ・カレッジ	東門町5丁目840-4	(0898) 22-8000	158	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○	○	2階以上可	○	○	2階以上可
	別宮公民館	大正町4丁目2-7	(0898) 23-6762	113	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
	別宮小学校	別宮町5丁目1-7	(0898) 32-0688	867	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
	本町児童館	本町5丁目2-24	(0898) 32-3952	67	旧耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可
	岡山理科大学今治キャンパス体育館	いこいの丘1-3	(0898) 52-9000	683	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中央体育館	別宮町6丁目2-2	(0898) 24-2351	1,180	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○	○	2階以上可

※1 ○：避難可、×：避難不可、－：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	名称	所在地	電話番号	収容人数 (人)	新旧耐震別	土砂災害時避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時避難可否 ※1	内水 ※1		津波時避難可否 ※1
							蒼社川 (計画降雨) ※2	蒼社川 (想定最大規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大規模降雨) ※5	銅川 (想定最大規模降雨) ※6	浅川 (想定最大規模降雨) ※7		内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
常盤	常盤公民館	南日吉町 2 丁目 2-9	(0898) 31-8943	83	旧耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	常盤小学校	中日吉町 2 丁目 6-55	(0898) 22-0477	1, 150	新耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	日吉中学校	中日吉町 1 丁目 3-70	(0898) 22-0731	1, 119	新耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	常盤保育所	南日吉町 2 丁目 2-8	(0898) 31-5058	266	旧耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	今治北高等学校	宮下町 2 丁目 2-14	(0898) 32-2200	1, 907	新耐震	○	○	○	○	○	○	2 階以上可	2 階以上可	2 階以上可	2 階以上可	○
	今治西高等学校	中日吉町 3 丁目 5-47	(0898) 32-5030	2, 193	新耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	2 階以上可	○	○	○	○
	今治精華高等学校	中日吉町 2 丁目 1-34	(0898) 32-7100	879	旧耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	FC 今治高等学校明德校	北日吉町 1 丁目 4-47	(0898) 22-6767	575	新耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	今治南高等学校	常盤町 7 丁目 2-17	(0898) 22-0017	1, 632	新耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
近見	近見公民館	湊町 1 丁目 1-39	(0898) 32-3258	149	旧耐震	○	○	○	○	○	○	○	2 階以上可	2 階以上可	2 階以上可	○
	近見小学校	近見町 1 丁目 5-1	(0898) 22-0258	914	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	近見中学校	近見町 4 丁目 2-57	(0898) 22-1094	1, 057	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
立花	立花カルチャーセンター	郷六ヶ内町 2 丁目 2-7	(0898) 22-8041	131	新耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	立花小学校	立花町 4 丁目 3-45	(0898) 22-0185	1, 188	新耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	立花中学校	立花町 2 丁目 8-7	(0898) 32-1095	1, 296	新耐震	○	○	2 階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	今治工業高等学校	河南町 1 丁目 1-36	(0898) 22-0342	1, 533	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、－：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に 1 日間の総雨量：706.0mm が降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に 1 日間の総雨量：786.0mm が降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に 1 日間の総雨量：783.0mm が降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に 1 日間の総雨量：227.5mm が降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に 1 日間の総雨量：749.0mm が降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に 1 日間の総雨量：787.0mm が降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	名称	所在地	電話番号	収容人数 (人)	新旧耐震別	土砂災害時避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時避難可否 ※1	内水 ※1		津波時避難可否 ※1
							蒼社川 (計画降雨) ※2	蒼社川 (想定最大規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大規模降雨) ※5	銅川 (想定最大規模降雨) ※6	浅川 (想定最大規模降雨) ※7		内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
鳥生	鳥生公民館	土橋町1丁目 8-42	(0898) 32-3256	124	旧耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	鳥生小学校	南高下町3丁目 3-71	(0898) 33-1221	898	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○	2階以上可	○	○	2階以上可
	鳥生保育所	北鳥生町3丁目 1-15	(0898) 22-3749	192	旧耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○	2階以上可	○	○	○
	今治立花農業協同組合本所	北鳥生町3丁目 3-14	(0898) 23-0246	121	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○	2階以上可	○	○	○
桜井	桜井公民館	桜井3丁目 6-8	(0898) 48-0001	99	旧耐震	○	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○
	桜井小学校	郷桜井1丁目 8-26	(0898) 48-0217	1,102	新耐震	○	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	○	○	○
	桜井中学校	郷桜井1丁目 8-8	(0898) 48-0150	1,162	新耐震	○	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	○	○	○
	桜井保育所	登畑甲40	(0898) 48-0555	186	旧耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	愛媛中央産業技術専門学校	桜井団地4丁目 1-1	(0898) 48-0525	72	旧耐震	○	○	○	2階以上可	○	○	○	○	—	—	○
	今治東中等教育学校	桜井2丁目 9-1	(0898) 47-3630	1,540	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国分	国分公民館	唐子台東3丁目 23-6	(0898) 47-3663	75	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国分小学校	古国分2丁目 7-1	(0898) 47-2050	744	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富田	富田公民館	上徳甲393-3	(0898) 48-5175	168	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	富田小学校	上徳甲394-4	(0898) 48-6169	1,202	新耐震	○	○	○	2階以上可	○	○	○	○	○	○	○
	南中学校	松木349-1	(0898) 48-2546	1,252	新耐震	○	2階以上可	2階以上可	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○
	富田保育所	上徳乙287-7	(0898) 48-2323	304	新耐震	○	○	○	2階以上可	○	○	○	○	○	○	○
	サン・アビリティーズ今治	喜田村2丁目 1-10	(0898) 48-3477	605	新耐震	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○
	バリクリーン (今治市クリーンセンター)	町谷甲394番地	(0898) 48-3601	320	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	名称	所在地	電話番号	収容人数(人)	新旧耐震別	土砂災害時避難可否※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時避難可否※1	内水 ※1		津波時避難可否※1
							蒼社川(計画降雨)※2	蒼社川(想定最大規模降雨)※3	頓田川(想定最大規模降雨)※4	竜登川(想定最大規模降雨)※5	銅川(想定最大規模降雨)※6	浅川(想定最大規模降雨)※7		内水氾濫時避難可否(既往最大)	内水氾濫時避難可否(想定最大)	
清水	清水公民館	四村 93-2	(0898) 32-0073	113	旧耐震	○	2階以上可	2階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
	清水小学校	五十嵐甲 13-3	(0898) 22-2556	833	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	○	○	○	○	○
日高	日高公民館	小泉 4 丁目 11-28	(0898) 32-0074	129	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	○	○	2階以上可	○
	日高小学校	別名 446-2	(0898) 22-2548	1,032	新耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	○	○	○	○
	日高保育所	別名 549-1	(0898) 23-1512	173	旧耐震	○	○	2階以上可	○	○	○	2階以上可	○	○	○	○
乃万	西中学校	山路 554-3	(0898) 22-0411	1,476	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○
	乃万公民館	延喜甲 237-5	(0898) 32-0001	72	旧耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	乃万小学校	延喜甲 349	(0898) 32-2569	1,106	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	2階以上可	2階以上可	○
	乃万保育所	延喜甲 365-2	(0898) 22-6289	181	旧耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	今治明德短期大学	矢田甲 688	(0898) 22-7279	2,440	旧耐震	○	○	○	○	○	○	2階以上可	○	2階以上可	2階以上可	○
波止浜	波止浜公民館	地堀 1 丁目 3-47	(0898) 41-9012	76	旧耐震	○	○	○	○	○	○	○	2階以上可	○	○	2階以上可
	波止浜小学校	地堀 1 丁目 3-40	(0898) 41-9049	856	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	2階以上可
	北郷中学校	中堀 4 丁目 1-1	(0898) 41-9051	1,275	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	3階以上可	2階以上可	2階以上可	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、－：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	名称	所在地	電話番号	収容人数 (人)	新旧耐震別	土砂災害時避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時避難可否 ※1	内水 ※1		津波時避難可否 ※1
							蒼社川 (計画降雨) ※2	蒼社川 (想定最大規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大規模降雨) ※5	銅川 (想定最大規模降雨) ※6	浅川 (想定最大規模降雨) ※7		内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
朝倉	旧上朝小学校体育館	朝倉上甲 776-1	(0898) 56-2500	240	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	朝倉中学校	朝倉北甲 273	(0898) 56-2016	837	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	朝倉小学校	朝倉北甲 281	(0898) 56-2004	577	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	朝倉公民館	朝倉北甲 393	(0898) 56-2024	290	旧耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	朝倉福祉センター	朝倉下甲 529	(0898) 56-3560	128	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	朝倉B & G 海洋センター	朝倉下乙 104-2	(0898) 56-3466	715	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	朝倉ふれあい交流センター	朝倉下乙 104-2	(0898) 36-7021	127	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
鴨部	玉川中学校	玉川町高野 甲 21	(0898) 55-2019	871	新耐震	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	鴨部小学校	玉川町中村 甲 574-1	(0898) 55-2115	565	新耐震	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	日の出保育所	玉川町小鴨 部 甲 230-2	(0898) 55-3032	48	旧耐震	×	○	×	○	○	○	○	○	—	—	○
九和	九和小学校	玉川町摺木 甲 71-1	(0898) 55-2117	570	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	九和保育所	玉川町大野 甲 86-3	(0898) 55-3132	140	旧耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	鈍川収蔵庫（旧鈍川小学校）	玉川町鈍川 丙 226	(0898) 55-2211	254	旧耐震	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	玉川総合公園体育館	玉川町摺木 甲 108	(0898) 55-4656	649	新耐震	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	玉川艇庫	玉川町龍岡 下 乙 17	(0898) 55-2211	134	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	玉川公民館	玉川町三反 地 甲 10-1	(0898) 55-2701	107	旧耐震 (H29 耐震診断で耐震有)	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	名称	所在地	電話番号	収容人数(人)	新旧耐震別	土砂災害時避難可否※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時避難可否※1	内水 ※1		津波時避難可否※1
							蒼社川(計画降雨)※2	蒼社川(想定最大規模降雨)※3	頓田川(想定最大規模降雨)※4	竜登川(想定最大規模降雨)※5	銅川(想定最大規模降雨)※6	浅川(想定最大規模降雨)※7		内水氾濫時避難可否(既往最大)	内水氾濫時避難可否(想定最大)	
波方	波方小学校	波方町養老甲 803-1	(0898) 41-9122	1, 124	新耐震	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	樋口保育所	波方町養老甲 1024	(0898) 41-7241	215	新耐震	×	○	○	○	○	○	○	2階以上可	2階以上可	2階以上可	○
	なみっこ交流館	波方町波方甲 2029	(0898) 41-9770	294	新耐震	×	○	○	○	○	○	○	2階以上可	—	—	○
	旧小部老人福祉センター	波方町小部甲 832-2	—	94	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×
	波方公民館	波方町樋口甲 253	(0898) 41-7111	450	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	2階以上可	○	○	○
	波方公園武道館	波方町樋口乙 730	(0898) 41-5598	381	新耐震	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国立波方海上技術短期大学校	波方町波方甲 1634-1	(0898) 41-9640	336	新耐震	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	波方ふれあいセンター	波方町波方甲 1641	(0898) 41-7111	144	旧耐震	○	○	○	○	○	○	○	2階以上可	—	—	○
大西	大西体育館	大西町新町甲 797	(0898) 53-5040	753	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	大西中学校	大西町九王甲 2280-1	(0898) 53-2038	761	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	3階以上可	○	○	2階以上可
	大西小学校	大西町大井浜103	(0898) 53-2037	817	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	3階以上可	○	2階以上可	2階以上可
	大西公民館	大西町宮脇甲 506-1	(0898) 53-3500	215	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	旧大西老人福祉センター	大西町宮脇甲 501-2	(0898) 53-5380	112	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大西藤山歴史資料館	大西町宮脇乙 579-1	(0898) 53-2313	33	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
亀岡	亀岡小学校	菊間町種 52	(0898) 54-2163	577	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	3階以上可	—	—	2階以上可
	太陽石油四国研修センター	菊間町佐方 2135-1	(0898) 54-3450	231	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	2階以上可	—	—	○
	産業振興センター	菊間町種 147-2	(0898) 54-3450	140	新耐震	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校 区	名 称	所 在 地	電 話 番 号	収 容 人 数 (人)	新 旧 耐 震 別	土 砂 災 害 時 避 難 可 否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時 避難可否 ※1	内水 ※1		津波時 避難可否 ※1
							蒼社川 (計画降雨) ※2	蒼社川 (想定最大規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大規模降雨) ※5	銅川 (想定最大規模降雨) ※6	浅川 (想定最大規模降雨) ※7		内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
菊 間	菊間中学校	菊間町浜 2628-1	(0898) 54-2069	954	新耐震	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	菊間小学校	菊間町長坂 2000-1	(0898) 54-2025	790	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	菊間保育所	菊間町長坂 1999	(0898) 54-2209	100	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	菊間緑の広場公園 体育館	菊間町池原 1463-2	(0898) 54-5730	1,466	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	菊間公民館	菊間町浜 840	(0898) 54-5310	388	新耐震	○	○	○	○	○	○	○	2階以上可	—	—	2階以上可

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

【指定一般避難所】（島嶼部）

校区	名称	所在地	電話番号	収容人数 (人)	新旧 耐震別	土砂災害時 避難可否※1	高潮時 避難可否※1	内水 ※1		津波時 避難可否※1
								内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
吉海	吉海小学校	吉海町八幡 157	0897-84-2609	733	新耐震	○	3 階以上可	—	—	2 階以上可
	大島中学校	吉海町幸新田 250	0897-84-2706	735	新耐震	×	3 階以上可	—	—	2 階以上可
	吉海学習交流館	吉海町八幡 137	0897-84-4700	336	新耐震	○	×	—	—	2 階以上可
	旧吉海老人福祉センター	吉海町名 1466	0897-84-4110	144	旧耐震	○	○	—	—	○
	吉海認定こども園	吉海町八幡 56	0897-84-2108	227	新耐震	○	×	—	—	2 階以上可
宮窪	宮窪小学校	宮窪町宮窪 4765	0897-86-2117	601	新耐震	×	○	—	—	○
	宮窪公民館	宮窪町宮窪 2669	0897-86-3238	390	旧耐震	○	2 階以上可	—	—	○
	宮窪認定こども園	宮窪町宮窪 2901	0897-86-3412	262	旧耐震	×	○	—	—	○
	宮窪石文化伝承館	宮窪町宮窪 3546	0897-86-2456	744	新耐震	○	○	—	—	○
	旧宮窪保健センター	宮窪町宮窪 3544-2	0897-74-1023	242	新耐震	○	○	—	—	○
	村上海賊ミュージアム	宮窪町宮窪 1285	0897-74-1065	54	新耐震	○	○	—	—	○
伯方	伯方中学校	伯方町木浦甲 4134-1	0897-72-1055	751	新耐震	×	○	—	—	○
	伯方認定こども園	伯方町木浦甲 1200-1	0897-72-0227	323	新耐震	○	○	—	—	○
	伯方小学校	伯方町木浦甲 3599-2	0897-72-0030	785	新耐震	×	○	—	—	○
	旧伯方福祉センター	伯方町木浦甲 3930-1	0897-74-2123	196	新耐震	×	2 階以上可	—	—	○
	今治西高等学校伯方分校	伯方町有津甲 2358	0897-72-0034	817	新耐震	○	2 階以上可	—	—	○
	伯方開発総合センター	伯方町叶浦甲 1668-30	0897-72-2725	231	新耐震	○	2 階以上可	—	—	○
	旧西伯方地域住民学習センター	伯方町叶浦甲 1666-5	0897-72-1500	90	新耐震	○	2 階以上可	—	—	○
	伯方農村環境改善センター	伯方町北浦甲 2178	0897-73-0230	146	新耐震	×	○	—	—	○
	旧伯方北浦体育館	伯方町北浦甲 2313	0897-72-1500	243	旧耐震	×	×	—	—	○
	しまなみ交流プラザ	伯方町木浦甲 1200-1	0897-72-2775	96	新耐震	×	○	—	—	○
上浦	上浦小学校	上浦町井口 4497-1	0897-87-2011	493	新耐震	×	○	—	—	○
	大三島中学校	上浦町井口 5610	0897-87-3400	894	新耐震	○	2 階以上可	—	—	○
	上浦認定こども園	上浦町井口 5931-1	0897-87-2385	68	旧耐震	○	×	—	—	○
	上浦開発総合センター	上浦町井口 5931-1	0897-87-3300	302	旧耐震	○	2 階以上可	—	—	○
	旧上浦盛研修センター	上浦町盛 2642	0897-87-3000	220	旧耐震	○	○	—	—	○
	旧上浦保健センター	上浦町甘崎 3878-1	0897-87-4274	195	新耐震	○	×	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

校 区	名 称	所 在 地	電 話 番 号	収 容 人 数 (人)	新 旧 耐 震 別	土 砂 災 害 時 避 難 可 否 ※1	高 潮 時 避 難 可 否 ※1	内 水 ※1		津 波 時 避 難 可 否 ※1
								内 水 氾 濫 時 避 難 可 否 (既往最大)	内 水 氾 濫 時 避 難 可 否 (想定最大)	
大 三 島	大三島公民館	大三島町宮浦 5708	0897-82-0500	382	旧耐震	○	2 階以上可	○	○	2 階以上可
	大三島少年自然の家	大三島町肥海 4762-1	0897-82-0311	500	新耐震	○	×	—	—	○
	大三島認定こども園	大三島町明日 2493-1	0897-82-0164	254	旧耐震	○	×	—	—	×
	大三島小学校	大三島町宮浦 5145	0897-82-0027	581	新耐震	×	3 階以上可	○	○	○
	旧大三島老人福祉センター	大三島町宗方 3621	0897-82-0500	110	旧耐震	○	×	—	—	×
岡 村	岡村小学校	関前岡村甲 415	0897-88-2531	117	新耐震	×	○	—	—	○
	関前中学校	関前岡村甲 415	0897-88-2104	132	新耐震	×	○	—	—	○
	関前開発総合センター	関前岡村甲 2-5	0897-88-2211	299	旧耐震	×	2 階以上可	—	—	○
	岡村小学校僻地集会室	関前岡村甲 697-1	0897-88-2111	262	新耐震	○	2 階以上可	—	—	○
	大下地区農産物加工場	関前大下甲 1856-1	0897-88-2111	22	新耐震	○	×	—	—	2 階以上
	大下集会所	関前大下甲 1856-2	0897-88-2728	68	新耐震	×	×	—	—	×
	小大下出張診療所	関前小大下甲 2115-1	0897-88-2900	6	新耐震	○	○	—	—	○
	小大下地区住民センター	関前小大下乙 1352-2	0897-88-2901	15	新耐震	○	×	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

【指定緊急避難場所】（陸地部）

校区	名称	所在地	面積	土砂 災害時 避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時 避難可否 ※1	内水 ※1		津波時 避難可否 ※1
					蒼社川 （計画降雨） ※2	蒼社川 （想定最大 規模降雨） ※3	頓田川 （想定最大 規模降雨） ※4	竜登川 （想定最大 規模降雨） ※5	銅川 （想定最大 規模降雨） ※6	浅川 （想定最大 規模降雨） ※7		内水氾濫時 避難可否 （既往最大）	内水氾濫時 避難可否 （想定最大）	
吹揚	吹揚小学校運動場	黄金町3丁目3	7,037 ㎡	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×
	旧日吉小学校運動場	南宝来町1 丁目6-1	7,597 ㎡	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	○
	旧城東小学校運動場	東門町4丁目 3-16	7,681 ㎡	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×
別宮	別宮小学校運動場	別宮町5丁目 1-7	7,537 ㎡	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	×
	中央体育館駐車場	別宮町6丁目 2-2	8,140 ㎡	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	×
	岡山理科大学今治キャンパスグラウンド	いこいの丘 1-3	8,200 ㎡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常盤	常盤小学校運動場	中日吉町2 丁目6-55	11,379 ㎡	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
	日吉中学校運動場	中日吉町1 丁目3-70	13,239 ㎡	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
	今治北高等学校運動場	宮下町2丁目 2-14	14,539 ㎡	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○
	今治西高等学校運動場	中日吉町3 丁目5-47	16,630 ㎡	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
	今治南高等学校運動場	常盤町7丁目 2-17	13,816 ㎡	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○
近見	近見小学校運動場	近見町1丁目 5-1	6,845 ㎡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	近見中学校運動場	近見町4丁目 2-57	9,522 ㎡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	来島海峡サービスエリア管理用駐車場	大浜町2丁目 丙510-3他	415 ㎡	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	名称	所在地	面積	土砂 災害時 避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時 避難可否 ※1	内水 ※1		津波時 避難可否 ※1
					蒼社川 (計画降雨) ※2	蒼社川 (想定最大 規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大 規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大 規模降雨) ※5	銅川 (想定最大 規模降雨) ※6	浅川 (想定最大 規模降雨) ※7		内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
立花	立花小学校運動場	立花町4丁目 3-45	6,874 ㎡	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	立花中学校運動場	立花町2丁目 8-7	10,151 ㎡	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	○
	今治工業高等学校 運動場	河南町1丁目 1-36	16,281 ㎡	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥生	鳥生小学校運動場	南高下町3 丁目3-71	12,428 ㎡	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○	×
桜井	桜井小学校運動場	郷桜井1丁目 8-26	9,191 ㎡	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	○
	桜井中学校運動場	郷桜井1丁目 8-8	8,499 ㎡	○	○	○	×	○	○	○	×	×	×	○
	愛媛中央産業技術 専門校運動場	桜井団地4 丁目1-1	8,690 ㎡	○	○	○	×	○	○	○	○	—	—	○
	今治東中等教育学 校運動場	桜井2丁目 9-1	27,100 ㎡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	今治特別支援学校 運動場	桜井乙32-313	10,800 ㎡	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
国分	国分小学校運動場	古国分2丁目 7-1	10,487 ㎡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富田	富田小学校運動場	上徳甲394-4	6,685 ㎡	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
	南中学校運動場	松木349-1	7,033 ㎡	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○
	パルクリー (今治市クリー ンセンター) 駐車場	町谷甲394 番地	21,400 ㎡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清水	清水小学校運動場	五十嵐甲 13-3	8,678 ㎡	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	名称	所在地	面積	土砂 災害時 避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時 避難可否 ※1	内水 ※1		津波時 避難可否 ※1
					蒼社川 (計画降雨) ※2	蒼社川 (想定最大 規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大 規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大 規模降雨) ※5	銅川 (想定最大 規模降雨) ※6	浅川 (想定最大 規模降雨) ※7		内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
日高	日高小学校運動場	別名 446-2	7,835 m ²	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
	イオン今治店駐車場	馬越町4丁目 8-1	12,000 m ²	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
	イオンモール今治 新都市駐車場	にぎわい広場 1番地1	102,437 m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乃万	西中学校運動場	山路 554-3	9,442 m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	乃万小学校運動場	延喜甲 349	5,042 m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
	今治明德短期大学 運動場	矢田甲 688	9,580 m ²	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○
波止浜	波止浜小学校運動場	地堀1丁目 3-40	6,742 m ²	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×
	北郷中学校運動場	中堀4丁目 1-1	12,168 m ²	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○
朝倉	朝倉中学校運動場	朝倉北甲 273	16,224 m ²	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
	朝倉小学校運動場	朝倉北甲 281	3,300 m ²	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
鴨部	玉川中学校運動場	玉川町高野 甲 21	7,929 m ²	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	鴨部小学校運動場	玉川町中村 甲 574-1	5,065 m ²	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
九和	九和小学校運動場	玉川町摺木 甲 71-1	7,131 m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	鈍川収蔵庫(旧鈍川 小学校運動場)	玉川町鈍川 丙 226	4,168 m ²	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	玉川総合公園運動 場多目的広場	玉川町摺木 甲 108	15,102 m ²	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	名称	所在地	面積	土砂 災害時 避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時 避難可否 ※1	内水 ※1		津波時 避難可否 ※1
					蒼社川 (計画降雨) ※2	蒼社川 (想定最大 規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大 規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大 規模降雨) ※5	銅川 (想定最大 規模降雨) ※6	浅川 (想定最大 規模降雨) ※7		内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
波方	波方小学校運動場	波方町養老 甲 803-1	9,325 ㎡	×	—	—	○	○	○	○	○	×	×	○
	波方公園運動場多 目的広場	波方町樋口 乙 730	10,700 ㎡	×	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	国立波方海上技術 短期大学校運動場	波方町波方 甲 1634-1	3,600 ㎡	×	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
大西	大西中学校運動場	大西町九王 甲 2280-1	11,959 ㎡	○	—	—	○	○	○	○	×	×	×	×
	大西小学校運動場	大西町大井 浜 103	4,558 ㎡	○	—	—	○	○	○	○	×	○	○	×
	藤山健康文化公園	大西町宮脇 乙 579-1	11,352 ㎡	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
亀岡	亀岡小学校運動場	菊間町種 52	3,900 ㎡	○	—	—	○	○	○	○	×	—	—	×
菊間	菊間中学校運動場	菊間町浜 2628-1	15,403 ㎡	×	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
	菊間小学校運動場	菊間町長坂 2000-1	7,114 ㎡	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
	菊間緑の広場公園 運動場多目的広場	菊間町池原 1463-2	13,553 ㎡	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

【指定緊急避難場所】（島嶼部）

校 区	区 分	名 称	所 在 地	面 積	土砂災害時 避難可否※1	高潮時 避難可否※1	内水 ※1		津波時 避難可否※1
							内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
吉海	島嶼部	吉海小学校運動場	吉海町八幡 157	5,481 m ²	○	×	—	—	×
	島嶼部	旧吉海老人福祉センター駐車場	吉海町名 1466	400 m ²	○	○	—	—	○
	島嶼部	大島バスストップ入口	吉海町仁江 678 他	1,820 m ²	○	○	—	—	○
宮窪	島嶼部	宮窪小学校運動場	宮窪町宮窪 4765	5,500 m ²	×	○	—	—	○
	島嶼部	宮窪石文化運動公園野球場	宮窪町宮窪 3546	15,000 m ²	○	○	—	—	○
	島嶼部	村上海賊ミュージアム駐車場	宮窪町宮窪 1285	3,000 m ²	○	○	—	—	○
伯方	島嶼部	伯方中学校運動場	伯方町木浦甲 4134-1	14,934 m ²	×	○	—	—	○
	島嶼部	伯方小学校運動場	伯方町木浦甲 3599-2	6,400 m ²	×	○	—	—	○
	島嶼部	今治西高等学校伯方分校運動場	伯方町有津甲 2358	11,723 m ²	○	×	—	—	○
上浦	島嶼部	上浦小学校運動場	上浦町井口 4497-1	6,260 m ²	○	○	—	—	○
	島嶼部	大三島中学校運動場	上浦町井口 5610	17,372 m ²	○	×	—	—	○
大三島	島嶼部	大三島小学校運動場	大三島町宮浦 5145	6,794 m ²	×	×	×	×	○
岡村	島嶼部	岡村小学校運動場	関前岡村甲 415	1,448 m ²	×	○	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

【指定福祉避難所】（陸地部）

校区	施設名称	所在地	収容 人数 (人)	事業区分	土砂 災害時 避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時 避難可否 ※1	内水 ※1		津波時 避難可否 ※1
						蒼社川 (計画降 雨) ※2	蒼社川 (想定最大 規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大 規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大 規模降雨) ※5	銅川 (想定最大 規模降雨) ※6	浅川 (想定最大 規模降雨) ※7		内水 氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水 氾濫時 避難可否 (想定最大)	
吹揚	廣寿苑（今治校区）	南大門町 3-5-33	104	軽費老人ホーム	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○
	グループホームつどい	南大門町 2-2-2	11	認知症対応型 共同生活介護	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○
	小規模多機能うらら	南大門町 2-2-2	4	小規模多機能 型居宅介護	○	○	×	○	○	○	×	×	○	○	○
	いまばり光生園	室屋町 3-2-10	30	介護老人保健 施設	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×
	シルバーハウス吹揚	黄金町 3-2-6	71	特別養護老人 ホーム	○	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×
	ウェルえがお	恵美須町 2-2-1	32	認知症対応型 共同生活介護	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×
	ウェルえびす	恵美須町 2-2-4	27	認知症対応型 共同生活介護	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×
	グループホームはとり	南宝来町 3-4-1	5	認知症対応型 共同生活介護	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○
	老人保健施設燧園	末広町 3-1-6	52	介護老人保健 施設	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	×
	看護小規模多機能ひうち	末広町 3-3-6	15	看護小規模多 機能型居宅介 護	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×
	シルバーマンションひ うち	末広町 3-3-6	15	有料老人ホーム	○	×	×	○	○	○	○	×	○	○	×
	老人保健施設セントラ ルケアホーム	松本町 2-6-6	73	介護老人保健 施設	○	×	×	○	○	○	×	×	○	○	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、－：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	施設名称	所在地	収容人数(人)	事業区分	土砂災害時避難可否※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時避難可否※1	内水 ※1		津波時避難可否※1
						蒼社川(計画降雨) ※2	蒼社川(想定最大規模降雨) ※3	頓田川(想定最大規模降雨) ※4	竜登川(想定最大規模降雨) ※5	銅川(想定最大規模降雨) ※6	浅川(想定最大規模降雨) ※7		内水氾濫時避難可否(既往最大)	内水氾濫時避難可否(想定最大)	
立花	グループホームひまわり	八町西4-1-14	89	認知症対応型共同生活介護	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	ふれあいの家ひまわり	郷本町3-5-34	42	小規模多機能型居宅介護	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	サテライトひまわり	八町西4-1-12	35	小規模多機能型居宅介護	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	小規模多機能型介護施設たちばな南	八町東5-6-2	9	小規模多機能型居宅介護	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×	○
近見	ちかみシーサイド	近見町1-7-50	6	認知症対応型共同生活介護	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常盤	すずらん	宮下町1-1-62	57	特別養護老人ホーム	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○
	ほっとやまうち	常盤町8-4-31	5	認知症対応型共同生活介護	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	老人保健施設ときわ園	常盤町5-3-37	24	介護老人保健施設	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
	介護老人保健施設八恵苑	北日吉町1-19-15	37	介護老人保健施設	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	○
桜井	唐子荘	旦甲 479-1	31	特別養護老人ホーム	×	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	今治福祉園	宮ヶ崎甲170	87	障害者支援施設	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	おあしす今治	郷桜井3-3-67	20	小規模多機能型居宅介護	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○
	小規模多機能型居宅介護施設ししま	桜井 4-6-52	51	小規模多機能型居宅介護	○	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○
	介護老人保健施設ヒロセ	国分 7-4-1	34	介護老人保健施設	○	○	○	×	○	○	○	○	—	—	○
	グループホームヒロセ	国分 7-4-36	14	認知症対応型共同生活介護	○	○	○	×	○	○	○	○	—	—	○
	グループホームヒロセドゥーエ	国分 7-5-11	14	認知症対応型共同生活介護	○	○	○	×	○	○	○	○	—	—	○
	愛媛県立今治特別支援学校	桜井乙32-313	40	特別支援学校	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	施設名称	所在地	収容 人数 (人)	事業区分	土砂 災害時 避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時 避難可否 ※1	内水 ※1		津波時 避難可否 ※1
						蒼社川 (計画降 雨) ※2	蒼社川 (想定最大 規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大 規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大 規模降雨) ※5	銅川 (想定最大 規模降雨) ※6	浅川 (想定最大 規模降雨) ※7		内水 氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水 氾濫時 避難可否 (想定最大)	
富田	みどりの郷	上徳甲 110-1	200	特別養護老人 ホーム	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	今治育成園	町谷甲 746	33	障害者支援施設	○	○	○	×	○	○	○	○	—	—	○
	今治療護園	町谷甲 756-1	91	障害者支援施設	○	○	○	×	○	○	○	○	—	—	○
	かのこ	宮ヶ崎甲 700-1	18	特別養護老人 ホーム	○	○	○	×	○	○	○	○	—	—	○
	グループホーム松風園	上徳乙 284-1	2	認知症対応型 共同生活介護	○	○	○	×	○	×	○	○	×	×	○
	看護小規模多機能型介 護施設たちばな	上徳甲 571-2	4	看護小規模多機 能型居宅介護	○	○	○	×	×	×	○	×	○	○	○
	済生会今治老人保健施 設希望の園	喜田村 7-1-6	142	介護老人保健 施設	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○
清水	泉荘	新谷甲 1884-1	81	養護老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	いこいの里しみず	新谷甲 1882-1	70	養護老人ホーム	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	グループホーム清水	四村 103-5	36	認知症対応型 共同生活介護	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
日高	今治なごみ苑	別名 251	173	特別養護老人 ホーム	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	日高荘	小泉 5-6-38	10	特別養護老人 ホーム	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	廣寿苑（日高校区）	高橋甲 1142-1	61	地域密着型特別 養護老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	JA おちいまばり元気ま んてん	別名 434	6	小規模多機能 型居宅介護	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○
	介護老人保健施設 シルビウス・ケアセンター	別名 261	20	介護老人保健 施設	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	施設名称	所在地	収容 人数 (人)	事業区分	土砂 災害時 避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時 避難可否 ※1	内水 ※1		津波時 避難可否 ※1
						蒼社川 (計画降 雨) ※2	蒼社川 (想定最大 規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大 規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大 規模降雨) ※5	銅川 (想定最大 規模降雨) ※6	浅川 (想定最大 規模降雨) ※7		内水 氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水 氾濫時 避難可否 (想定最大)	
波止浜	ほのか	高部甲 535-1	14	特別養護老人 ホーム	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○
朝倉	清流園	朝倉北甲 497	20	養護老人ホーム	○	—	—	×	○	○	○	○	—	—	○
	リーフガーデンあさくら	朝倉下乙 102-2	29	特別養護老人 ホーム	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
	グループホームひまわりの家	古谷甲 19-1	81	認知症対応型 共同生活介護	○	—	—	×	○	○	○	○	—	—	○
	小規模あさくら	古谷甲 992-1	6	小規模多機能 型居宅介護	○	—	—	×	○	○	○	○	—	—	○
鴨部	瑞鶴荘	玉川町畑寺 甲 15-1	142	特別養護老人 ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	グループホーム瑞鳳荘	玉川町畑寺 甲 15-5	12	認知症対応型 共同生活介護	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○
	おかげさん	玉川町別所 甲 93-3	32	小規模多機能 型居宅介護	○	○	×	○	○	○	○	○	—	—	○
波方	寿山苑	波方町養老 甲 1006	53	特別養護老人 ホーム	×	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	グループホームパラディ	波方町樋口 甲 120-1	2	認知症対応型 共同生活介護	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	おあしす北郷	波方町樋口 甲 2035-1	7	小規模多機能 型居宅介護	○	—	—	○	○	○	○	×	○	○	○
	老人保健施設養老の里	波方町樋口 甲 1686-1	28	介護老人保健 施設	○	—	—	○	○	○	○	×	○	○	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

校区	施設名称	所在地	収容 人数 (人)	事業区分	土砂 災害時 避難可否 ※1	洪水時避難可否 ※1						高潮時 避難可否 ※1	内水 ※1		津波時 避難可否 ※1
						蒼社川 (計画降 雨) ※2	蒼社川 (想定最大 規模降雨) ※3	頓田川 (想定最大 規模降雨) ※4	竜登川 (想定最大 規模降雨) ※5	銅川 (想定最大 規模降雨) ※6	浅川 (想定最大 規模降雨) ※7		内水 氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水 氾濫時 避難可否 (想定最大)	
大西	ケアハウス幸風園	大西町紺 原甲 290-1	233	軽費老人ホーム	○	—	—	○	○	○	○	×	○	○	○
	特別養護老人ホーム幸 風園	大西町紺 原甲 288-1	65	特別養護老人 ホーム	○	—	—	○	○	○	○	×	×	×	○
	おおにし光生園	大西町九 王甲 622-1	29	介護老人保健 施設	○	—	—	○	○	○	○	×	—	—	○
亀岡	菊仙荘	菊間町種 3560-5	55	特別養護老人 ホーム	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
菊間	ラ・ファミーユ	菊間町浜 1453-1	75	軽費老人ホーム	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
	グループホームラ・フ ァミーユ	菊間町浜 1453-1	32	認知症対応型 共同生活介護	○	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○
	障害者施設きくま	菊間町浜 1174-3	10	共同生活援助	○	—	—	○	○	○	○	×	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

※3 蒼社川流域に1日間の総雨量：706.0mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※5 竜登川流域に1日間の総雨量：786.0mmが降ったことにより竜登川が氾濫した場合

※7 浅川流域に1日間の総雨量：783.0mmが降ったことにより浅川が氾濫した場合

※2 蒼社川流域に1日間の総雨量：227.5mmが降ったことにより蒼社川が氾濫した場合

※4 頓田川流域に1日間の総雨量：749.0mmが降ったことにより頓田川が氾濫した場合

※6 銅川流域に1日間の総雨量：787.0mmが降ったことにより銅川が氾濫した場合

【指定福祉避難所】（島嶼部）

校区	施設名称	所在地	収容 人数 (人)	事業区分	土砂災害時 避難可否※1	高潮時 避難可否※1	内水 ※1		津波時 避難可否※1
							内水氾濫時 避難可否 (既往最大)	内水氾濫時 避難可否 (想定最大)	
吉海	阿育苑	吉海町仁江 262-1	131	特別養護老人ホーム	○	○	—	—	○
	シーサイド	吉海町臥間 46-2	11	小規模多機能型居宅介護	×	×	—	—	○
伯方	はかた寿園	伯方町木浦甲 3930-3	79	特別養護老人ホーム	×	×	—	—	○
	グループホームはなみずき	伯方町北浦甲 2458 番地	10	認知症対応型共同生活介護	○	×	—	—	○
	看護小規模多機能型居宅 介護おいで家あすなろ	伯方町北浦甲 2458 番地	4	看護小規模多機能型居宅介護	○	×	—	—	○
	介護老人保健施設あすなろ	伯方町北浦甲 2289-1	40	介護老人保健施設	○	×	—	—	○
上浦	多々羅の里	上浦町井口 3865-1	76	特別養護老人ホーム	○	○	—	—	○
大三島	グループホームゆいの里	大三島町野々江 2435-14	4	認知症対応型共同生活介護	○	×	—	—	×
	グループホームゆいの家	大三島町野々江 2435-1	6	認知症対応型共同生活介護	○	×	—	—	×
	小規模多機能ゆいの村	大三島町野々江 2435-14	2	小規模多機能型居宅介護	○	×	—	—	×
岡村	今治市高齢者生活支援ハ ウス	関前岡村甲 2525-1	66	高齢者居住施設	×	×	—	—	○
	グループホーム関前	関前岡村甲 2574-3	2	認知症対応型共同生活介護	×	×	—	—	○

※1 ○：避難可、×：避難不可、—：浸水想定対象外地域

資料〔9－2〕

災害用特設公衆電話設置避難所一覧表

令和7年1月1日現在

NO	避難所名称	所在地住所	設置 回線数	特設公衆電話の設置場所	電話機保管場所
1	中央公民館	今治市南宝来町 1-6-1	1	1F エレベーター横	事務室
2	別宮小学校	今治市別宮町 5-1-7	3	2F さわやか相談室	2F みすゞの部屋
3	日吉中学校	今治市中日吉町 1-3-70	2	1F 保健室付近階段前端子盤 (D-T) 内	職員室 (棚の中)
4	近見小学校	今治市近見町 1-5-1	3	体育館外下駄箱付近	事務倉庫内
5	立花小学校	今治市立花町 4-3-45	3	給食室前保安器 BOX 内	職員室 (机引出内)
6	立花中学校	今治市立花町 2-8-7	1	保健室横階段弱電端子盤 T-1	職員室 (棚)
7	桜井小学校	今治市郷桜井 1-8-26	2	1F 共用端子盤 1T 内 (職員室 下階)	職員室 (移動系防災行政無線付近)
8	桜井中学校	今治市郷桜井 1-8-8	3	2F 端子盤 T-2 内 (職員室付 近)	職員室 (棚)
9	国分小学校	今治市古国分 2-7-1	2	2F 弱電端子盤 2T-3 内 (職員 室付近階段前)	職員室 (移動系防災行政無線横)
10	富田小学校	今治市上徳甲 394-4	3	1F 保健室前保安器 BOX 内	職員室 (棚の上)
11	南中学校	今治市松木 349-1	2	職員室火災受信機扉内	職員室 (複合火災受信機扉内)
12	清水小学校	今治市五十嵐甲 13-3	2	職員室入口前端子盤 (T2-1) 内	職員室 (移動系防災行政無線付近)
13	日高小学校	今治市別名 446-2	3	職員窓際の柱間	保健室 (棚の上)
14	西中学校	今治市山路 554-3	3	2F 職員室横給食配膳室	2F 更衣室
15	乃万小学校	今治市延喜甲 349	3	西校舎 (体育館側の壁面)	体育館放送室内
16	波止浜小学校	今治市地堀 1-3-40	1	南校舎入口	1 階事務室
17	朝倉中学校	今治市朝倉北甲 273	2	職員室事務室集合盤内	職員室事務室 集合盤内
18	玉川中学校	今治市玉川町高野甲 21	2	1F 事務室内分電盤 (T1-1) 内	職員室 (避難所開設 セット横)
19	大西中学校	今治市大西町九王甲 2280-1	2	体育館の EPS 内端子盤内	1F 事務室 (棚の上)
20	大西小学校	今治市大西町大井浜 103	2	職員室隣コピー室端子盤 (T-0) 内	職員室 (棚の中)
21	亀岡小学校	今治市菊間町種 52	1	2F 配膳室横端子盤 (2T-1) 内	2F 配膳室横端 子盤内
22	菊間中学校	今治市菊間町浜 2628-1	3	1F 相談室前端子盤内	防災備蓄室
23	菊間小学校	今治市菊間町長坂 2000-1	2	2F 廊下配電盤 (2T-4) 内	校長室横会議室 (棚の中)

NO	避難所名称	所在地住所	設置 回線数	特設公衆電話の設置場所	電話機保管場所
24	吉海小学校	今治市吉海町八幡 157	2	2F 職員室前端子盤 (T-3) 内	職員室 (棚の中)
25	大島中学校	今治市吉海町幸新田 250	2	2F 職員室前端子盤 (T-2) 内	職員室横事務 室 (棚の中)
26	宮窪小学校	今治市宮窪町宮窪 4765	2	1F 職員室総合盤内	1F 事務室 (棚の中)
27	伯方小学校	今治市伯方町木浦甲 3599-2	2	玄関 (公衆電話あと)	1F 職員室横印 刷室 (棚の上)
28	大三島中学校	今治市上浦町井口 5610	2	正面入口端子盤 (1LM-3) の上	1F 職員室横会 議室
29	大三島小学校	今治市大三島町宮浦 5145	2	校舎入口ホール壁面 (公衆電 話あと)	1F 職員室 (移動系防災 行政無線横)
30	岡村小学校	今治市関前岡村甲 415	1	職員室 (PC ラック)	1F 職員室入口 付近
31	大下地区農産物 加工場	今治市関前大下甲 1856-1	1	1F 事務所入口付近	2F 移動系防災 行政無線横
32	小大下地区住民 センター	今治市関前小大下乙 1352-2	1	入口左の小部屋	小大下地区住 民センター内 (避難所開設 セット横)
合計			66		

災害の被害認定基準

用 語			被 害 程 度 の 判 定 基 準
人的被害	死 者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住 家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯		生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。
	住 家 全 壊 (全焼・全流出)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊		居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊		居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊		住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。

用 語		被 害 程 度 の 判 定 基 準
住 家 の 被 害	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床 上 浸 水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のものをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。
	一 部 破 損	損壊の程度が半壊焼にいたらない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラス2～3枚が割れた程度のものを除く。
非 住 家 の 被 害	非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの

用 語		被 害 程 度 の 判 定 基 準
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの
	冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。 ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被害世帯数	り 災 世 帯	災害により被害を受けた世帯をいう。
	り 災 者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火 災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建 物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
	危 険 物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	そ の 他	建物及び危険物以外のもの

用 語		被 害 程 度 の 判 定 基 準
その 他の 用語 の 解説	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港 湾 被 害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂 防 被 害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料〔9－4〕

今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、避難所における新型コロナウイルス感染症等への対応に当たり、高齢者等避難等の避難情報が発令された際に、避難所の3密回避を図るとともに、避難に時間を要する要配慮者の安全を確保するため、要配慮者等が、今治市内の宿泊施設を利用する経費に対し、予算の範囲内で今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、今治市補助金交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、土砂災害に関する警戒レベル3「高齢者等避難」以上の避難情報が発令された区域に居住している者であって、次の各号のいずれかに該当するもののうち、別表に掲げる市内宿泊施設に宿泊し、宿泊費を支払った者とする。

- （1）要介護認定において、要介護度3から5のいずれかの認定を受けている者
- （2）75歳以上の者
- （3）身体障害者手帳1級又は2級を所持する者
- （4）療育手帳Aを所持する者
- （5）精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
- （6）妊産婦及び乳幼児（満1歳未満の子をいう。）
- （7）その他市長が特に配慮が必要と認める者
- （8）前各号のいずれかに該当する者に付き添う者であって、市長が適当であると認めるもの

（補助対象経費等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条第1項に規定する避難情報発令時に、補助対象者が宿泊施設に避難した際の宿泊費とする。

2 補助金の額は、一泊につき補助対象者が現に宿泊施設に支払った補助対象経費の3分の2の額とし、4,600円を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請及び請求）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、宿泊施設を利用した最後の日から起算して30日以内に市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、適当

と認めたときは、補助金を交付する。

- 2 市長は、審査の結果、補助金の交付が不適當であると認めるときは、その旨を今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、前条の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第6条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当し、この要綱又は規則の規定に違反すると認めた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

（2）その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、補助事業者に対し既に補助金の全部又は一部を交付しているときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市内宿泊施設	
ホテル菊水今治	今治市中浜町 1 - 2 - 5
今治アーバンホテル	今治市北宝来町 1 - 5 - 2 8
大潮荘	今治市小浦町 2 - 5 - 1
旅館茶梅	今治市大三島町宮浦 5 4 6 7
今治国際ホテル	今治市旭町 1 - 4 - 6
サンライズ糸山	今治市砂場町 2 - 8 - 1
ホテルアジュール汐の丸	今治市湯ノ浦 3 0
ホテル七福	今治市片原町 2 - 1 - 2 1
今治プラザホテル	今治市別宮町 1 - 3 - 5
米長旅館	今治市常盤町 1 - 1 - 4
海舟亭	今治市片原町 1 - 1 - 7
今治ステーションホテル	今治市北宝来町 2 - 2 - 2 3
ホテルクラウンヒルズ今治	今治市北宝来町 1 - 5 - 9
シクロの家	今治市北宝来町 1 - 1 - 1 2
旅館さわき	今治市大三島町宮浦 5 4 6 0
ビジネスホテルつよし	今治市大西町宮脇甲 4 4 8
ホテルポートサイド今治	今治市通町 1 - 4 - 7
スーパーホテル今治	今治市松本町 4 - 6 - 1 0
J R クレメントイン今治	今治市北宝来町 2 - 7 7 3 - 9
民宿名駒	今治市吉海町名駒 1 5 5 - 3
ホテルなぎさ	今治市宮窪町宮窪 2 7 7 1
民宿うずしお	今治市伯方町有津 1 5 6 3 - 5
サラサヤ旅館	今治市伯方町木浦 3 4 3 0 - 1

年 月 日

（宛先）今治市長

申請者 住所
氏名
電話番号

今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付申請書兼請求書

今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金交付要綱に基づき補助金の交付について申請します。また、交付決定後、交付決定額を下記口座に振り込んでいただくよう請求します。

なお、申請内容に不正があった場合は補助金の全額返還に同意するとともに、補助金の交付決定に必要なときは、住民基本台帳の閲覧や、宿泊施設への支払い内容の確認をすることを了承します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 添付書類

- （1）宿泊施設が発行した領収証
- （2）支払内訳が記載された明細書等（当該者の氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されたもの）
- （3）宿泊者全員（別紙一覧）の氏名・住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証の写しなど）
- （4）その他市長が必要と認める書類（介護保険被保険者証の写し、身体障害者手帳の写し、母子健康手帳の写しなど）
- （5）振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し

3 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
	預金の種類	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

*申請者と同じ名義をお願いします

(別紙)

宿泊者一覧

①

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
避難 施設名		宿泊日 (泊数)	月 日～ 月 日 (泊)		

②

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

③

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

④

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

⑤

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

⑥

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

⑦

(フリガナ) 名 前		生年月日		申請者との続柄	
---------------	--	------	--	---------	--

※市確認欄（要綱第2条関係）

住所氏名	☐ 適・ ☐ 否	住所氏名を確認した書類名		確 認 日	年 月 日
添付書類	☐ 適・ ☐ 否	高齢者等避難地区	☐ 適・ ☐ 否	確認者名	

別記様式第2号（第5条関係）

今治市指令記号第
号
年 月 日

様

今治市長 印

今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった今治市要配慮避難者等宿泊施設利用補助金について、次の理由により交付しないものと決定したので通知します。

交付しないことを決定した理由

1 0 交通・輸送道路関係

資料〔10-1〕

ヘリコプター臨時離着陸場一覧表

資料

区分	機関別	名称 所在地	所有者	管理	連絡先	敷地の広さ (m×m)	路面	夜間 照明
飛行場外離着陸場	愛媛県 防災ヘリ	多々羅運動公園（多目的グラウンド） 上浦町井口 7074-20	今治市 スポーツ 振興課	上浦支所 0897-87-3000	しまなみドーム 0897-87-2114	110×110	芝	有
	愛媛県 防災ヘリ	今治北署 伯方町叶浦甲 1667-4	消防本部	消防本部 0898-32-6666	北消防署 0897-74-2119	84×31	アスファルト	有
	愛媛県 防災ヘリ	吉海バラ公園（広場） 吉海町福田 1290	今治市 公園緑地課	吉海支所 0897-84-2111	吉海B & G 0897-84-4322	60×60	芝	無
	愛媛県 防災ヘリ	関前 関前岡村甲 1013-4	関前支所	関前支所 0897-88-2111	関前支所 0897-88-2111	20×20	アスファルト	無
	愛媛県 防災ヘリ	今治市営球場 大新田町 5 丁目 1-17	指定管理 (スポーツ 振興課)	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	今治市営球場 0898-32-2426	134×130	芝	有
	愛媛県 防災ヘリ 自衛隊	西部丘陵公園（芝生広場） 高地町 2 丁目乙 429-1	指定管理 (公園緑地課)	(株)今治・夢スポーツ	管理事務所 0898-32-5375	100×110	芝	無
	愛媛県 防災ヘリ	藤山健康文化公園（広場） 大西町宮脇 579-1	今治市 公園緑地課	大西支所 0898-53-3500	歴史資料館 0898-53-2313	80×110	芝	無
	愛媛県 防災ヘリ	菊間分署 菊間町浜 1500-17	消防本部	消防本部 0898-32-6666	菊間分署 0898-54-4094	60×38	アスファルト	有
	自衛隊	大三島緑の村運動広場 （多目的グラウンド） 大三島町口総 1269	今治市 スポーツ 振興課	大三島支所 0897-82-0500	大三島支所 0897-82-0500	110×110	土	有
	自衛隊	宮窪石文化運動公園 （多目的グラウンド） 宮窪町宮窪 3546	今治市 スポーツ 振興課	宮窪支所 0897-86-2500	伝承館 0897-86-2456	185×105	土	有
		宮窪石文化運動公園 （野球場） 宮窪町宮窪 3546	今治市 スポーツ 振興課	宮窪支所 0897-86-2500	伝承館 0897-86-2456	118×128	土	無
	自衛隊	今治市営スポーツパーク （サッカー場） 高橋ふれあいの丘 1-2	指定管理 (スポーツ 振興課)	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-36-1604	スポーツパーク 0898-35-4111	76×118	人工芝	有
	自衛隊	緑のふるさと公園（多目的グラウンド） 朝倉下乙 258-1	指定管理 (スポーツ 振興課)	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	朝倉B & G 0898-56-3466	90×100	土	有
	自衛隊	玉川総合運動公園（多目的グラウンド） 玉川町摺木甲 108	指定管理 (スポーツ 振興課)	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	グリーンピア玉川 0898-55-4656	80×100	土	有
	自衛隊	波方公園（野球場） 波方町樋口乙 730-1	指定管理 (スポーツ 振興課)	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	波方公園 0898-41-4191	120×130	土	有
		波方公園（多目的広場） 波方町樋口乙 730-1	指定管理 (スポーツ 振興課)	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	波方公園 0898-41-4191	86×120	土	有
	自衛隊 四国地方 整備局	菊間緑の広場公園（多目的広場） 菊間町池原 1577	指定管理 (スポーツ 振興課)	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	菊間緑の広場公園 0898-54-5730	80×100	土	有
	愛媛県 防災ヘリ	糸山公園 砂場町 2 丁目 8	愛媛県	愛媛県用地課 089-912-2660	愛媛県用地課 089-912-2660	100×25 65×35	芝	無
着陸場 緊急離	愛媛県 防災ヘリ	今治港（大型フェリー 乗り駐車場）片山町 5 丁目	今治市	港湾漁港課 0898-36-1546	港湾漁港課 0898-36-1546	95×35	アスファルト	無

区分	機関別	名称 所在地	所有者	管理	連絡先	敷地の広さ (m×m)	路面	夜間 照明
	愛媛県 防災ヘリ	衣黒グラウンド 大西町宮脇甲 199	指定管理 (スポーツ 振興課)	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	大西体育館 0898-53-5040	70×90	土	無
	愛媛県 防災ヘリ	亀岡地区公園 菊間町佐方 2183-1	指定管理 (スポーツ 振興課)	今治しまなみ スポーツクラブ 0898-24-2351	菊間緑の広場公 園運動場 総合体育館 0898-54-5730	60×90	土	無
	愛媛県 防災ヘリ	玉川ダム公園 玉川町龍岡上乙 267-1	今治市 公園緑地課	公園緑地課 0898-36-1563	公園緑地課 0898-36-1563	35×75	土	無
	愛媛県 防災ヘリ	四国溶材株式会社有 地 砂場町 1 丁目 45	四国溶材(株)	四国溶材(株) 0898-23-3500	四国溶材(株) 0898-23-3500	60×70	土	無

資料〔10-2〕

県緊急輸送道路一覧表・市緊急活動道路一覧表

県緊急輸送道路一覧表

(一次緊急輸送道路)

整理番号	管理区分	路線名	県指定番号	区間	備考
1	西日本高速	今治小松自動車道 (196 号)	Ⅲ	今治湯ノ浦 IC～いよ小松 IC	
2	本四高速 国	西瀬戸自動車道 (317 号)	Ⅳ	広島県境～今治 IC	
3	国	一般国道 196 号	E	松山市大手町 1 丁目～西条市小松町新屋敷	事業中区間 【今治道路】 (今治 IC～ 今治湯ノ浦 IC)
4	県	一般国道 317 号	3	松山市勝山町 1 丁目～今治市上浦町井口	
5	県	(主) 今治港線	21	今治市片原町 2 丁目～今治市別宮町 1 丁目	
6	県	(主) 大西波止浜港線	22	今治市大西町星浦～今治市中堀 1 丁目	
7	県	(主) 大三島上浦線	27	今治市大三島町宮浦～今治市上浦町井口	
8	県	(主) 今治波方港線	42	今治市長沢～今治市旭町 1 丁目	
9	県	(主) 大島環状線	51	今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
10	県	(主) 伯方島環状線	52	今治市伯方町木浦～今治市伯方町木浦	
11	県	(主) 大三島環状線	53-1	今治市大三島町宮浦～今治市大三島町宗方	
12			53-2	今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
13	県	(一) 今治停車場線	68	今治市北宝来町 2 丁目～今治市別宮町 2 丁目	
14	県	(一) 朝倉伊予桜井停車場線	69	今治市朝倉北～今治市長沢	
15	県	(一) 波方環状線	70	今治市波方町樋口～今治市波方町馬刀湯	
16	県	(一) 菊間停車場線	71	今治市菊間町浜～今治市菊間町浜	
17	県	(一) 大下白潟線	75	今治市関前岡村～今治市関前岡村	
18	県	(一) 宮崎波方線	104	今治市波方町宮崎～今治市波方町馬刀湯	
19	市	(市) 富田縦貫線	h	今治市高市～今治市喜田村	
20	市	(市) 常盤町 1 号線		今治市常盤町 4 丁目～今治市常盤町 4 丁目	
21	市	(市) 旭町日吉線		今治市常盤町 4 丁目～今治市常盤町 4 丁目	
22	市	(市) 門樋多々良線		今治市波方町樋口～今治市波方町樋口	
23	市	(市) 大西宮脇 2 号線		今治市大西町宮脇～今治市大西町宮脇	
24	市	(市) 上町・本通線		今治市菊間町浜～今治市菊間町浜	
25	市	(市) 宮窪中央線		今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
26	市	(市) 大道線		今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
27	市	(市) 胡ヶ浜東線		今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
28	市	(市) 上浦大池多々羅線		今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
29	市	(市) 川岸端線		今治市伯方町木浦～今治市伯方町木浦	
30	市	(市) 恵美須鯉池町線		今治市旭町 3 丁目～今治市旭町 2 丁目	
31	市	(市) 青木川 3 号線		今治市別宮町 2 丁目～今治市南大門町 2 丁目	
32	市	(市) 大西丸山本線		今治市大西町宮脇～今治市大西町宮脇	
33	市	(市) 今治駅天保山線		今治市旭町 3 丁目～今治市天保山町 2 丁目	
34	市	(市) 宮窪戸代線		今治市宮窪町宮窪～今治市宮窪町宮窪	
35	市	(市) 高地矢田線		今治市高地町 1 丁目～今治市矢田	
36	市	(市) 喜田村松木線		今治市喜田村 2 丁目～今治市喜田村 2 丁目	
37	市	(市) 辰の口・岩谷線		今治市菊間町種～今治市菊間町種	
38	市	(市) 中浦線		今治市波方町宮崎～今治市波方町宮崎	
39	市	(市) 石井岡ノ内線		今治市石井町 4 丁目～今治市石井町 4 丁目	
40	市	(市) 鳥生大浜八町線	i	今治市東鳥生 2 丁目～今治市八町東 3 丁目	
41	市	(市) 片原町 2 号線		今治市片原町 1 丁目～今治市片原町 1 丁目	
42	市	(市) 片原町 1 号線		今治市片原町 1 丁目～今治市片原町 1 丁目	
43	市	(市) 亥ノ谷中央線		今治市上浦町井口～今治市上浦町井口	
44	市	(市) 葉山臨海線		今治市菊間町浜～今治市菊間町浜	
45	市	(市) 新浜 1 号線		今治市伯方町叶浦～今治市伯方町叶浦	

整理番号	管理区分	路線名	県指定番号	区間	備考
46	市	(臨港道路) 天保山大浜線	う	今治市天保山町2丁目～今治市天保山町6丁目	
47	市	(臨港道路) 富田臨港線	え	今治市喜田村3丁目～今治市富田新港1丁目	

(二次緊急輸送道路)

整理番号	管理区分	路線名	県指定番号	区間	備考
48	県	(主) 北条玉川線	122	松山市中西丙～今治市玉川町竜岡下	
49	県	(主) 今治波方港線	126	今治市波方町樋口～今治市延喜	
50	県	(一) 東予玉川線	138	今治市朝倉上～今治市朝倉上	
51	県	(一) 今治丹原線	139-1	今治市延喜～今治市神宮	
52			139-2	今治市古谷～今治市朝倉上	
53	県	(一) 鈍川伊予大井停車場線	140	今治市玉川町大野～今治市大西町脇	
54	県	(一) 才之原菊間線	142	松山市才之原～今治市菊間町	
55	市	(市) 上徳町谷線	ab	今治市高市～今治市町谷	
56	市	(市) 宮ノ窪尾ノ端線	ac	今治市朝倉南～今治市古谷	
57	市	広域営農団地周桑今治地区農道 (周越農道)	ba	今治市朝倉上～今治市朝倉上	

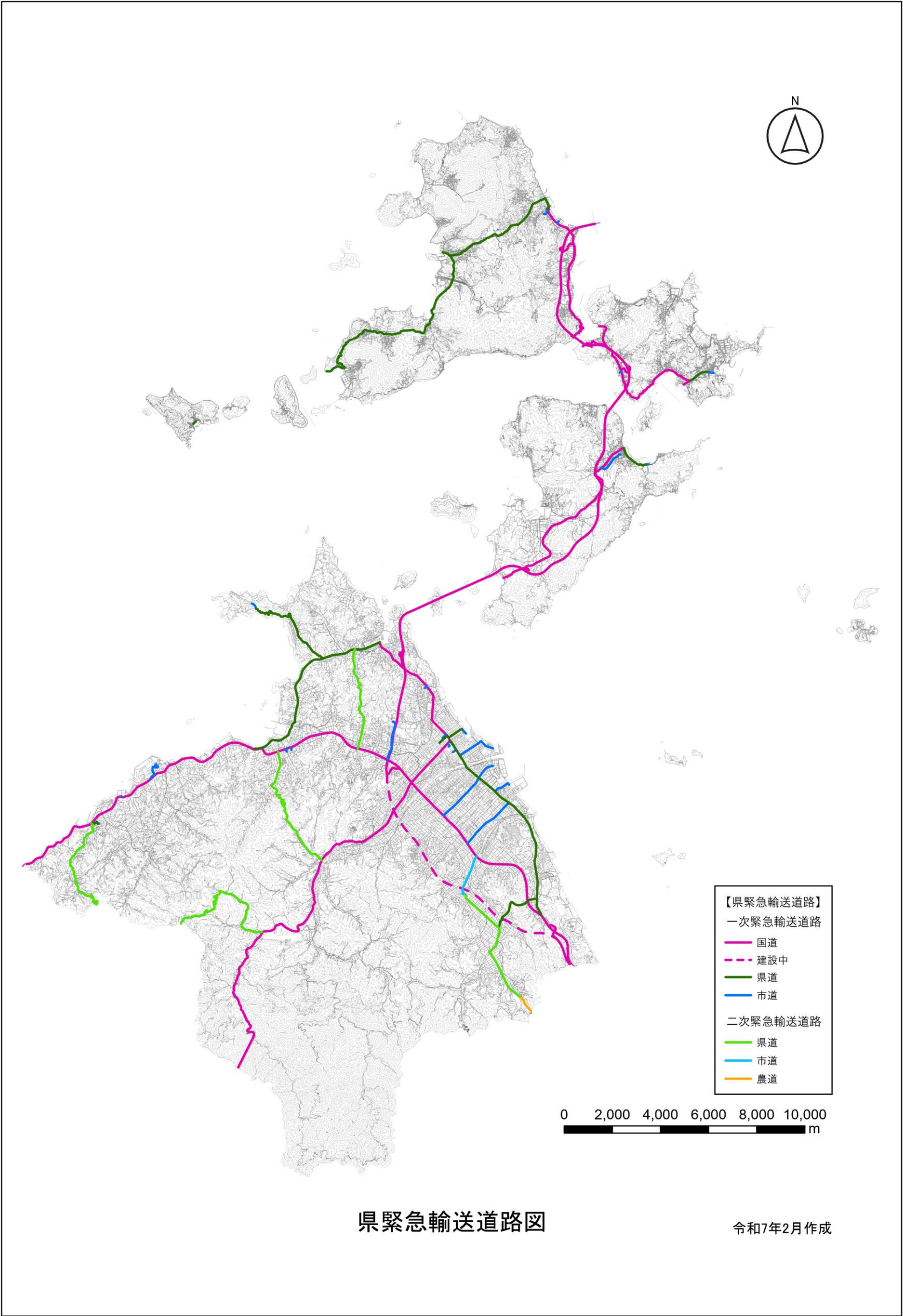
市緊急活動道路一覧表

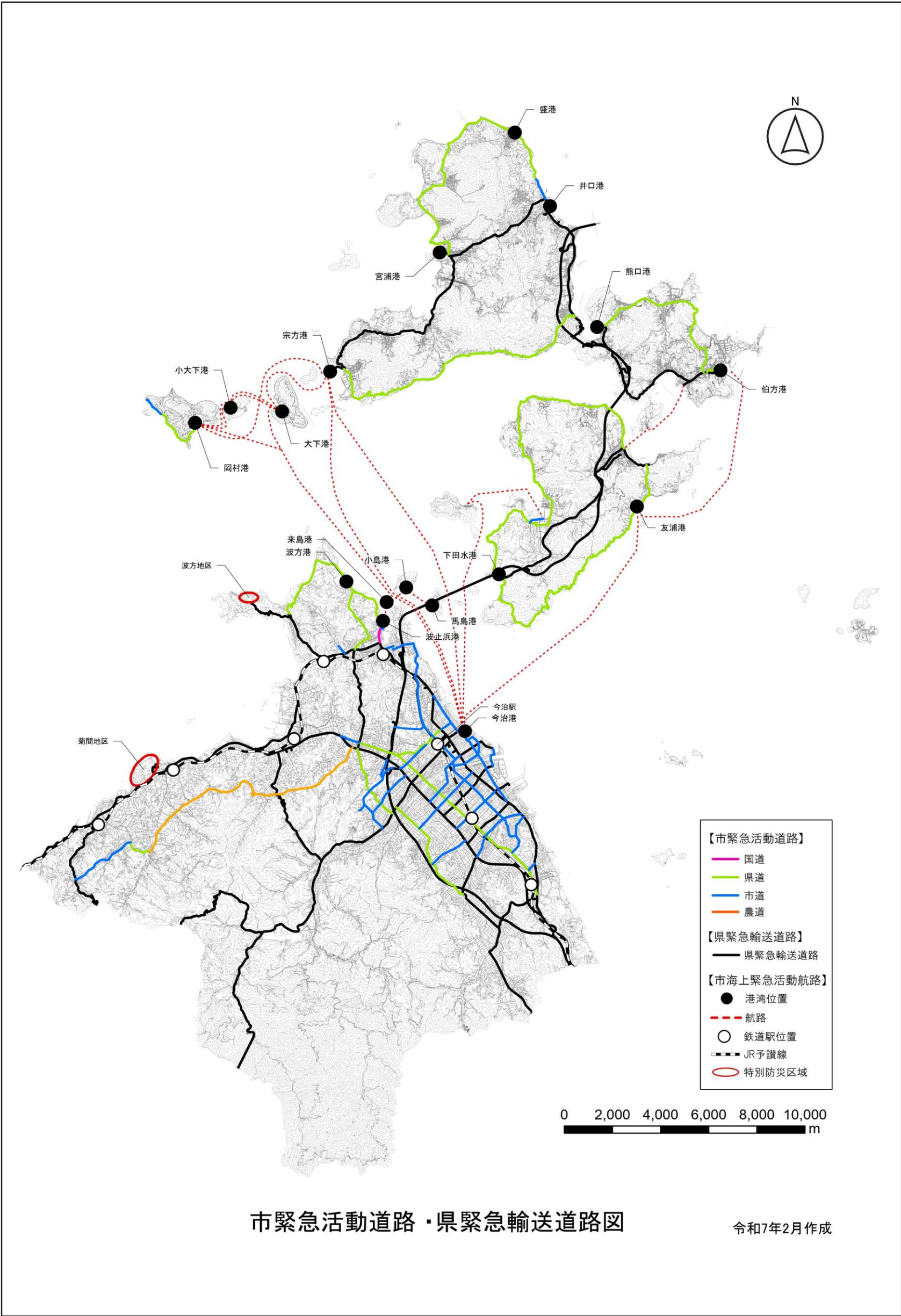
* (主) : 主要地方道、(一) : 一般県道、(市) : 市道、(農) : 農道

整理番号	管理区分	路線名	区間	備考
101	市	矢田高橋 1 号支線	高橋ふれあいの丘～高橋ふれあいの丘	
102	国	一般国道 317 号	内堀 2 丁目～波止浜 1 丁目	
103	市	(市)蓬来町 2 号線	波止浜 1 丁目～波止浜 1 丁目	
104	市	(市)波止浜停車場蛭子町線	波止浜 1 丁目～波止浜 4 丁目	
105	県	(一)今治波止浜線	波止浜 4 丁目～波方町大浦	県道 160 号線
106	県	(主)大島環状線	吉海町名駒～宮窪町宮窪 宮窪町宮窪～宮窪町友浦	県道 49 号線
107	県	(主)大三島環状線	上浦町瀬戸～上浦町瀬戸	県道 51 号線
108			上浦町瀬戸～大三島町宗方	
109			大三島町宮浦～上浦町井口	
110	市	(市)上浦一本松線	上浦町井口～上浦町井口	
111	県	(主)伯方島環状線	伯方町木浦～伯方町木浦	県道 50 号線
112			伯方町木浦～伯方町伊方	
113	県	(一)桜井山路線	長沢～山路	県道 156 号線
114	県	(一)名駒友浦線	吉海町名駒～吉海町友浦	県道 337 号線
115	市	(市)大坪通町谷線	南宝来町 3 丁目～八町西 5 丁目	
116	市	(市)元町線	本町 4 丁目～別宮町 3 丁目	
117	市	(市)宮脇片山線	片山 1 丁目～別宮町 3 丁目	
118	市	(市)内港喜田村線	恵美須町 2 丁目～喜田村 5 丁目	
119	市	(市)山路矢田線	山路～クリエイティブヒルズ	
120	市	(市)矢田高橋線	クリエイティブヒルズ～高橋	
121	県	(主)今治波方港線	波方町樋口～波方町波方	県道 38 号線
122			別宮町 3 丁目～延喜	
123	市	(市)宅間延喜線	宅間～延喜	
124	県	(一)今治丹原線	神宮～古谷	県道 155 号線
125				
126	県	(一)波方環状線	波止浜大浦～波方町馬刀湯	県道 166 号線
127	県	(一)大下白湯線	関前岡村～関前岡村	県道 177 号線
128	市	(市)今治駅天保山線	北宝来町 1 丁目～旭町 4 丁目	
129	市	(市)本町大新田線	本町 1 丁目～大新田町 4 丁目	
130	市	(市)中浜町海岸通線	中浜町 1 丁目～天保山 1 丁目	
131	市	(市)天保山線	天保山町 1 丁目～天保山町 2 丁目	
132	市	(市)臨港線	蔵敷町 1 丁目～東門町 2 丁目	
133	市	(市)天保山大浜線	天保山町 5 丁目～東鳥生町 2 丁目	
134	市	(市)南鳥生五十嵐線	南鳥生町 2 丁目～五十嵐	
135	市	(市)喜田村松木線	喜田村 2 丁目～上徳	
136	市	(市)秋元揚砂線	上徳～松木	
137	市	(市)蔵敷唐子台線	蔵敷町 2 丁目～唐子台東 2 丁目	
138	市	(市)東村鳥越線	東村南 1 丁目～国分 5 丁目	
139	市	(市)桜井朝倉線	郷桜井 1 丁目～桜井 4 丁目	
140	市	(市)今治駅高橋線	小泉 2 丁目～高橋	
141	市	(市)高橋線	高橋～高橋	(市)高橋中央線(高橋～高橋間)を含む
142	市	(市)今治駅北浜町線	北宝来町 1 丁目～北宝来町 4 丁目	
143	市	(市)大新田大浜線	大浜町 1 丁目～砂場町 1 丁目	
144	市	(市)大浜高部線	波止浜～波止浜	
145	県	(一)糸山公園線	波止浜～波止浜	県道 161 号線
146	市	(市)砂場高部線	波止浜～波止浜	
147	市	(市)上徳町谷線	上徳～高市	
148	市	(市)東村上徳線	東村 4 丁目～上徳	
149	市	(市)北宝来近見線	北宝来町 4 丁目～近見町 3 丁目	
150	市	(市)坂本線	近見町 3 丁目～大浜町 1 丁目	
151	市	(市)別名矢田線	矢田～クリエイティブヒルズ	

整理 番号	管理区分	路線名	区間	備考
152	市	(市)高地延喜線	高地町1丁目～しまなみの杜	
153	市	(市)喜田村新谷線	町谷～新谷	
154	市	(市)古川黒崎線	吉海町本庄～吉海港	
155	市	(市)月盛白潟線	関前戸町鼻～関前岡村	
156	市	(市)樋口波方線	波方町樋口～波方町樋口	
157	市	(市)高田西山線	菊間町西山～菊間町高田	
158	農道	(農)越智西部地区	野間（国道196号線）～菊間町池原	
159	農道	(農)菊間3期	菊間町松尾（県道164号）～菊間町池原	
160	県	(一)玉川菊間線	菊間町高田～菊間町松尾	県道164号線

県緊急輸送道路位置図・市緊急活動道路位置図





資料〔10－4〕

緊急通行車両確認申出書

別記様式第3（第6条関係）

		年 月 日
愛媛県公安委員会 殿		緊急通行車両確認申出書
		申出者 住所
		氏名
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	（ ） 局 番
	氏名又は 名称	
緊急 連絡先	住 所	（ ） 局 番
	氏 名	
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

資料〔10-5〕

緊急通行車両事前届出済車両一覧

(令和6年4月1日現在)

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	有効期限
1	総務部	総務政策局	総務調整課	愛媛300 め8222	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
2	総務部	総務政策局	総務調整課	愛媛501 ち8271	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
3	総務部	総務政策局	総務調整課	愛媛501 ぬ2014	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
4	総務部	総務政策局	総務調整課	愛媛501 の6978	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
5	総務部	総務政策局	総務調整課	愛媛501 ね4110	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
6	総務部	総務政策局	総務調整課	愛媛200 さ5030	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
7	総務部	総務政策局	総務調整課	愛媛480 た4508	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
8	総務部	総務政策局	資産税課	愛媛480 さ4382	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
9	総合政策部	交流振興局	観光課	愛媛100 せ930	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
10	総合政策部	交流振興局	スポーツ振興課	愛媛480 さ4375	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
11	総合政策部	交流振興局	スポーツ振興課	愛媛480 す4205	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
12	地域振興部	防災安全局	防災危機管理課	愛媛880 あ1188	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
13	地域振興部	防災安全局	防災危機管理課	愛媛100 す9181	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
14	地域振興部	地域政策局	朝倉支所 住民サービス課	愛媛41ま 1930	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
15	地域振興部	地域政策局	朝倉支所 住民サービス課	愛媛300 な3739	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
16	地域振興部	地域政策局	朝倉支所 住民サービス課	愛媛500 ま4512	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
17	地域振興部	地域政策局	朝倉支所 住民サービス課	愛媛41た 9174	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
18	地域振興部	地域政策局	朝倉支所 住民サービス課	愛媛400 た9824	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
19	地域振興部	地域政策局	朝倉支所 住民サービス課	愛媛480 さ4373	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
20	地域振興部	地域政策局	朝倉支所 住民サービス課	愛媛50や 499	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
21	地域振興部	地域政策局	朝倉支所 住民サービス課	愛媛480 つ3436	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
22	地域振興部	地域政策局	玉川支所 住民サービス課	愛媛480 に8679	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	有効期限
23	地域振興部	地域政策局	玉川支所 住民サービス課	愛媛４８０ と２２８８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
24	地域振興部	地域政策局	玉川支所 住民サービス課	愛媛３００ て９５８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
25	地域振興部	地域政策局	玉川支所 住民サービス課	愛媛４８０ く６７５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
26	地域振興部	地域政策局	玉川支所 住民サービス課	愛媛４８０ こ３５７３	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
27	地域振興部	地域政策局	玉川支所 住民サービス課	愛媛４８０ す４１５１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
28	地域振興部	地域政策局	玉川支所 住民サービス課	愛媛４８０ さ４３７４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
29	地域振興部	地域政策局	玉川支所 住民サービス課	愛媛４８０ せ４７５５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
30	地域振興部	地域政策局	玉川支所 住民サービス課	愛媛４４や ５３１８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
31	地域振興部	地域政策局	波方支所 住民サービス課	愛媛４１ひ ４４６９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
32	地域振興部	地域政策局	波方支所 住民サービス課	愛媛４８０ く６７４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
33	地域振興部	地域政策局	波方支所 住民サービス課	愛媛５８０ せ２７９４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
34	地域振興部	地域政策局	波方支所 住民サービス課	愛媛５８０ ほ６１５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
35	地域振興部	地域政策局	大西支所 住民サービス課	愛媛４８０ く３５９５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
36	地域振興部	地域政策局	大西支所 住民サービス課	愛媛５００ と６１９７	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
37	地域振興部	地域政策局	大西支所 住民サービス課	愛媛４８０ さ３５３５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
38	地域振興部	地域政策局	大西支所 住民サービス課	愛媛４８０ て２５８９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
39	地域振興部	地域政策局	大西支所 住民サービス課	愛媛５００ は６７２５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
40	地域振興部	地域政策局	大西支所 住民サービス課	愛媛５１か ５５１２	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
41	地域振興部	地域政策局	大西支所 住民サービス課	愛媛４１て ９６６７	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	有効期限
42	地域振興部	地域政策局	大西支所 住民サービス課	愛媛４１な ２４２０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
43	地域振興部	地域政策局	大西支所 住民サービス課	愛媛５００ と７１３７	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
44	地域振興部	地域政策局	大西支所 住民サービス課	愛媛４８０ こ２５３３	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
45	地域振興部	地域政策局	菊間支所 住民サービス課	愛媛４１は １４３８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
46	地域振興部	地域政策局	菊間支所 住民サービス課	愛媛４８０ あ５８８９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
47	地域振興部	地域政策局	菊間支所 住民サービス課	愛媛５０１ ち９０３０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
48	地域振興部	地域政策局	菊間支所 住民サービス課	愛媛５８０ き６３４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
49	地域振興部	地域政策局	菊間支所 住民サービス課	愛媛４８０ く３０４３	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
50	地域振興部	地域政策局	菊間支所 住民サービス課	愛媛４８０ あ５８８８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
51	地域振興部	地域政策局	菊間支所 住民サービス課	愛媛４１ね ２４８５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
52	地域振興部	地域政策局	菊間支所 住民サービス課	愛媛４１ね ４９９０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
53	地域振興部	地域政策局	菊間支所 住民サービス課	愛媛４８０ と４４２０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
54	地域振興部	地域政策局	菊間支所 住民サービス課	愛媛４１ま ３７３３	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
55	地域振興部	しまなみ振興局	しまなみ住民課	愛媛４８０ に８９９８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
56	地域振興部	しまなみ振興局	しまなみ住民課	愛媛４８０ な３８１０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
57	地域振興部	しまなみ振興局	吉海支所 住民サービス課	愛媛４００ た３９５２	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
58	地域振興部	しまなみ振興局	宮窪支所 住民サービス課	愛媛４８０ た４５０９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
59	地域振興部	しまなみ振興局	宮窪支所 住民サービス課	愛媛４１ま ５１８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
60	地域振興部	しまなみ振興局	宮窪支所 住民サービス課	愛媛４００ さ５８５８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	有効期限
61	地域振興部	しまなみ振興局	伯方支所 住民サービス課	愛媛４００ つ３１２４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
62	地域振興部	しまなみ振興局	伯方支所 住民サービス課	愛媛４８０ さ３５３４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
63	地域振興部	しまなみ振興局	上浦支所 住民サービス課	愛媛４８０ く３７００	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
64	地域振興部	しまなみ振興局	上浦支所 住民サービス課	愛媛４００ た９８２５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
65	地域振興部	しまなみ振興局	上浦支所 住民サービス課	愛媛４１に ４９６４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
66	地域振興部	しまなみ振興局	上浦支所 住民サービス課	愛媛４８０ ち３５３０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
67	地域振興部	しまなみ振興局	大三島支所 住民サービス課	愛媛４８０ に２９７１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
68	地域振興部	しまなみ振興局	大三島支所 住民サービス課	愛媛４８０ さ４３７２	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
69	地域振興部	しまなみ振興局	大三島支所 住民サービス課	愛媛４００ す９４６５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
70	地域振興部	しまなみ振興局	大三島支所 住民サービス課	愛媛３００ た１６８０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
71	こども未来部	こども未来政策局	保育幼稚園課	愛媛４８０ こ３５９７	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
72	市民環境部	市民環境政策局	市民参画課	愛媛３０１ そ８１７７	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
73	市民環境部	市民環境政策局	環境政策課	愛媛４８０ つ３４２３	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
74	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛４１ほ ５７３１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
75	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛４８０ つ３４２４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
76	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛４８０ つ７９１４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
77	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛４００ た２３３１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
78	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛４８０ に３７８３	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
79	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛４００ す７４８６	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
80	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛４１ぬ ４７７４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
81	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛４１ひ ４４６９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
82	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛４１て ９６６７	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
83	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛４１は ９００２	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	有効期限
84	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛100 す2128	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
85	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛11そ 5441	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
86	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛480 た5630	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
87	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛800 す9395	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
88	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛800 さ4236	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
89	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛100 せ345	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
90	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛100 せ3673	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
91	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛800 さ4855	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
92	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛100 す4010	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
93	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛100 す4011	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
94	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛100 す5308	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
95	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛400 ち7538	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
96	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛100 す9520	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
97	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛44ら 7885	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
98	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛100 ら1552	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
99	市民環境部	市民環境政策局	資源リサイクル課	愛媛480 た4159	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
100	産業部	産業政策局	産業振興課	愛媛500 ら3571	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
101	産業部	産業政策局	産業振興課	愛媛580 せ2789	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
102	産業部	産業政策局	農林水産課	愛媛480 か8760	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
103	産業部	産業政策局	農林水産課	愛媛480 ち4236	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
104	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 に8980	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
105	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 と2289	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
106	建設部	建設政策局	道路課	愛媛100 す6562	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
107	建設部	建設政策局	道路課	愛媛100 せ2326	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
108	建設部	建設政策局	道路課	愛媛400 て1957	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
109	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 く6854	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
110	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 く6856	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
111	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 そ3400	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	有効期限
112	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 そ4151	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
113	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 た4099	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
114	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 ち4368	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
115	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 て6304	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
116	建設部	建設政策局	道路課	愛媛500 む2505	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
117	建設部	建設政策局	道路課	愛媛41ほ 9482	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
118	建設部	建設政策局	道路課	愛媛51う 9130	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
119	建設部	建設政策局	道路課	愛媛41ね 4990	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
120	建設部	建設政策局	道路課	愛媛41ほ 5962	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
121	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 こ1755	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
122	建設部	建設政策局	道路課	愛媛480 え481	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
123	建設部	建設政策局	用地管理課	愛媛480 て2517	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
124	建設部	建設政策局	用地管理課	愛媛41す 6208	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
125	建設部	建設政策局	用地管理課	愛媛480 こ3369	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
126	建設部	建設政策局	用地管理課	愛媛480 ち3591	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
127	建設部	建設政策局	用地管理課	愛媛480 ち3700	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
128	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛45さ 4688	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
129	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛580 せ2793	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
130	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛500 ほ2960	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
131	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛480 つ2380	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
132	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛480 つ3162	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
133	建設部	建設政策局	農業土木課	愛媛480 せ4657	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
134	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛480 た3323	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
135	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛480 つ3425	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
136	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛480 せ5216	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
137	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛480 け1657	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
138	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛480 く6853	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日
139	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛400 そ3857	今治市別宮町一丁目4番地1	今治市	令和11年2月16日

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	有効期限
140	建設部	建設政策局	港湾漁港課	愛媛４１は ８８８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
141	建設部	都市政策局	都市政策課	愛媛４００ そ６８９０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
142	建設部	都市政策局	建築住宅課	愛媛４８０ せ４７５６	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
143	建設部	都市政策局	建築住宅課	愛媛５８０ ほ６２１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
144	建設部	都市政策局	建築住宅課	愛媛４８０ て３１６５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
145	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛４００ ち６０２６	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
146	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛４００ す８７６１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
147	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛１１そ ７７６０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
148	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛４００ さ２６３２	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
149	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛４８０ こ３４９１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
150	建設部	都市政策局	公園緑地課	愛媛４８０ す４１４８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
151	上下水道部	上下水道政策局	下水道業務課	愛媛４８０ つ２４１５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
152	上下水道部	上下水道政策局	下水道業務課	愛媛４１は ９８３	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
153	上下水道部	上下水道政策局	下水道工務課	愛媛４００ ち５７５８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
154	上下水道部	上下水道政策局	下水道工務課	愛媛４８０ あ８８１６	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
155	上下水道部	上下水道政策局	下水道工務課	愛媛４８０ せ５２１７	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
156	上下水道部	上下水道政策局	下水道工務課	愛媛４８０ て３２５２	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
157	上下水道部	上下水道政策局	下水道管理事務所	愛媛４８０ に８９８１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
158	上下水道部	上下水道政策局	下水道管理事務所	愛媛５０１ さ２３４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
159	上下水道部	上下水道政策局	下水道管理事務所	愛媛４８０ こ３５７４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
160	上下水道部	上下水道政策局	下水道管理事務所	愛媛４８０ て３７５５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
161	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ に８３６１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
162	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４００ ち７８３	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
163	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ く９４８０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
164	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ く９７３３	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
165	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛５０１ な８０６５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
166	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ た２７８９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
167	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ こ４２５７	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日

番号	部名	局名	担当課	車両番号	使用者住所	氏名	有効期限
168	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ そ５３６９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
169	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ こ６９３６	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
170	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛５８０ よ２７６１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
171	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛５８１ き１５７０	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
172	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ ち８０８６	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
173	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４１ほ ４９０８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
174	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛８００ す９４００	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
175	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛８００ す９９７４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
176	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ な５８５７	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
177	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛１００ せ３２８９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
178	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４００ て９５８２	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
179	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛８００ す４４１１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
180	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛１００ さ４６３４	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
181	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４００ つ３１６１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
182	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４５さ ７３８９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
183	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ す９６２９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
184	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ た１７５８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
185	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ ち４４７９	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
186	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛５８１ さ７９２８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
187	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８０ な４９８７	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
188	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４００ て４６１	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
189	上下水道部	上下水道政策局	水道総務課	愛媛４８６ す５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
190	消防本部		警防課	愛媛１００ す４００５	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
191	市議会事務局		議会総務課	愛媛３００ ら２３８	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日
192	市議会事務局		議会総務課	愛媛３０１ さ５９３２	今治市別宮町一丁目４番地１	今治市	令和１１年２月１６日

資料〔10-6〕

緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図表の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両の確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送に行く車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考：用紙は日本工業規格A5とする。

資料〔10-7〕

市有車両一覧表（消防車両を除く。）

資料

所属課	原付	軽自動車			普通車			特殊	特殊自動車内訳	計
		乗用	バン	トラック	乗用	バン	トラック			
総務調整課	6	10	17	4	6	0	2	1	マイクロバス（29人乗）1	46
納税課	0	1	0	0	0	0	0	0		1
資産税課	0	0	1	0	0	0	0	0		1
魅力都市創生課	1	0	0	0	0	0	0	0		1
未来デジタル課	0	1	1	0	0	0	0	0		2
秘書広報課	0	0	0	0	2	0	0	0		2
観光課	1	0	0	0	2	1	0	0		4
サイクルシティ推進課	1	0	1	0	0	1	0	0		3
スポーツ振興課	0	0	2	1	0	0	0	0		3
文化振興課	0	0	0	0	1	0	0	0		1
防災危機管理課	0	0	0	0	0	1	0	1	公共応急作業車（軽）1	2
地域振興課	4	0	0	0	0	0	0	0		4
健康推進課	0	2	2	0	2	0	0	0		6
介護保険課	5	8	1	0	0	0	0	0		14
ネウボラ政策課	0	3	0	0	0	0	0	0		3
こども未来課	0	0	1	0	0	0	0	0		1
保育幼稚園課	0	0	1	0	0	0	0	0		1
市民参画課	0	2	0	0	1	1	0	0		4
環境政策課	0	0	3	2	0	1	0	0		6
資源リサイクル課	0	0	2	3	0	1	11	3	塵芥車3	20
環境施設課	1	1	2	4	0	1	2	3	ホイールローダー1 フォークリフト 1 パワーショベル1	14
産業振興課	0	1	0	0	1	0	0	0		2
i.i.imabari! 推進課	0	0	0	0	1	0	0	0		1
農林水産課	2	0	5	0	0	0	0	0		7
道路課	0	0	7	2	1	0	3	2	ミニホイールローダー1 フォークリフト1	15
用地管理課	0	0	5	0	0	0	0	0		5
農業土木課	0	1	3	0	1	0	0	0		5
港湾漁港課	0	0	4	2	0	1	0	1	コンテナ用リフト1	8
都市政策課	0	0	2	0	0	1	0	0		3
建築住宅課	0	1	2	0	0	0	0	0		3
公園緑地課	0	0	2	1	0	1	4	0		8
下水道業務課	0	0	5	0	0	1	0	0		6
下水道工務課 （下水道管理事務）	2	0	2	1	1	0	0	0		6

所属課	原付	軽自動車			普通車			特殊	特殊自動車内訳	計
		乗用	バン	トラック	乗用	バン	トラック			
所)										
議会総務課	0	0	0	0	2	0	0	0		2
教育大綱推進課	1	1	0	0	1	0	0	0		3
生涯学習課	0	0	5	6	0	3	2	0		16
学校給食課	0	3	12	0	1	1	0	0		17
本庁 計	24	35	88	26	23	15	24	11		246
朝倉支所	0	1	4	1	2	2	2	3	身体障がい者輸送車(軽) 1 身体障がい者輸送車(普通) 2	15
玉川支所	0	0	6	4	1	1	1	0		13
波方支所	5	2	5	5	1	0	0	2	油圧ショベル1ブルドーザー1	20
大西支所	1	2	4	3	3	1	0	0		14
菊間支所	1	4	7	2	1	1	0	0		16
吉海支所	1	2	4	3	1	2	3	4	トラクター3 ミニショベル1	20
宮窪支所	3	0	7	2	1	0	1	5	マイクロバス(25人乗) 1、塵芥車1、パワーショベル1、フォークリフト1、トラクター1	19
伯方支所	3	2	9	6	3	1	2	6	マイクロバス(29人乗) 1、身体障がい者輸送車1、塵芥車1、フォークリフト2、バックホー1	32
上浦支所	2	1	5	3	2	1	1	2	マイクロバス(29人乗) 1 トラクター1	17
大三島支所	2	4	7	5	3	1	2	9	清掃車2、塵芥車2、フォークリフト2、パワーショベル1、トラクター1、ホイールローダー1	33
関前支所	1	1	4	5	1	1	0	2	ショベルカー1 フォークリフト1	15
合 計	43	54	150	65	42	26	36	44		460

※抽出条件：消防車両（常備・非常備）214台、貸出（委託・指定管理）47台、水道事業33台を除いている。

1 1 医療救護関係

資料〔１１－１〕

今治市医師会災害医療救護対策要綱

１ 目的並びに設置

今治市及びその周辺に発生を予想される集団的傷病者の多発に際し、迅速適切なる医療救護の実施を目的として、今治市医師会災害医療救護対策本部（以下「本部」という。）を今治市医師会に設置する。

２ 構成及び任務

(１) 本部長 １名

今治市医師会会長がその任に当たる。

医療救護計画を立案し、医療救護体制を確立し統轄する。

(２) 副本部長 ２名

今治市医師会副会長がその任に当たる。

本部長を補佐し、本部長支障あるときはその任を掌る。

(３) 総務

部 長 １名

今治市医師会総務主任理事がその任に当たる。

部 員 若干名

(４) 現地指揮部長

今治市医師会危機管理部門担当理事がその任に当たる。

現地指揮部員 救護医療対策委員

本部長の指示に従い、医療救護班出動に際しては、現地指揮所を設置して、情報の収集、医療救護班の掌握及び医療救護、関係機関との連携、その他目的達成のために必要なる処置を講ずる。

３ 出動要領

(１) 天災地変、爆発、重大交通事故、放射能事故等によって多数の死傷者が発生した場合に出動するものとする。

(２) 事故発生に際し、現場に最初に到着した医師、行政の長、警察署、消防署等の判断によって、連絡を受けた本部長が出動の要否を裁定して迅速に出動を指令することとする。

(３) 各医師は出動に際しては、自院看護師を帯同する。

(４) 事務担当者は、今治市医師会職員が当たる。

(５) 現場への輸送は、警察署又は消防署の緊急車による。

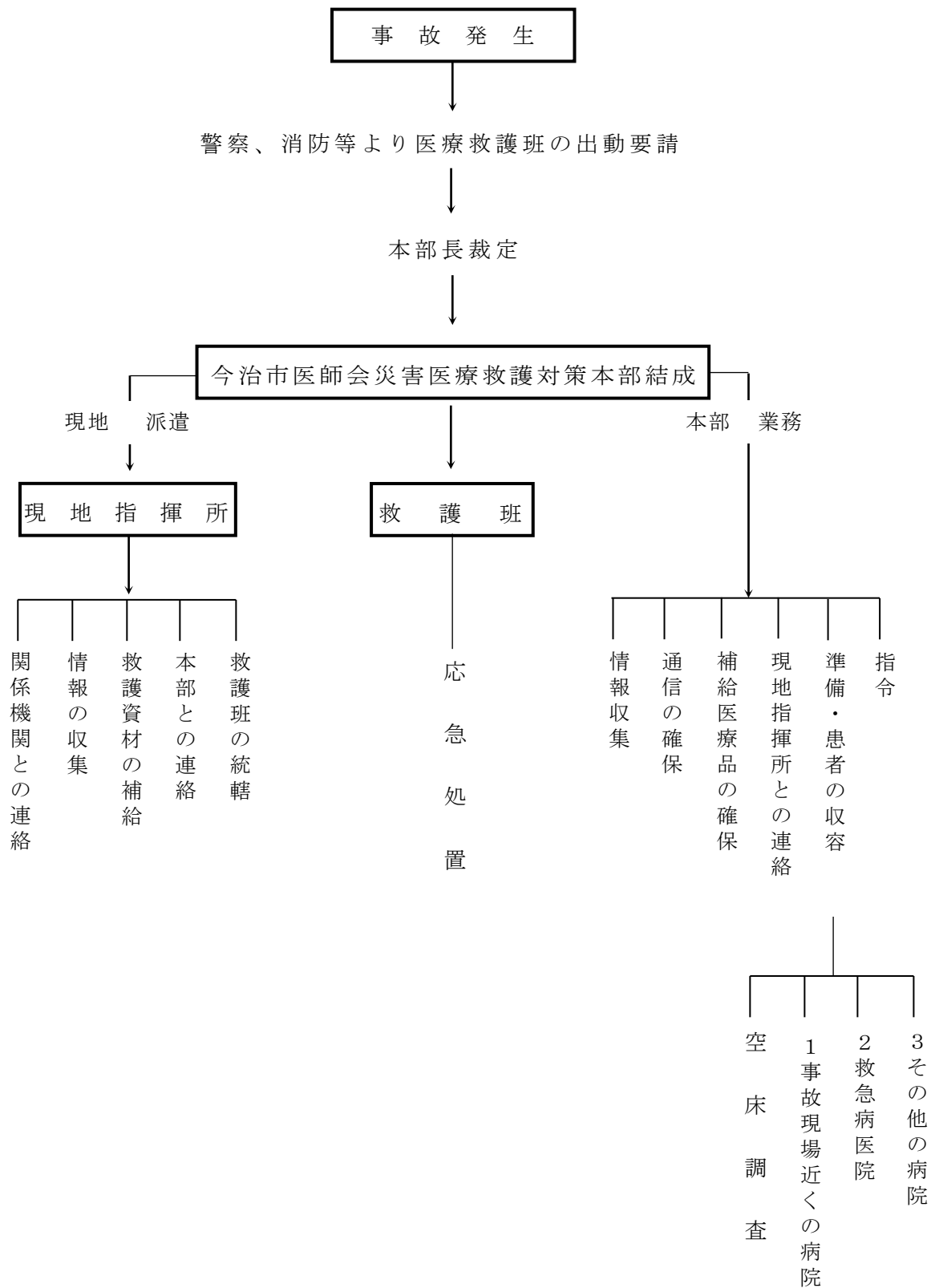
(６) 出動者は、自院の応急材料を携帯して診療に当たり、事後は対策本部において補給する。

ただし、携帯材料費は後日、対策本部にて支払うものとする。

(７) 入院を要する者は、病院、診療所（他科の空床も利用することとする。）に収容し、

必要に応じては、公会堂、学校等も臨時病院に転用することとする。

今治市医師会医療救護対策模式図



資料〔１１－２〕

防疫関係資機材の保有状況

資料

消毒用常備品			数量
肩掛け噴霧器		９リットル用	５台
同 上		４リットル用	６台
背負噴霧器（エンジン付）		15リットル用	１台
動力噴霧器			１台
タンク		500リットル	１台
消石灰		20kg	２袋
薬品	クレゾール（原液）	500cc	10本
	オスバン液	500ml	70本
	消毒用エタノール	500ml	10本
	同 上	150ml	40本
	手指消毒液	1 L	400本
上記薬品取扱業者		市内薬局	
感染症対策セット V－B （全身化学防護服使い捨て式）			1,000人分
ニトリル手袋（S）			18,000双
ニトリル手袋（M）			23,000双
ニトリル手袋（L）			23,000双
マスク			232,000枚

資料〔11-3〕

救護所設置予定避難所

担当行政	地区	医療救護所	電話番号	初動医療救護班（班長）
今治市役所	美須賀・今治・日吉・常盤・城東（蒼社川左岸）	日吉中学校	0898-22-0731	ムラシマ耳鼻咽喉科
	別宮・近見	近見小学校	0898-22-0258	長野整形外科
	乃万・日高	西中学校	0898-22-0411	井出整形外科医院
	立花・鳥生・城東（蒼社川右岸）	立花中学校	0898-22-1095	武田脳神経外科
	清水・富田	南中学校	0898-48-2546	あおい小児科
	桜井・国分	桜井中学校	0898-48-0150	秋山整形外科
波方支所	波止浜・波方	北郷中学校	0898-41-9051	波止浜内科外科
朝倉支所	朝倉	朝倉中学校	0898-56-2016	朝倉内科循環器科クリニック
玉川支所	玉川	玉川中学校	0898-55-2019	金藤内科
大西支所	大西	大西中学校	0898-53-2038	かもいけ診療所
菊間支所	菊間	菊間中学校	0898-54-2069	あおのクリニック
吉海支所 宮窪支所	吉海 宮窪	大島中学校	0897-84-2706	斉藤クリニック
伯方支所	伯方	伯方中学校	0897-72-1055	喜多嶋診療所
上浦支所 大三島支所	上浦 大三島	大三島中学校	0897-87-3400	大三島中央病院
関前支所	関前	関前中学校	0897-88-2104	岡村診療所

※津波浸水時の医療救護所は、大西中学校→大西公民館、大島中学校→宮窪小学校とする。

※詳細については、一般社団法人今治市医師会大規模災害医療救護活動マニュアルを参照

1 2 食料等の備蓄、調達関係

資料〔12-1〕

災害用備蓄物資整備状況一覧表

令和7年1月1日現在

品目 備蓄箇所	備蓄箇所	備蓄倉庫延べ床面積 (㎡)	食糧品(食)											飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	毛布代替品 (枚)	マット (枚)	トイレ					粉ミルク (kg)	内アレルギー対応	哺乳瓶 (本)	小児用紙おむつ (枚)	大人用紙おむつ (枚)	日用品セット (セット)	生理用品 (セット)	タオル (枚)	ブルーシート (枚)
			アルファ米	内アルファ米(ご飯)	内高齢者食(お粥)	乾パン・保存パン	サバイバルフーズ	クラッカー・ビスケット	スティックパン	非常食セット	乾燥餅	即席味噌汁等	レトルト食品					缶詰	携帯トイレ (セット)	簡易トイレ (基)	仮設トイレ (基)	マンホールトイレ (基)									
別名倉庫	1	559	2,600	2,600		576	10,560							312	199		50		6			2,000	15.552	15.552	960			580		690	
旧日吉小学校	1	270																										200		60	
バリククリーン	1		2,700	1,500	1,200	720															5										
吹揚小学校	1	89	4,910	3,050	1,860	1,464								1,176	530		320		43			4,500			96	510	432	600	1,080		
別宮小学校	1	63	4,910	3,050	1,860	1,464								1,176	820		320		30			4,500			96	510	432	699	1,080		
近見小学校	1	63	4,910	3,050	1,860	1,464								1,176	430		320		32			4,500			96	336	432	702	1,080		
立花中学校	1	67	4,910	3,050	1,860	1,464								1,164	380		320		35			4,500			96	510	432	800	1,080		
桜井中学校	1	32	4,910	3,050	1,860	1,464								1,176	370		320		29			4,500			96	336	432	772	1,080		
南中学校	1	67	4,910	3,050	1,860	1,464								1,008	680		320		23			4,500			96	336	432	760	1,080		
西中学校	1	67	4,910	3,050	1,860	1,464								1,008	620		320		34			4,500			96	162	486	740	1,080		
波止浜小学校	1	63	4,910	3,050	1,860	1,464								1,008	520		320		32			4,500			96	336	432	700	720		
鳥生小学校	1	41	4,910	3,050	1,860	1,464								1,008	430		320		26			4,500			96	162	486	741	720		
国分小学校	1	63	4,910	3,050	1,860	1,464								1,008	620		320		32			4,500			96	336	432	685	720		
朝倉支所	1	30	2,192	1,392	800	672								444	403		239		30			7,100			96	174	486	580	720		76
玉川支所	1	63	2,570	1,600	970	816								504	250		240		30			7,100			96	336	432	600	720		65
波方支所	1	230	4,200	2,600	1,600	1,248								864	389		240		44			6,800			96	336	324	680	720		72
大西支所	1	50	4,200	2,600	1,600	1,248								864	430		240		36			7,100			96	336	378	480	720		94
菊間支所	1	104	2,810	1,800	1,010	864								576	317		240		27			6,800			96	336	378	680	720		62
吉海支所	1	54	1,830	1,200	630	600								372	440		240		26			6,800			96	174	378	580	360		87
宮窪支所	1	32	1,510	1,000	510	480								276	423		240		33			7,100			96	162	378	680	360		54
伯方支所	1	60	3,140	2,000	1,140	960								636	400		240		35			8,100			88	336	216	679	576		97
上浦支所	1	75	1,510	1,000	510	480								288	430		240		25			6,800			96	162	378	680	360	100	76
大三島支所	1	32	1,590	1,000	590	552								312	330		160		35			7,100			96	162	324	680	360	416	59
関前支所	1	52	890	600	290	288								168	346		240		25			7,100			96	336	432	580	144		82
合 計	24	2,225	80,842	51,392	29,450	24,144	10,560							16,524	9,757		5,809		668		5	124,900	15.552	15.552	2,968	6,384	8,532	14,878	15,480	516	1,574

品目 備蓄箇所	テント	パーソナルテント	担架	医薬品	救急セット	懐中電灯	カセットコンロ	カセットボンベ	非常用飲料水袋	給水容器	ラップ	その															他の									
												ジャッキ	鋸	スコップ	バール	ハンドマイク	ラジオ	浄水器	間仕切りパネル	発電機	投光器	ポケットティッシュ	箱ティッシュ	トイレットペーパー	トラベルセット	抗菌シート	石鹸	紙皿	紙おわん	紙コップ	スプーン・割り箸	食器セット	リヤカー	メガホン		
	(張)	(張)	(台)	(セット)	(セット)	(個)	(台)	(本)	(枚)	(個)	(巻)	(台)	(丁)	(本)	(本)	(台)	(台)	(セット)	(台)	(台)	(個)	(箱)	(ロール)	(セット)	(枚)	(個)	(枚)	(個)	(個)	(個)	(セット)	(台)	(台)			
別名倉庫	5	25	2		9	122	92		800			10	44	217	2	14	3		34	34	15		170	485							300	4	10			
旧日吉小学校						15									5			92	1	1																
バリエーション																		40																		
吹揚小学校		25	8		15	10	32	144	400		240	2	24	20	19	4	4	8	78	10	8			150				3,600		6,000	1,200		8			
別宮小学校		8	12		9	10	56	144	400		240	5	20	9	22	3	24	1	37	11	7			150				270			1,200		4			
近見小学校		8	8		11	10	24	144	400		240	3		10		4	7	1	48	2	2			150				1,800		3,000	1,200		5			
立花中学校		8	5		9	10	24	144	400		240	2	13	20	31	6	13	1	58	2	2			150				1,820		1,440	1,000					
桜井中学校		9			9	10	24	144	400		240	2	6	10	14	4	12	1	48	2	2			150				1,800		1,440	1,100					
南中学校		13			10	10	24	144	400		240		10	10	12	4	12	1	48	3	3			150				1,820			1,200					
西中学校		8	5		9	28	24	96	400		210	2	20	20	15	3	12	1	58	2	2			150							1,200		5			
波止浜小学校		12			10	10	24	96	400		240	2	2			4	7	1	38	2	2			150				1,800		3,000	1,200					
鳥生小学校		4	5		10	24	24	96	400		240	3	12	20	15	4	11	1	38	2	2			720							1,200		4			
国分小学校		4	8		11	10	32	96	400		210	2				4	6	1	38	2	2			150							1,000		5			
朝倉支所		8			5	8	32	96	400		270	3	3	45		2	10		68	6	6			150				850		660	1,200	2				
玉川支所		6			5	5	32	96	500		270	3	3	47	5	1	8		68	6	9			150				982		760	1,133	2				
波方支所		8			6	7	32	96	500		270	3	1	49	5	2	10		68	5	7			150				1,530		1,200	1,200	2				
大西支所		6	5		6	4	32	96	500		240	3		51	5	2	8		68	6	5			150				1,590		1,260	1,200	3				
菊間支所		8			6	13	32	96	300		270	3		44		2	10		68	6	7			150				1,290		1,020	1,200	2				
吉海支所		7	2		4	7	32	96	350		270	3	3	43	8	2	7		68	5	5			150				850		660	1,200	2				
宮窪支所		9	3		5	5	32	96	500		270	3	5	15	5	2	10		68	3	4			150							1,000	2				
伯方支所		11		5	3	8	32	96	500		270	3	5	44	4	2	13		68	5	8			150				1,380		1,080	1,200	2				
上浦支所		6			6	4	32	96	300		270	3	19	29	5	2	9		67	4	5			150				620		480	1,200	2				
大三島支所		7			15	82	32	96	500		270	13	10	86	10	2	12		68	5	5			150				680		540	1,200	2				
関前支所		7			5	8	32	96	300		270	3	5	49	5	2	8		60	3	6			150				150		120	1,000	2				
合 計	5	207	63	5	178	420	732	2,304	9,450		5,280	76	205	838	187	75	216	17	1,394	127	115		170	4,205				22,832		22,660	24,533	27	41			

資料〔12-2〕

備蓄場所一覧表

資
料

区分	施設 番号	施設名称	所在地	備蓄施設管理者		備蓄管理者	
				管理者名	TEL (FAX)	管理者名	TEL (FAX)
本庁	1	別名水防・防 災倉庫	今治市別名2-3	今治市長	0898-36-1558 (0898-32-2765)	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	2	今治市クリー ンセンター (バリクリーン)	今治市町谷甲394番地	今治市長	0898-48-3601 (0898-48-3942)	今治市 環境施設課	0898-48-3601 (0898-48-3942)
	3	吹揚小学校	今治市黄金町3丁目3	吹揚小学校長	0898-22-0689	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	4	別宮小学校	今治市別宮町5丁目1	別宮小学校長	0898-32-0688	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	5	近見小学校	今治市近見町1丁目5	近見小学校長	0898-22-0258	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	6	立花中学校	今治市立花町2丁目8-7	立花中学校長	0898-32-1095	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	7	鳥生小学校	今治市南高下町3丁目 3-71	鳥生小学校長	0898-33-1221	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	8	桜井中学校	今治市郷桜井1丁目8-8	桜井中学校長	0898-48-0150 (0898-48-6510)	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	9	国分小学校	今治市古国分2丁目7-1	国分小学校長	0898-47-2050	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	10	南中学校	今治市松木349-1	南中学校長	0898-48-2546	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	11	西中学校	今治市山路554-3	西中学校長	0898-22-0411	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
	12	波止浜小学校	今治市地堀1丁目3-40	波止浜小学校長	0898-41-9049	今治市 防災危機管理課	0898-36-1558 (0898-32-2765)
朝倉	13	今治市 朝倉支所	今治市朝倉北甲397	朝倉支所長	0898-56-2500 (0898-56-3513)	朝倉支所長	0898-56-2500 (0898-56-3513)
玉川	14	今治市 玉川支所	今治市玉川町三反地甲 10-1	玉川支所長	0898-55-2211 (0898-55-3123)	玉川支所長	0898-55-2211 (0898-55-3123)
波方	15	今治市 波方支所	今治市波方町樋口甲253	波方支所長	0898-41-7111 (0898-41-5562)	波方支所長	0898-41-7111 (0898-41-5562)
大西	16	今治市 大西支所	今治市大西町大西脇甲 506-1	大西支所長	0898-53-3500 (0898-53-4835)	大西支所長	0898-53-3500 (0898-53-4835)
菊間	17	今治市 菊間支所	今治市菊間町浜840	菊間支所長	0898-54-3450 (0898-54-5254)	菊間支所長	0898-54-3450 (0898-54-5254)
吉海	18	今治市 吉海支所	今治市吉海町八幡137	吉海支所長	0897-84-2111 (0897-84-2115)	吉海支所長	0897-84-2111 (0897-84-2115)
宮窪	19	今治市 宮窪支所	今治市宮窪町宮窪2668	宮窪支所長	0897-86-2500 (0897-86-3828)	宮窪支所長	0897-86-2500 (0897-86-3828)
伯方	20	今治市 伯方支所	今治市伯方町叶浦甲 1668-34	伯方支所長	0897-72-1500 (0897-72-2838)	伯方支所長	0897-72-1500 (0897-72-2838)
上浦	21	今治市 上浦支所	今治市上浦町井口6605	上浦支所長	0897-87-3000 (0897-87-2237)	上浦支所長	0897-87-3000 (0897-87-2237)
大三島	22	今治市 大三島支所	今治市大三島町宮浦 5708	大三島支所長	0897-82-0500 (0897-82-0661)	大三島支所長	0897-82-0500 (0897-82-0661)
関前	23	今治市 関前支所	今治市関前岡村甲732	関前支所長	0897-88-2111 (0897-88-2350)	関前支所長	0897-88-2111 (0897-88-2350)

資料〔12-3〕

資料

炊出し施設一覧表

地区	施設名	炊出機材				燃料	可能人数 (人分)
		品名			数 量		
近 見	学校給食センター	3段式立体炊飯器	7	kg	24	プロパンガス	1,500
美須賀	吹揚小学校調理場	炊飯器	6	ℓ	8	天然ガス	400
			3	ℓ	5	天然ガス	
別 宮	別宮小学校調理場	炊飯器	6	ℓ	6	天然ガス	300
			3.6	ℓ	2	天然ガス	
			2	ℓ	2	天然ガス	
常 盤	常盤小学校調理場	炊飯器	6	ℓ	17	天然ガス	550
常 盤	常盤保育所	炊飯器	3	升	1	天然ガス	60
			2	升	2	電気	
近 見	近見小学校調理場	炊飯器	6	ℓ	14	プロパンガス	500
			2	ℓ	2	プロパンガス	
立 花	立花小学校調理場	炊飯器	6	ℓ	20	天然ガス	700
			4	ℓ	1	天然ガス	
			1	ℓ	1	天然ガス	
鳥 生	鳥生小学校調理場	炊飯器	6	ℓ	17	天然ガス	500
			2	ℓ	2	天然ガス	
鳥 生	鳥生保育所	炊飯器	5.5	升	1	プロパンガス	30
			2.2	升	1	プロパンガス	
			1	升	1	電気	
城 東	城東保育所	炊飯器	5.5	升	1	天然ガス	100
			2	升	2	電気	
			1	升	1	電気	
桜 井	桜井調理場	炊飯器	10	ℓ	20	プロパンガス	1,700
			6	ℓ	11	プロパンガス	
			4	ℓ	4	プロパンガス	
			2	ℓ	3	プロパンガス	
桜 井	桜井保育所	炊飯器	2	升	1	電気	30
			1	升	1	電気	
国 分	国分小学校調理場	炊飯器	6	ℓ	7	天然ガス	260
			2	ℓ	2	天然ガス	
富 田	富田保育所	炊飯器	3	升	1	プロパンガス	70
			2	升	1	プロパンガス	
			2	升	2	電気	
清 水	清水調理場	炊飯器	6	ℓ	32	プロパンガス	950
			2	ℓ	3	プロパンガス	
日 高	日高保育所	炊飯器	3	升	1	プロパンガス	50
			2	升	1	プロパンガス	
			1	升	1	電気	
乃 万	乃万保育所	炊飯器	2	升	2	電気	100
			1	升	1	電気	

地区	施設名	炊出機材				燃料	可能人数 (人分)
		品名			数量		
日 高	夢づくり調理場	連続炊飯システム	7	kg	30	天然ガス	2,500
波止浜	波止浜小学校調理場	炊飯器	6	ℓ	12	プロパンガス	430
			2	ℓ	2	プロパンガス	
朝 倉	朝倉調理場	炊飯器	8	ℓ	2	プロパンガス	530
			6	ℓ	7	プロパンガス	
			4	ℓ	7	プロパンガス	
玉 川	玉川調理場	炊飯器	10	ℓ	7	プロパンガス	430
玉 川	日の出保育所	炊飯器	2.2	升	1	プロパンガス	60
			5.5	合	1	電気	
玉 川	九和保育所	炊飯器	2.2	升	1	プロパンガス	30
			5.5	合	1	電気	
波 方	波方小学校調理場	連続炊飯機	7	kg	5	プロパンガス	350
波 方	樋口保育所	炊飯器	5	升	1	プロパンガス	70
			1	升	2	電気	
大 西	大西調理場	連続炊飯機	7	kg	14	プロパンガス	810
菊 間	菊間調理場	連続炊飯機	7	kg	5	プロパンガス	250
菊 間	亀岡保育所	炊飯器	2.2	升	1	プロパンガス	50
			1	升	1	電気	
菊 間	菊間保育所	炊飯器	2.2	升	1	プロパンガス	50
			1	升	1	電気	
			5.5	合	1	電気	
吉 海	大島調理場	炊飯器	10	ℓ	7	プロパンガス	590
			9	ℓ	3	プロパンガス	
吉 海	吉海認定こども園	炊飯器	5	升	1	プロパンガス	110
			3	升	1	プロパンガス	
宮 窪	宮窪認定こども園	炊飯器	3	升	1	プロパンガス	60
			1	升	1	プロパンガス	
			5.5	合	1	電気	
伯 方	伯方調理場	炊飯器	10	ℓ	3	プロパンガス	400
			6	ℓ	6	プロパンガス	
伯 方	伯方認定こども園	炊飯器	1.5	升	1	プロパンガス	60
			2	升	2	電気	
			1	升	1	電気	
上 浦	上浦認定こども園	炊飯器	1	升	2	電気	70
大三島	大三島調理場	2段式立体炊飯器	7	kg	8	プロパンガス	460
大三島	大三島認定こども園	炊飯器	3.3	升	1	プロパンガス	50
			1	升	1	プロパンガス	
			5.5	合	1	電気	
関 前	関前小中学校調理場	炊飯器	6	ℓ	1	プロパンガス	30

1 3 ライフライン関係

資料〔13-1〕

水道部可搬式給水タンク在庫一覧表

資
料

容 量	内 容	個 数	総容量
6 リットル	白色ビニールパック	12,200枚 ダンボール箱200枚入×12箱 ダンボール箱100枚入×98箱	73,200 リットル
10 リットル	白色ポリタンク	71個	710 リットル
20 リットル	白色ポリタンク	127個	2,540 リットル
0.10 t	橙（オレンジ）色 ポリタンク	1個	100 リットル
0.20 t	橙（オレンジ）色 ポリタンク	3個	600 リットル
0.35 t	橙（オレンジ）色 ポリタンク	5個	1,750 リットル
0.50 t	黄色ポリタンク 橙（オレンジ）色 ポリタンク	4 5 } 9個	4,500 リットル
0.60 t	黄色ポリタンク	1個	600 リットル
1 t	黄色ポリタンク 青色ポリタンク 組立式給水タンク	3 1 } 60個 56 }	60,000 リットル
1.2 t	黄色ポリタンク	2個	2,400 リットル
1.5 t	銀色給水タンク	1個	1,500 リットル
2 t	黄色ポリタンク	2個	4,000 リットル

1 4 消防水防関係

資料〔14－1〕

消防機関の状況（消防本部・消防署、消防団）

消防本部・消防署

(R6. 4. 1現在)

消防本部 49名		
中央消防署	指揮係、消防係、救助係、救急係	46名
中央消防署東分署	消防係、救急係	16名
西消防署	消防指揮係、消防救助係、救急係	28名
西消防署波方分署	消防係、救急係	14名
西消防署菊間分署	消防係、救急係	16名
北消防署	消防指揮係、消防救助係、救急係、水上係	25名
北消防署大島分署	消防係、救急係	12名
北消防署大三島分署	消防係、救急係	12名
計		218名

消防団（条例定数）

団本部 64名(機能別を含む)			
今治方面隊	450名	吉海方面隊	179名
朝倉方面隊	178名	宮窪方面隊	153名
玉川方面隊	200名	伯方方面隊	156名
波方方面隊	190名	上浦方面隊	149名
大西方面隊	178名	大三島方面隊	146名
菊間方面隊	200名	関前方面隊	65名
計	2,308 名		

資料〔14-2〕

水防倉庫及び資機材の状況

(水防倉庫)

	名 称	所 在 地	構 造 面 積(床/延) (㎡)	建築 年月
本庁	別名水防・防災倉庫	別名2-3	鉄骨造 558.96㎡	H24.1
	旧日吉小学校防災倉庫	南宝来町1-6-1	鉄筋コンクリート造 270.00㎡	S57.3
	桜井防災倉庫	桜井6丁目 甲1220地先	鉄骨造 84.24㎡	H元.3
	波止浜水防倉庫	内堀1丁目 185-27	鉄筋コンクリート造 42.33㎡	H15.3
朝倉	朝倉水防倉庫	朝倉北甲387-1	鉄骨造 92.14㎡	H15.3
玉川	玉川水防倉庫	玉川町三反地 甲18-1	鉄筋コンクリート造 8.10㎡	H4.12
波方	波方水防倉庫	波方町樋口 甲250	軽量鉄骨造 24㎡	H14.3
大西	大西水防倉庫	大西町宮脇 甲506-1	鉄骨造 48.6㎡	S50.6
菊間	菊間水防倉庫	菊間町浜1112-1	軽量鉄骨造 48.0㎡	S62.2
吉海	吉海水防倉庫	吉海町八幡137	鉄骨造 30.0㎡	S61.12
宮窪	宮窪方面隊 第2分団消防詰所	宮窪町宮窪 2668	軽量鉄骨 90.0㎡	S44.3
伯方	伯方方面隊 第3分団消防詰所	伯方町伊方 甲1773-1	鉄筋コンクリート造 617.67㎡	S52.3
上浦	上浦水防倉庫	上浦町井口 6601-1	コンクリートブロック造 42㎡ (内 23.5㎡)	S46.2
大三島	大三島防災倉庫	大三島町宮浦 4976	コンクリートブロック造 18.0㎡	S47.10
関前	関前方面隊 岡村消防詰所	関前岡村甲 738-8	鉄筋コンクリート造 67.2㎡ (1F)	H5.9

備蓄資材の受払状況は、各水防(防災)倉庫管理者において明確にしておかなければならない。

地区	備蓄箇所	土のう (土入り)	土のう袋	土のう袋 1t	麻袋	チェーン ソー	エンジン カッター	発電機					投光器	発電機付 投光器	コード リール	ガソリン 携行缶	水中ポンプ			救助工具 セット	レス キュー ボート	救命浮環	木杭				
		(個)	(枚)	(枚)				(枚)	計 (台)	ガソリ ン (台)	ガソリ ン (3 相) (台)	カセッ トボン ベ (台)					LPG (台)	(台)	計 (台)				100V (台)	200V (3相) (台)	(本)	1.2m (本)	1.5m (本)
今治地区	別名倉庫	1,977	36,600	170		11	5	26	4	2	10	10	10		8	12	15	8	7		8	20					
	災害対策本部室														10												
	桜井水防倉庫	700	4,000												1												
	波止浜水防倉庫	400	9,600												1							190		190			
	消防本部					4		8	8					5													
	保育幼稚園課																										
	衛生センター																										
	旧日吉小給食室							1	1				1		1					8							
	旧日吉小教室	150																									
	旧日吉小図工室																										
	バリククリーン																										
	小 計	3,227	50,200	170		15	5	35	13	2	10	10	11	5	21	12	15	8	7	8	8	20	190		190		
	吹揚小学校							10	10				8		8	8											
	別宮小学校							11	11				7		7	7											
	近見小学校							2	2				2		2	2											
	立花中学校							2	2				2		2	2											
	桜井中学校							2	2				2		2	2											
	南中学校							3	3				3		3	3											
	西中学校							2	2				2		8	2											
	波止浜小学校							2	2				2		2	2											
鳥生小学校							2	2				2		2	2												
国分小学校							2	2				2		2	2												
小 計							38	38				32		38	32												
支所管内	朝倉支所	600	4,400			4		6	4		2		6		9	4	2	2		2	2		40		40		
	玉川支所		8,000			2		6	4		2		9		6	4	2	2		2	2		64			64	
	波方支所	150	8,400			2		5	3		2		7		4	2	2	2		2	2		50		50		
	大西支所		5,100	280		2		6	4		2		5		7	3	2	2		2	2		85		85		
	菊間支所	170	5,040			2		6	4		2		7		6	4	2	2		2	2		28		28		
	吉海支所	150	5,750	46	70	2		5	3		2		5		3	3	6	6		2	2		5			5	
	宮窪支所	39	5,800			2		3	2		1		4		5	3	2	2		2	2						
	伯方支所		2,200	28		2		5	3		2		8		5	3	5	5		2	2		30		30		
	上浦支所	350	7,400	40		2		4	2		2		5		5	2	2	2		2	2		30		30		
	大三島支所		7,000	70	85	2		5	3		2		5		8	3	2	2		2	2		300		300		
	関前支所	450	6,600	50		3		3	3				6		4	3	2	2		2	2		10			10	
	小 計	1,909	65,690	514	155	25		54	35		19		67		62	34	29	29		22	22		642		563	79	
	総計	5,136	115,890	684	155	40	5	127	86	2	29	10	110	5	121	78	44	37	7	30	30	20	832		753	79	

地区	備蓄箇所	金杭 (本)	山形鋼 (本)	めがね杭 (本)	ロープ							シート		ジャッキ			鋸 (丁)	スコップ			パール (本)	ハンマー		掛矢 (丁)	つるはし (丁)	かま (丁)
					クレナ モロー プ (巻)	麻ロー プ (巻)	トラ ロープ (巻)	PPロー プ (巻)	鉄線 (巻)	キリ番 線 (本)	スチー ルロー プ (巻)	ビニー ルフィ ルム (枚)	ネトロ ンシー ト (枚)	計 (台)	油圧式 (社総 金) (台)	ジャッ キ (台)		計 (本)	剣先ス コップ (本)	角ス コップ (本)		スレッ ジハン マー (丁)	片手ハ ンマー (丁)			
今治地区	別名倉庫			35	22	4	51	41	5	3		1	5	10	6	4	44	193	116	77	2	5	20	34	7	31
	災害対策本部室																									
	桜井水防倉庫			88		8	5	13	2			9						11	6	5		5		6	2	
	波止浜水防倉庫				5		5	10	13			2						13	7	6				4		
	消防本部																									
	保育幼稚園課																									
	衛生センター																									
	旧日吉小給食室																				5					
	旧日吉小教室																									
	旧日吉小図工室						1	5																		
	バリククリーン																									
	小 計			123	27	12	62	69	20	3		12	5	10	6	4	44	217	129	88	7	10	20	44	9	31
	吹揚小学校													2		2	24	20	20		19					
	別宮小学校													5		5	20	9	9		22					
	近見小学校													3		3		10	10							
	立花中学校													2		2	13	20	20		31					
	桜井中学校													2		2	6	10	10		14					
	南中学校																10	10	10		12					
	西中学校						6							2		2	20	20	20		15					
	波止浜小学校													2		2	2									
	鳥生小学校						6							3		3	12	20	20		15					
	国分小学校													2		2										
	小 計						12							23		23	107	119	119		128					
支所管内	朝倉支所	8	10	65			9	33	5			1	3	3		3	45	40	5		8		10	5	5	
	玉川支所		10	70		12	7	20	5				3	3		3	47	40	7	5	6		8	2	10	
	波方支所		11	64			11	20					3	3		1	49	44	5	5	7		10		5	
	大西支所	10	18	65		14	6	11					3	3			51	42	9	5		3	5	5	5	
	菊間支所		10	60			8	19					3	3			44	42	2		4	4	6		5	
	吉海支所		20	21			12	11					3	3		3	43	38	5	8	3	6	10		10	
	宮窪支所			26			7	19					3	3		5	15	10	5	5						
	伯方支所		20	19			6	15	2				3	3		5	44	40	4	4	10		9		5	
	上浦支所		10	30			7	10					3	3		19	29	27	2	5	8		8		13	
	大三島支所	200	20	30			13	24					13	3	10	10	86	81	5	10	10	9	9	32	24	
	関前支所		20	30			12	11					3	3		5	49	44	5	5	10		10		5	
	小 計	218	149	480		26	98	193	12			1	43	33	10	54	502	448	54	52	66	22	85	44	87	
	総計	218	149	603	27	38	172	262	32	3		12	6	76	39	37	205	838	696	142	187	76	42	129	53	118

地区	備蓄箇所	おの (丁)	なた (丁)	しの (丁)	ベンチ (丁)	ボルト カッター (丁)	羽口 (丁)	くわ (丁)	鋤簾 (丁)	手箕 (丁)	ワーキン グバー (本)	一輪車 (台)	防水バケ ツ (個)	ヘルメッ ト (個)	軍手 (双)	レインウェア					水中長靴 (足)	コーン (個)	コーンウ ェイト (個)	コーン バー (本)	現場点 滅灯 (個)
																計 (着)	M (着)	L (着)	LL (着)	3L (着)					
今 治 地 区	別名倉庫	2	13	12	9	3		25	5		19	2	84	32	50	3		1	1	1	8	242	206	130	37
	災害対策本部室													60	91										
	桜井水防倉庫							16				1													
	波止浜水防倉庫																								
	消防本部																								
	保育幼稚園課																								
	衛生センター																								
	旧日吉小給食室														72							16	12	17	60
	旧日吉小教室																								
	旧日吉小図工室														22										
	バリクリーン																								
	小 計	2	13	12	9	3		41	5		19	3	84	92	235	3		1	1	1	8	258	218	147	97
	吹揚小学校				3	2																			
	別宮小学校				3	2																			
	近見小学校				3	2																			
	立花中学校				3	2																			
	桜井中学校				3	2																			
	南中学校				3	2																			
	西中学校				3	2																			
	波止浜小学校				3	2																			
	鳥生小学校				3	2																			
	国分小学校				3	2																			
	小 計				30	20																			
支 所 管 内	朝倉支所		5		3	3			5		10		20	13							4				
	玉川支所	2	3		3	3	10	9	5		5		20	22		8	2	2	2	2	4	50	50	50	
	波方支所	2	2			3			5		5		20	8		8	2	2	2	2	4	20	20	10	
	大西支所		3		3	3			12	10	5		20	39		7	1	2	2	2	4				
	菊間支所		3			3			5		5		20	40		8	2	2	2	2	4				
	吉海支所	4	9						5		3		20	39		8	2	2	2	2	4	45	41	25	
	宮窪支所		3										20			5	2	1		2	4				
	伯方支所	2	2		3	2			5		4		20	31	8	4		1	1	2	4				
	上浦支所	2	3		3	1			5		5		20	10		4	2	1		1	4	100	100	100	
	大三島支所		9			4	2	14	5		10		20	32		5	2		1	2	4				
	関前支所	2	3		3	3			5		5		20	34		4	1	1	1	1	4				
	小 計	14	45		18	25	12	23	57	10	57		220	268	8	61	16	14	13	18	44	215	211	185	
	総計	16	58	12	57	48	12	64	62	10	76	3	304	360	243	64	16	15	14	19	52	473	429	332	97

地区	備蓄箇所	コーン用 現場点滅 ホルダー (個)	誘導棒 (本)	土のう制作 機 (台)	ラチェット 荷締機 (個)	チェーン ソー刃研ぎ グライン ダー (個)	チェーン ソー目立て やすり (個)	通行止め看 板 (個)	LEDヘッド ライト (個)	現場用LED チューブ 10m (本)	木材杉板 (枚)	木材 コンパネ (枚)
今 治 地 区	別名倉庫	39	30	4	2	2	3			13	282	64
	災害対策本部室		30									
	桜井水防倉庫											
	波止浜水防倉庫											
	消防本部											
	保育幼稚園課											
	衛生センター											
	旧日吉小給食室	60						20		3		
	旧日吉小教室											
	旧日吉小図工室											
	バリククリーン											
	小 計	99	60	4	2	2	3	20		16	282	64
	吹揚小学校											
	別宮小学校											
	近見小学校											
	立花中学校											
	桜井中学校											
	南中学校											
	西中学校											
	波止浜小学校											
	鳥生小学校											
	国分小学校											
	小 計											
支 所 管 内	朝倉支所			1					4	5		
	玉川支所								5	5		
	波方支所			1				8	2			
	大西支所			1					3	5		
	菊間支所			1					5	5		
	吉海支所			1					5	5		
	宮窪支所			1					5	5		
	伯方支所			1					4	4		
	上浦支所			1				10	5	5		
	大三島支所			1					5	5		
	関前支所			1					5	5		
	小 計			10				18	48	49		
	総計	99	60	14	2	2	3	38	48	65	282	64

資料〔 1 4 － 3 〕

飲料水兼用耐震性貯水槽一覧表

設置施設名	所在地	容量
波止浜小学校	今治市地堀 1 丁目 3－40	100m ³
桜井小学校	今治市郷桜井 1 丁目 8－26	100m ³
(旧) 日吉小学校	今治市南宝来町 1 丁目 6－1	100m ³

資料〔 1 4 － 4 〕

消防水利の概況

消火栓	防火水槽				井戸	その他
	100 m ³ 以上	60 m ³ 以上 100 m ³ 未満	40 m ³ 以上 60 m ³ 未満	20 m ³ 以上 40 m ³ 未満		(池・プール等)
5, 093	28	11	365	173	45	203

資料〔14-5〕

樋門・水門一覧表

番号	施設名	種別	操作形態	場所	河川・海岸名	財産管理者
旧今治						
1	沖浦東(上)樋門	フラップ	－	孫兵衛作甲 480-6 番地先	沖浦塔ヶ谷水路	農業土木課
2	沖浦東(下)樋門	フラップ	－	桜井甲 1172-50 番地先	沖浦塔ヶ谷水路	
3	沖浦樋門	樋門	手動	沖浦甲 1130-10 番地先	沖浦海岸	
4	沖浦西樋門	樋門	手動	桜井甲 1054-2 番地先	沖浦海岸	県港湾海岸課
5	万橋水門	樋門	電動	恵美須町 1 丁目 1-1 番地先	(準)金星川	
6	JR 下転倒堰	転倒堰	手動	北日吉町 1 丁目甲 828-3 番地先	(普)宮本川	農業土木課
7	青木樋門	樋門	－	北日吉町 1 丁目甲 841-7 番地先	旧(都下)青木川	
8	青木第二堰樋門	樋門	－	北日吉町 1 丁目甲 856-2 番地先	(都下)青木川	
9	大浜北樋門	フラップ	－	大浜町 3 丁目丙 676 番地先	二反地線 2 号	県港湾海岸課
10	龍神樋門	フラップ	－	波止浜 11-21 番地先	波止浜海岸	
11	五番下樋門	樋門	電動	地堀 2 丁目 273-44 番地先	波止浜海岸	
12	猿子川水門	水門	電動	桜井甲 232-310 番地先	(二)中川	県河川課
	中川樋門	樋門	手動			
13	桜井南サイフォン	樋門	手動	桜井 4 丁目甲 465-4 番地先	農業用水路	農業土木課
14	桜井防潮樋門	樋門	電動	桜井 6 丁目甲 464-1 番地先	桜井河口港	県港湾海岸課
15	天満排水ポンプ場	ポンプ	－	桜井 6 丁目甲 1221-1 番地先	川口水路	農業土木課
16	桜井河口樋門	樋門	手動	桜井 6 丁目甲 1200-3 番地先	桜井河口港	県港湾海岸課
17	桜井河口排水ポンプ場	ポンプ	－	桜井 6 丁目甲 1200-3 番地先		農業土木課
18	唐子樋門	樋門	電動	古国分 1 丁目甲 364 番地先	古国分海岸	県港湾海岸課
19	唐子浜排水ポンプ場	ポンプ	－	古国分 1 丁目甲 364 番地先		農業土木課
20	幸助樋門	樋門	電動	東村南 1 丁目甲 2-1 番地先	古国分海岸	県港湾海岸課
21	東村樋門	樋門	電動	東村 3 丁目甲 580-3 番地先	富田海岸	
22	銅川水門	水門	電動	喜田村 406-9 番地先	(二)銅川	県河川課
23	下三反地樋門	樋門	電動	喜田村 4 丁目 406-4 番地先	富田海岸	県港湾海岸課
24	実松樋門	樋門	電動	喜田村 3 丁目 340-3 番地先	(二)竜登川	
25	大唐樋門	樋門	電動	東鳥生町 4 丁目 1702 番地先	富田海岸	
26	小唐樋門	樋門	電動	東鳥生町 4 丁目 1825-39 番地先	富田海岸	農業土木課
27	有津屋樋門	樋門	電動	天保山町 2 丁目 3 番地先	(普)有津屋川	
28	中土手川排水ポンプ場	ポンプ	－	祇園町 2 丁目 1359-4	(準)中土手川	
29	松ヶ鼻樋門	樋門	手動	別名 18-2 番地先	(二)蒼社川	県河川課
30	浅川防潮水門	水門	電動	別宮町 9 丁目 636-10 番地先	(二)浅川	
31	深田樋門	樋門	手動	別宮町 9 丁目 450-3 番地先	(二)浅川	農業土木課
32	砂川樋門	樋門	手動	別宮町 5 丁目 201-2 番地先	(二)浅川	
33	大正樋門	樋門	手動	大正町 7 丁目 337-4 番地先	(二)浅川	
34	日本丸水門	樋門	電動	北浜町 7 丁目甲 1052-10 番地先	今治港	港湾漁港課
35	大新田水門	樋門	電動	大新田町 3 丁目 503-9 番地先	今治港	
36	明治畑樋門	樋門	電動	大新田町 1 丁目 575-4 番地先	(二)中井出川	県河川課
37	砂場(A)樋門	樋門	電動	砂場町 1 丁目丁 51-1 番地先	大浜漁港	港湾漁港課
38	砂場(B)樋門	樋門	手動	砂場町 1 丁目丁 189-2 番地先	大浜漁港	
39	下口(小浦)樋門	樋門	手動	小浦町 1 丁目丁 351-4 番地先	波止浜港	県港湾海岸課
40	八反樋門	樋門	手動	高部甲 1152-1 番地先	(二)樋ノ口川	農業土木課
41	名切樋門	樋門	電動	高部甲 1588-2 番地先	(二)樋ノ口川	
42	辻堂樋門	樋門	手動	高部甲 1149 番地先	(二)樋ノ口川	
43	金子樋門	樋門	手動	波止浜 171-4 番地先	(二)樋ノ口川	県港湾海岸課
44	波止浜樋門	樋門	電動	中堀町 3 丁目 257-1 番地先	波止浜海岸	
45	問屋町樋門1号	樋門	手動	波止浜 3 丁目 710 番地先	波止浜港	
46	問屋町樋門2号	樋門	手動	波止浜 3 丁目 642-4 番地先	波止浜港	
47	問屋町樋門3号	樋門	手動	波止浜 1 丁目 510 番地先	波止浜港	
48	波止浜沖ノ町(D)樋門	樋門	手動	波止浜 4 丁目 722-1 番地先	波止浜港	
49	波止浜防潮水門	樋門	電動	波止浜 4 丁目 722-1 番地先	波止浜港	

番号	施設名	種別	操作形態	場所	河川・海岸名	財産管理者
波 方						
50	樋之口川防潮水門	水門	電動	中堀 3 丁目 179-40 番地先	(二)樋ノ口川	県河川課
51	里樋門	樋門	手動	波方町波方甲 2533-4 番地先	波方港	県港湾海岸課
52	中溝川水門	樋門	電動	波方町波方甲 2263-73 番地先	(準)中溝川	農業土木課
53	中溝川排水ポンプ場	ポンプ	－	波方町波方甲 2263-73 番地先		
54	西浦樋門	樋門	手動	波方町西浦甲 3575-1 番地先	森上港	港湾漁港課
55	岡北排水水門	樋門	電動	波方町岡甲 259-2 番地先	小部漁港	
56	岡北排水ポンプ場	ポンプ	－	波方町岡甲 259-2 番地先		
57	馬刀潟樋門	樋門	手動	波方町馬刀潟甲 537-2 番地先	馬刀潟海岸(農)	県農地整備課
大 西						
58	役場一心川樋門	樋門	電動	大西町新町甲 1031-1 番地先	(二)一心川	農業土木課
59	錆川樋門	フラップ	－	大西町脇甲 935-2 番地先	新田海岸	県港湾海岸課
60	鴨池樋門	樋門	電動	大西町九王甲 1232-1 番地先	南九王海岸	
61	花木樋門	樋門	電動	大西町九王甲 2061-1 番地先	大井海岸	
62	一心川水門	水門	電動	大西町新町 1031-1 番地先	(二)一心川	県河川課
63	新町樋門	樋門	電動	大西町新町甲 989-3 番地先	大井海岸	県港湾海岸課
64	新町排水ポンプ場	ポンプ	－	大西町新町甲 989-3 番地先		農業土木課
65	大井浜樋門	樋門	手動	大西町宮脇甲 1593-1 地先	大井海岸	県港湾海岸課
66	脇川樋門	樋門	電動	大西町脇甲 1051-1 番地先	新田海岸	県港湾海岸課
67	ヒビタ樋門	樋門	手動	大西町脇甲 1825-15	新田海岸	
68	ヒビタ排水ポンプ場	ポンプ	－	大西町脇甲 1825-15		農業土木課
69	星の浦樋門	樋門	電動	大西町星浦甲 3 番地先	新田海岸	県港湾海岸課
70	新田西排水ポンプ場	ポンプ	－	大西町星浦甲 1155-1 番地先	新田海岸	農業土木課
71	原樋門	樋門	電動	大西町別府 2421-1 番地先	新田海岸	県港湾海岸課
72	ナラズ川樋門	樋門	手動	大西町別府 2229 番地先	新田海岸	
73	カリヤ川樋門	樋門	手動	大西町別府 2097-11 番地先	西別府海岸	
74	西ノ谷樋門	樋門	手動	大西町別府 2019-8 番地先	高城海岸	
菊 間						
75	高城樋門	樋門	手動	菊間町佐方 32 番地先	高城海岸	県港湾海岸課
76	高城排水ポンプ場	ポンプ	－			農業土木課
77	佐方川右岸樋門	樋門	電動	菊間町佐方 416 番地先	亀岡漁港	港湾漁港課
78	佐方川右岸排水ポンプ場	ポンプ	－			
79	海岸通樋門	樋門	手動	菊間町種 3916 番地先	亀岡漁港	
80	海岸通排水ポンプ場	ポンプ	－			
81	葉山樋門	樋門	手動	菊間町浜 1509 番地先	葉山海岸	県港湾海岸課
82	宮の下排水門	樋門	電動	菊間町佐方 387 番地先	亀岡漁港	港湾漁港課
83	佐方町排水ポンプ場	ポンプ	－			
84	新田排水門	樋門	電動	菊間町佐方 444 番地先	亀岡漁港	
85	浜ノ窪排水ポンプ場	ポンプ	－			
86	種川樋門	樋門	電動	菊間町種 18 番地先	亀岡漁港	
87	種岩谷第 1 排水ポンプ場	ポンプ	－	菊間町種 8 番地先		
88	種岩谷第2排水ポンプ場	ポンプ	－	菊間町種 3916 番地先		
89	高田樋門	樋門	手動	菊間町種高田 4070-2 地先	葉山海岸	県港湾海岸課
90	高田排水ポンプ場	ポンプ	－	菊間町種 4622 番地先		農業土木課
91	北浜(太宮)樋門	樋門	手動	菊間町浜 1364 番地先	北浜海岸	県港湾海岸課
92	太宮排水ポンプ場	ポンプ	－			
93	北浜樋門	樋門	手動	菊間町浜 1336-6	(二)菊間川	農業土木課
94	北浜排水ポンプ場	ポンプ	－			
95	新田樋門	樋門	手動	菊間町浜 346 番地先	(二)菊間川	
96	新田排水ポンプ場	ポンプ	－			
97	西浜樋門	樋門	手動	菊間町浜 163 番地先	菊間港	県港湾海岸課
98	西浜排水ポンプ場	ポンプ	－			農業土木課

番号	施設名	種別	操作形態	場所	河川・海岸名	財産管理者
吉 海						
99	相田水門	樋門	手動	吉海町泊 2101-1 番地先	吉海港	県港湾海岸課
100	福田樋門	樋門	手動	吉海町福田 310 番地先	吉海港	農業土木課
101	オノ木排水ポンプ場	ポンプ	-	吉海町本庄 953 番地先	吉海港	
102	下田水水門	フラップ ^o	-	吉海町名 4549 番地先	下田水漁港(宇津呂)	港湾漁港課
103	西ノ谷樋門	樋門	手動	吉海町名駒 344 番地先	南浦漁港	県港湾海岸課
104	北谷川水門	樋門	手動	吉海町福田 310 番地先	吉海港	
105	大土手東樋門	樋門	電動	吉海町幸新田 477 番地先	吉海港	
106	大土手西樋門	樋門	電動	吉海町幸新田 471 番地先	吉海港	
107	古坂水門	樋門	手動	吉海町本庄 668-2 番地先	吉海港	
108	前堀樋門	樋門	手動	吉海町本庄 628 番地先	吉海港	
109	桜本樋門	樋門	手動	吉海町本庄 546 番地先	吉海港	
110	津倉排水ポンプ場	ポンプ	-	吉海町本庄 548 番地先		
宮 窪						
111	大崎樋門	樋門	手動	宮窪町友浦 581-2 番地先	大崎海岸	県港湾海岸課
112	友浦改善センター前樋門	樋門	手動	宮窪町友浦 2601 番地先	久米海岸(外)	農業土木課
113	赤部フラップゲート	フラップ ^o	-	宮窪町友浦 3078 番地先	久米海岸	県港湾海岸課
114	新開フラップゲート	フラップ ^o	-	宮窪町宮窪 5769 番地先	(普)瀬戸川	農業土木課
115	宮窪(のりと場)樋門	樋門	手動	宮窪町宮窪 5771 番地先	宮窪漁港	港湾漁港課
116	余所国水門	樋門	手動	宮窪町余所国 964	余所国漁港	
117	余所国排水ポンプ場	ポンプ	-			
118	余所国第2樋門	樋門	手動	宮窪町余所国 976-64 番地先	余所国漁港	
119	早川港樋門	樋門	手動	宮窪町早川 206-24 番地先	早川港	
伯 方						
120	中川防潮堰	水門	電動	伯方町北浦甲 1171 番地先	(二)中川	県河川課
121	石川樋門	樋門	手動	伯方町木浦甲 4630-4 番地先	伯方港	県港湾海岸課
122	瀬戸浜樋門	樋門	手動	伯方町木浦甲 312 番地先	瀬戸浜海岸	
123	加藤地樋門	樋門	電動	伯方町木浦甲 4480 番地先	古江海岸	
124	四通樋門	樋門	電動	伯方町北浦 1357 番地先	北浦海岸	
125	森西樋門	樋門	手動	伯方町北浦甲 1334-2 番地先	北浦港	港湾漁港課
126	小田水門	樋門	手動	伯方町北浦 2854-1 番地先	前浜港	農業土木課
127	小田小坂排水ポンプ場	ポンプ	-	伯方町北浦甲 2859 番地先	前浜港	
128	前浜樋門	樋門	手動	伯方町伊方甲 716	前浜港	港湾漁港課
129	熊口水門	樋門	手動	伯方町伊方甲 986-11 番地先	熊口港	
130	植松水門	樋門	手動	伯方町伊方甲 1901-1	熊口港	
131	尾浦水門	樋門	手動	伯方町木浦甲 4652 番地先	有津港	
132	北浦漁港樋門	樋門	手動	伯方町北浦甲 93 番地先	北浦漁港	
上 浦						
133	井田浜樋門	樋門	電動	上浦町井口 1930 番地先	上浦港(井ノ口)	港湾漁港課
134	二本松樋門	樋門	電動	上浦町井口 5285-1 番地先	上浦港(井ノ口)	
135	為平樋門	樋門	手動	上浦町盛 3652 番地先	泊海岸	県港湾海岸課
136	知戸樋門	樋門	電動	上浦町井口 998-1 番地先	泊海岸	
137	第一戸板樋門	樋門	手動	上浦町井口 7341-1 番地先	戸板海岸	
138	第二戸板樋門	樋門	手動	上浦町井口 7523 番地先	戸板海岸	
139	第一下池田樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 1-1 番地先	瀬戸崎海岸	
140	第二下池田樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 174 番地先	瀬戸崎海岸	
141	下屋敷樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 372 番地先	瀬戸崎海岸	
142	永江樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 372 番地先	瀬戸崎海岸	
143	八股樋門	樋門	手動	上浦町瀬戸 306 番地先	瀬戸崎海岸	県農地整備課
144	宮前樋門	樋門	手動	上浦町瀬戸 1389 番地先	瀬戸海岸(農)	
145	瀬戸浜樋門	樋門	手動	上浦町瀬戸 1817 番地先	瀬戸海岸(農)	
146	村下新田樋門	樋門	電動	上浦町瀬戸 2633-2 番地先	瀬戸海岸(農)	
147	出口川樋門	樋門	手動	上浦町瀬戸 3885 番地先	瀬戸海岸(農)	
148	盛漁港樋門	樋門	手動	上浦町盛 2225 番地先	盛漁港	
149	小又樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 1495-2 番地先	上浦港(甘崎)	
150	大新田樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 2609 番地先	上浦港(甘崎)	
151	堂下新田樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 2607 番地先	上浦港(甘崎)	
152	第二新開樋門	樋門	手動	上浦町井口 7301 番地先(海)	上浦港(井ノ口)	
153	胡浜樋門	樋門	手動	上浦町井口 6638 番地先	上浦港(井ノ口)	
154	井田浜第2樋門	フラップ ^o	-	上浦町井口 1929-2 番地先	上浦港(井ノ口)	
155	第四口狭樋門	フラップ ^o	-	上浦町甘崎 1495-3 番地先	上浦港(甘崎)	
156	第一口狭樋門	フラップ ^o	-	上浦町甘崎 1932-2 番地先	上浦港(甘崎)	

番号	施設名	種別	操作形態	場所	河川・海岸名	財産管理者
157	第二口狭樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 1947-2 番地先	上浦港(甘崎)	港湾漁港課
158	第三口狭樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 2192-2 番地先	上浦港(甘崎)	
159	甘崎樋門	樋門	手動	上浦町甘崎 4652-1 番地先	上浦港(甘崎)	
160	2号樋門	樋門	手動	上浦町井口 6691-5 番地先	上浦港(井ノ口)	
大三島						
161	宮浦本川防潮堤	水門	電動	大三島町宮浦 110 番地先	(二)宮浦本川	県河川課
162	振替地樋門	樋門	手動	大三島町肥海 1182-1 番地先	肥海海岸	県港湾海岸課
163	御串山樋門	樋門	電動	大三島町宮浦 5714-1 番地先	宮浦港	県港湾海岸課
164	鏡樋門	樋門	手動	大三島町肥海 4762-1 番地先	肥海海岸	
165	長瀬樋門	フラップ [°]	-	大三島町口総 419 番地先	上長瀬海岸	
166	入川樋門	樋門	手動	大三島町宗方 4506 番地先	宗方海岸	
167	宗方A排水門	樋門	電動	大三島町宗方 3516 番地先	宗方漁港	港湾漁港課
168	クドノタニ樋門	樋門	手動	大三島町宗方 1192 番地先	宗方漁港	
169	台新田樋門	樋門	手動	大三島町台 5095 番地先	台海岸	県港湾海岸課
170	台A排水門	樋門	電動	大三島町台 5091 番地先	台漁港	港湾漁港課
171	台大見新田樋門	樋門	電動	大三島町宮浦 5926 番地先	台海岸	県港湾海岸課
172	明日排水門	樋門	手動	大三島町明日 2562-1 番地先	宮浦港	
173	大見樋門	樋門	手動	大三島町大見 836 番地先	大見海岸	
174	篠浜樋門	樋門	手動	大三島町肥海 4587 番地先	鏡大の浜海岸	
175	古江樋門	樋門	手動	大三島町肥海 1046 番地先	肥海海岸	港湾漁港課
176	肥海庄屋樋門	樋門	手動	大三島町肥海 1041 番地先	肥海海岸	
177	浦戸A樋門	樋門	電動	大三島町浦戸 49 番地先	口総漁港	
178	口総B樋門	樋門	電動	大三島町口総 1254 番地	口総漁港	
179	野々江堀切樋門	フラップ [°]	-	大三島町野々江 24 番地先	野々江漁港	港湾漁港課
180	野々江A排水門	樋門	電動	大三島町野々江 294 番地先	野々江漁港	
181	ムメイワ樋門	樋門	手動	大三島町野々江 2498-1 番地先	野々江漁港	
関 前						
182	大下樋門	樋門	手動	関前大下甲 65-9 番地先	大下港	港湾漁港課

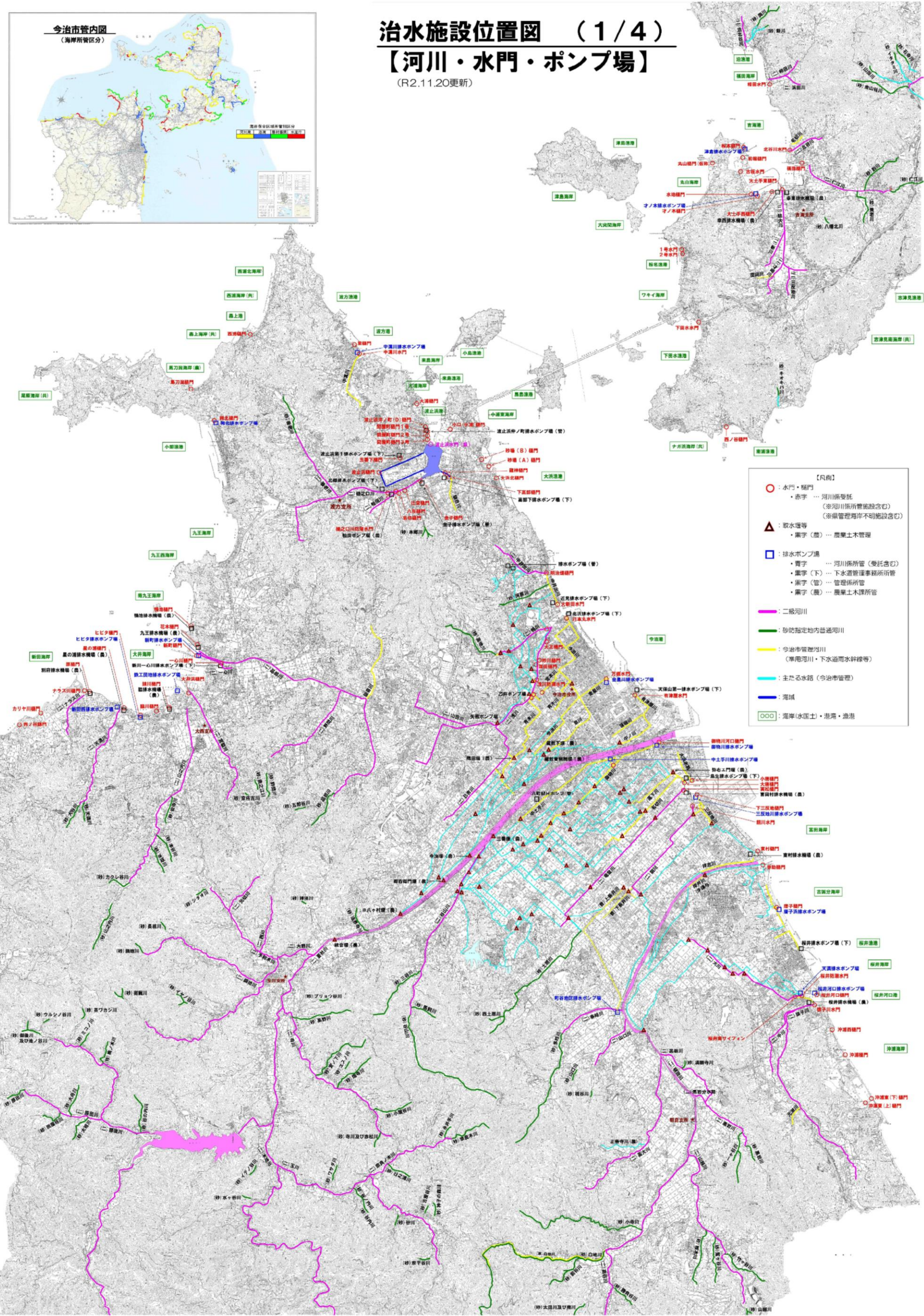
資料〔14-6〕

ポンプ場一覧表

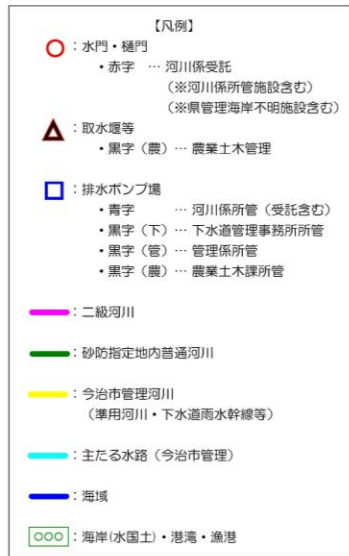
地区	名称	所在地	担当課
今治	天保山第1ポンプ場	天保山町2丁目2-14	下水道工務課
今治	北浜ポンプ場	北浜町甲1052-5	下水道工務課
今治	近見ポンプ場	大新田町3丁目7-5	下水道工務課
今治	北郷排水ポンプ場	中堀3丁目194-95	下水道工務課
今治	桜井ポンプ場	桜井1丁目甲61-1先	下水道工務課
今治	高部下ポンプ場	波止浜11-14外	下水道工務課
今治	波止浜第1排水ポンプ場	地堀2丁目2-20先	下水道工務課
今治	波止浜本町排水ポンプ場	波止浜1丁目510先	下水道工務課
今治	旭方排水ポンプ場	波止浜6-2先	下水道工務課
今治	東村ゲートポンプ場	東村3丁目甲555-4先	下水道工務課
今治	桜井排水ポンプ場	郷桜井4丁目5-32	農業土木課
今治	東村排水ポンプ場	東村3丁目8-19	農業土木課
今治	喜田村排水ポンプ場	喜田村3丁目2-10	農業土木課
今治	鳥生雨水ポンプ場	東鳥生町4丁目1818	下水道工務課
今治	杣田排水ポンプ場	高部甲1587-5	農業土木課
今治	金星川排水ポンプ場	恵美須町1丁目1-1	農業土木課
今治	中土手川排水ポンプ場	祇園町2丁目1359-4番地先	農業土木課
今治	三反地川排水ポンプ場	喜田村4丁目406-10	農業土木課
今治	御物川河口排水ポンプ場	東鳥生町1丁目1540-1番地先	農業土木課
今治	町谷地区排水ポンプ場	町谷甲786-4番地先	農業土木課
波方	中溝川排水ポンプ場	波方町波方甲2263-73番地先	農業土木課
波方	岡北排水ポンプ場	波方町岡甲259-2番地先	農業土木課
大西	九王排水ポンプ場	大西町九王甲2061-1	農業土木課
大西	鴨池排水ポンプ場	大西町九王甲1232-4	農業土木課
大西	別府ポンプ場	大西町別府2421-1	農業土木課
大西	脇ポンプ場	大西町脇甲935-2	農業土木課
大西	新町排水ポンプ場	大西町新町甲989-3番地先	農業土木課
大西	新川・一心川雨水ポンプ場	大西町新町甲1030	下水道工務課
大西	ヒビタポンプ場	大西町脇1825-15番地先	農業土木課
大西	星浦海浜公園ポンプ場	大西町星浦甲3番地先	農業土木課
大西	新田西ポンプ場	大西町星浦甲1155-1番地先	農業土木課
大西	大井浜雨水ポンプ場	大西町九王甲2525-5他	下水道工務課
大西	錆川雨水ポンプ場	大西町脇甲882-7	下水道工務課
菊間	西浜排水ポンプ場	菊間町浜163番地先	農業土木課
菊間	新田排水ポンプ場	菊間町浜346番地先	農業土木課
菊間	北浜排水ポンプ場	菊間町浜1336-3番地先	農業土木課
菊間	太宮排水ポンプ場	菊間町浜1364番地先	農業土木課
菊間	高田排水ポンプ場	菊間町種4622番地先	農業土木課
菊間	海岸通排水ポンプ場	菊間町種3916番地先	農業土木課
菊間	種岩谷第2排水ポンプ場 (種川排水門)	菊間町種3916番地先	農業土木課
菊間	種岩谷第1排水ポンプ場 (旧亀岡保育所前)	菊間町種8番地先	農業土木課
菊間	浜ノ窪排水ポンプ場	菊間町佐方444番地先	農業土木課
菊間	佐方川右岸排水ポンプ場	菊間町佐方416番地先	農業土木課
菊間	佐方町排水ポンプ場	菊間町佐方387番地先	農業土木課
菊間	高城排水ポンプ場	菊間町佐方32番地先	農業土木課
吉海	幸新田排水ポンプ場	吉海町幸新田475-2	農業土木課

地区	名称	所在地	担当課
伯方	瀬戸浜ポンプ場	伯方町木浦甲 4520-7 ほか	農業土木課
伯方	沖ポンプ場	伯方町北浦甲 1351-17	農業土木課
伯方	森西ポンプ場	伯方町北浦甲 1334-2	農業土木課
伯方	小田小坂ポンプ場	伯方町北浦甲 3045-1	農業土木課
伯方	小田小坂排水ポンプ場	伯方町北浦甲 2859 地先	農業土木課
大三島	口総下の浜排水施設	大三島町口総 1260	農業土木課
大三島	宮浦雨水ポンプ場	大三島町宮浦 5714-4	下水道工務課

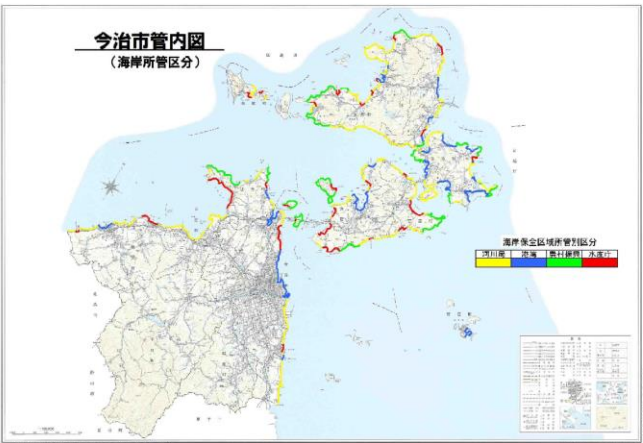
治水施設位置図



(R2.11.20更新)



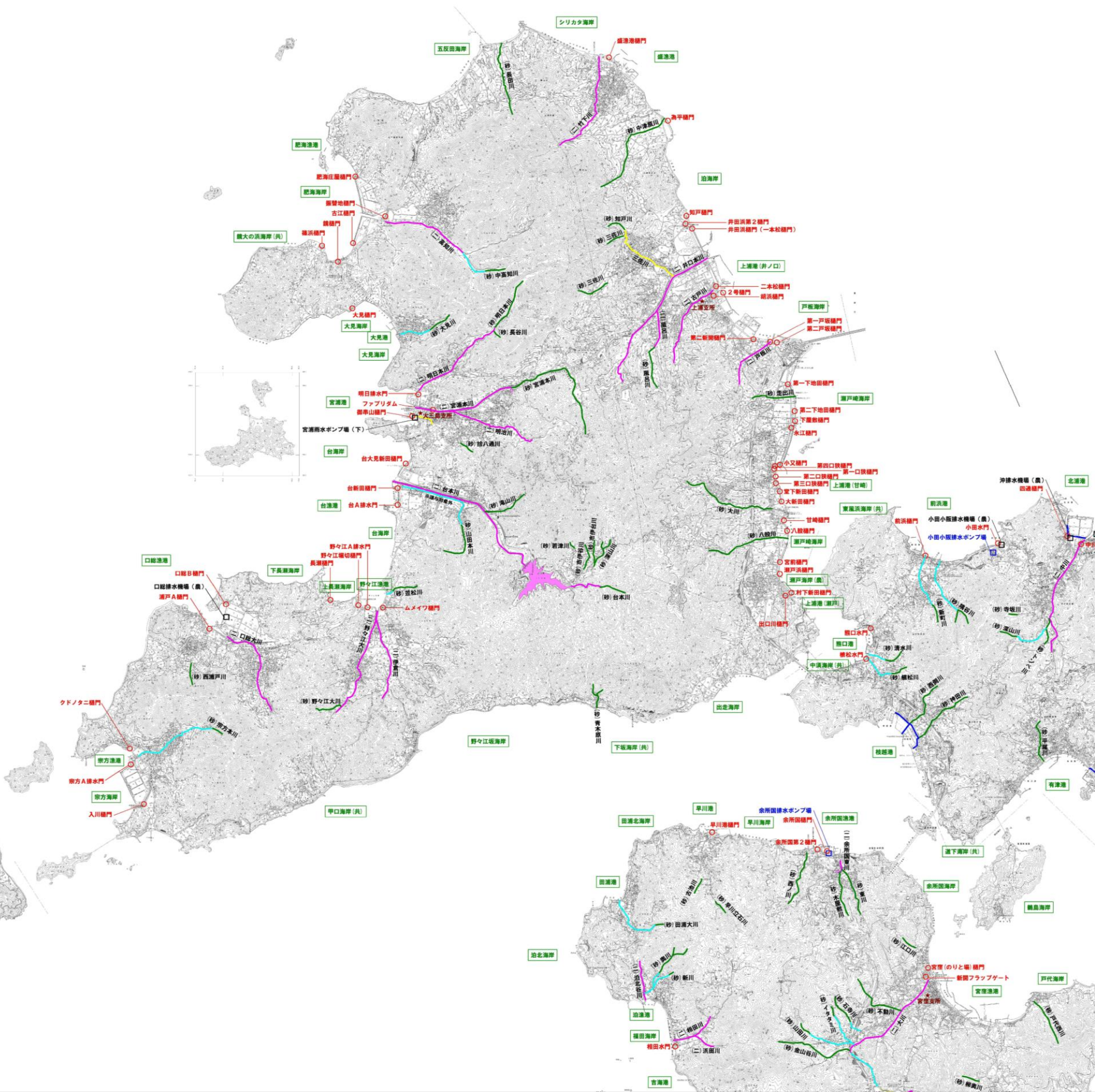
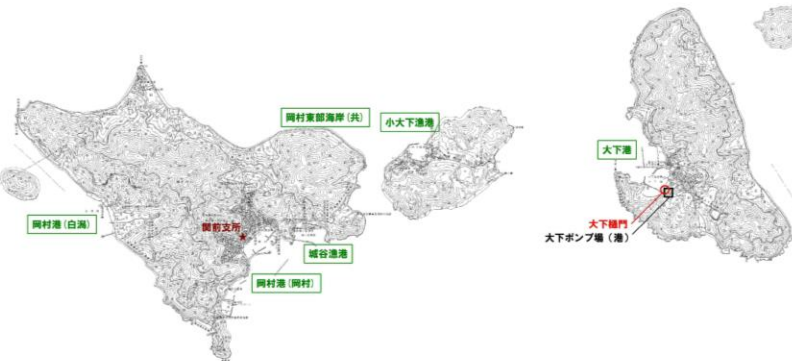
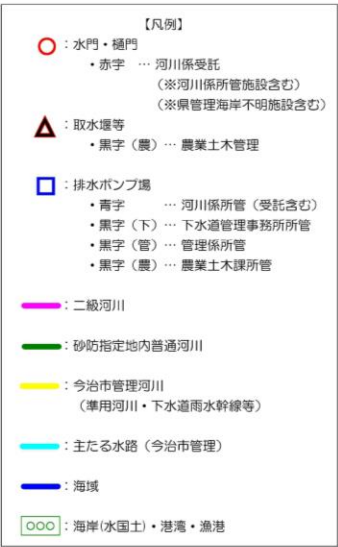
(R2.11.20更新)



治水施設位置図（4/4）

【河川・水門・ポンプ場】

(R2.11.20更新)



主な水防工法

現象		工法	工法の概要	利用箇所河川	主に使用する材料
越水 (水があふれる)		積み土のう工	堤防上面に土のうを数段積み上げる。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
		せき板工	堤防上面に杭を打ち、せき板をたてる。	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼鉄支柱、軽量鋼板
		蛇かご積み工	堤防上面に土のうの代わりに蛇かごを置く。	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
		水マット工 (連結水のう工)	堤防上面にビニロン帆布製水マットを置く。	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
		裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する。	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
		裏シート張り工	堤防の裏のり面を防水シートで被覆する。	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏水	川裏 (居住地側)対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	堤防から離れた箇所の漏水を、土のうを円形に積み上げ池を造り、池の水圧で漏水を減少させる工法。	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	堤防裏のり下部の漏水を土のうを半円形に積み上げ池を造り、池の水圧で漏水を減少させる工法。	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット式月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるようにビニロン帆布製中水のうを組み立てる。	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く。	一般河川	たる、防水シート、土のう
		漏水シート張り工	裏のり、犬走りに防水シートなどを敷きならべる。	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹

現象		工法	工法の概要	利用箇所河川	主に使用する材料
漏水	川表 (川側) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める。	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る。	一般河川 (水深の浅いところ)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る。	一般河川 (漏水面の広いところ)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る。	都市周辺河川 (むしろ入手困難)	防水シート、鉄パイプ、杭、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る。	一般河川 (水深の浅いところ)	たたみ、杭、縄、土のう、鉄線
洗掘(深掘れ)		むしろ張り工 継ぎむしろ張り工 シート張り工 たたみ張り工	家屋のたたみを連結し、損傷部に敷きつめ傷口の拡大を防止する工法。	芝付堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する。	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、杭
		立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する。	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう、または大きい石を投入する。	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうを付けて、堤防斜面（のり面）を被覆する。	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する。	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため、くいを打ち、中詰め土のうを入れる。	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り、堤防斜面（のり面）を覆う。	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう

現象		工法	工法の概要	利用箇所河川	主に使用する材料
き裂	天端 (堤防の上面)	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし、折り曲げて連結する。	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ。	砂質堤防	くい、鉄線
	天端 (堤防の上面) ～ 裏のり (住居側堤防斜面)	控え取り工	き裂が上面から裏のりにかけて生じるもので、折り返し工と同じ。	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	天端から裏のりにかけて生じるもので、控えとり工と同じ。	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる。	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
		五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ。	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
住居側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす。	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ち込む。	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹または鉄線で縫う。	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する。	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる。	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる。	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	裏のり面にくいを数列打ち、これを連結して中詰めに土のうを入れる。	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る。	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り、中詰めに土のうを入れる。	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

（水防のしおり：国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室より）

資料〔14-9〕

愛媛県建設業協会今治支部（今治地区）災害対策本部

（令和6年度）

今治市 いこいの丘 4番地 2

TEL 0898-22-1477

FAX 0898-24-1398

本部長 （株）日浅 日浅 則仁

副本部長 夏目建設（株） 三宅 英昭 （株）渡辺建設 渡辺 俊

越智昇鉄工（株） 越智 昇二 越智勝建設（株） 越智 吉朗

西越建設（株） 新居田 德行 （有）神野組 神野 裕之

班	班 長	副 班 長	班 員	担 当 地区
1	四国通建(株) 宇高 誠二	アイエン工業(株) 山下 峰彦 夏目建設(株) 三宅 英昭	(株)崎山建設 東洋道路(株) (株)夢創 曾我土建(株) (株)日電 森越建設(株)	今治
2	桜井工業(株) 田中 賢一	曾我部建設(株) 曾我部 昌幸 (株)常盤組 大西 正彦	アイケン工業(有) 今治ライン工業(株) (株)清水組 (有)田頭 今治舗道(株) 四国環境整備興業(株) (株)壮進 (株)日浅	今治
3	(株)大旺 越智 雅一	いづも(株) 三田 平 加藤建設(株) 加藤 敏博	愛媛三段ブロック (株) (株)眞鍋組 (有)友尚建設 (株)大三建設 (株)美保 (株)渡辺建設	今治
4	越智昇鉄工(株) 越智 昇二	重松建設(株) 重松 宗孝 (株)タニグチ 谷口 明	(株)河上工務店 (株)吉武工務店 (株)野間工務店 吉田建設(株)	今治
5	藤原建設(株) 藤原 政富	水機建設(株) 清水 将史	(有)田窪組 元岡建設(株)	朝倉
6	越智勝建設(株) 越智 吉朗	渡部建設(株) 渡部 哲也	(有)石丸建設 (有)タナベ工業 求和建設(株) (有)藤山建設	玉川
7	(株)崎山組 崎山 俊紀	(株)小林組 小林 雅樹	(有)森建設	波方
8	西越建設(株) 新居田德行	(株)片山組 片山 康二	瀬戸内舗道(株)	大西

班	班 長	副 班 長	班 員	担 当 地区
9	岡田建設(株) 岡田 智哉	松田工業(株) 松田 仁志	西原建設(株) (株)松田建設	菊間
10	重松土建(株) 重松 秀貴			吉海
11	(有)神野組 神野 裕之			宮窪
12	あさひや建設(株) 村上 広海	(株)せんば 馬越 祥太郎	伊予建設工業(株) (株)野間組 富士建設(株)	伯方
13	(株)号ヤ組 浅海 博義			上浦
14	内海建設(株) 菅 敏克	(有)小笠原建設 菅 伸六	大栄建設(有) (有)多和建設	大 三 島 関前

資料〔14-10〕

建設業者（愛媛県建設業協会今治支部）一覧表

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	ブルドーザー	トラクター ショベル	タイヤ ショベル	油圧 ショベル	ダンプ	クレーン車		ブレーカ	高速洗浄車	水中ポンプ 150～200
								5t未満	5t以上			
アイエン工業(株)	波止浜赤崎6-113	0898-41-9411				3	2	1				
アイケン工業(有)	長沢甲539-4	0898-48-7524				2	3					
いづも(株)	桜井1丁目10-27	0898-48-1161	1			14	5	1		1	2	
今治舗道(株)	常盤町5丁目2-36	0898-22-0341			2	2	1					1
今治ライン工業(株)	旦甲455-1	0898-47-2711				2	2	1			1	
愛媛三段ブロック(株)	長沢乙203-65	0898-48-0680				1	1	3				
加藤建設(株)	喜田村7丁目2-1	0898-48-2178		1		2	3					1
(株)崎山建設	南日吉町3丁目1-30	0898-25-8788				15	5	1	1			
桜井工業(株)	南鳥生町1丁目1-51	0898-32-8981	3			4	5					1
四国環境整備興業(株)	国分1丁目1-18	0898-48-1600			1	6	6	3				7
四国通建(株)	南大門町1丁目1-15	0898-32-5555				2	3	2				
(有)清水組	北高下町3丁目4-4	0898-22-8080	4		2	13	11		1	4		1
(株)壮進	南鳥生町1丁目1-55	0898-32-9001	1			2	2					
曾我土建(株)	高部甲328	0898-41-9130				7	3					2
曾我部建設(株)	辻堂3丁目5-62	0898-22-6188			1	13	7	1		3		4
(有)田頭	別名643-1	0898-23-3455				1	3	1				
(株)大旺	喜田村4丁目10-25	0898-47-2300	2			6	2	1	1	1		
(株)大三建設	石井町1丁目3-36	0898-32-3443				9	3	1				
東洋道路(株)	玉川町別所甲348	0898-55-2684			2	6	6	1		1		
(株)常盤組	山路町1丁目5-3	0898-23-8841				6	4					
夏目建設(株)	高地町2丁目甲1946-1	0898-22-4159				9	4		1			
(株)日電	町谷甲681-12	0898-47-4747			1	8	2	2	2			
(株)日浅	立花町2丁目3-9	0898-32-4133			1	13	4	1		1		2
(株)眞鍋組	波方町波方甲1614-4	0898-22-2030				2	1	1				
(株)美保	富田新港1丁目2-8	0898-47-4810				2	2	2	1			
(株)夢創	石井町2丁目3-1	0898-31-4664	1			16	5	1				2
森越建設(株)	鯉池町2丁目3-23	0898-23-0152				8	3	1		3		2
(有)友尚建設	桜井2丁目4-12	0898-47-3264				1	1					
(株)渡辺建設	東村3丁目1-3	0898-48-6138	1		2	41	17	2	4	6		
越智昇鉄工(株)	阿方221-1	0898-23-1515					1					
(株)河上工務店	南宝来町3丁目4-5	0898-22-1586					2	1				
重松建設(株)	常盤町4丁目7-6	0898-22-2568										
(株)タニグチ	延喜甲303-8	0898-22-4016				9	4	4	2			
(株)野間工務店	東門町2丁目2-2	0898-32-0016										
(株)吉武工務店	延喜甲249-42	0898-23-7163				1	1	1				
吉田建設(株)	美須賀町2丁目1-2	0898-22-3113					1	1				

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号	ブルドーザー	トラクター ショベル	タイヤ ショベル	油圧 ショベル	ダンプ	クレーン車		ブレーカ	高速洗浄車	水中ポンプ 150 ～ 200
								5t 未満	5t 以上			
(有)田窪組	朝倉下甲355-2	0898-56-2020				4	2			1		2
藤原建設(株)	朝倉下甲517	0898-56-2399	1		1	8	4			2		2
水機建設(株)	古谷甲82-2	0898-56-2327			1	6	3			1		
元岡建設(株)	朝倉南甲274	0898-56-2121				5	2	1				2
(有)石丸建設	玉川町中村甲262-2	0898-55-2316				4	2					2
越智勝建設(株)	玉川町鈍川丁147	0898-55-3090			1	13	6	1		1		1
求和建設(株)	玉川町高野甲309-2	0898-55-2159				6	3	1		1		
(有)タナベ工業	玉川町八幡甲247-22	0898-55-4026				5	3	1			1	
(有)藤山建設	玉川町鈍川乙48	0898-55-3056				5	3	1		2		
渡部建設(株)	玉川町畑寺甲488-1	0898-55-4100			1	6	4	1		1	1	1
(株)小林組	波方町郷乙415-320	0898-41-6100			1	4	5	1				
(株)崎山組	波方町波方甲1913-1	0898-41-9290			2	11	6	1		2		
(有)森建設	波方町樋口甲1034-1	0898-41-8662				5	5	1				
(株)片上組	大西町脇甲928	0898-53-4028			2	7	4	1		2		2
西越建設(株)	大西町宮脇甲681-1	0898-53-3674	2		4	25	10	2	4	3		3
瀬戸内舗道(株)	大西町九王甲2060	0898-53-5300			1	6						
岡田建設(株)	菊間町浜2145	0898-54-5333			1	10	3	1		2		1
西原建設(株)	菊間町浜948-1	0898-54-2035			1	5	3	1				
(株)松田建設	菊間町池原223	0898-54-3608			1	7	3			1		
松田工業(株)	菊間町池原914	0898-54-3390	1	1	1	21	6			9		2
重松土建(株)	吉海町泊500-2	0897-84-2133				4	2			1	1	3
(有)神野組	宮窪町余所国549-12	0897-86-2161			1	8	6	1		5	1	2
あさひや建設(株)	伯方町木浦甲441-1	0897-72-2850			1	8	4	1	1	2		2
伊予建設工業(株)	伯方町木浦甲3942-1	0897-72-2600				6	3	1		2	1	
(株)せんば	伯方町北浦甲1352	0897-73-1331				10	4	1		1		1
(株)野間組	伯方町有津甲829-3	0897-72-1688				2	2	1		1		
富士建設(株)	伯方町木浦甲2748	0897-72-2982				4	2	1		1		1
(株)号ヤ組	上浦町瀬戸3263-1	0897-87-2331			1	11	5		3	2		
(有)小笠原建設	大三島町宗方507	0897-83-0759			1	10	6		1	2	1	3
大栄建設(有)	大三島町宮浦3993	0897-82-0223				17	6	1	2	3		1
(有)多和建設	大三島町肥海1085-1	0897-82-1058	2		1	11	10	1	1	3		2
内海建設(株)	大三島町宮浦5739	0897-82-0037			1	15	10		2	5		5

資料〔14-11〕

建設業者（愛媛県建設業協会外）一覧表

業 者 名	所 在 地	電話番号	ブルドーザー	トラクター ショベル	タイヤ ショベル	油圧 ショベル	ダンプ	クレーン車		ブレイカ	高速洗浄車	水中ポンプ
								5t未満	5t以上			150～200
安藤建設(株)	辻堂4丁目1-19	0898-22-5782				4	2					
小西土建	新谷甲1937-16	0898-31-2913				3	3					
越智重機(株)	宮下町3丁目甲1474-1	0898-24-0666			3	2	5					
(株)藤本重機	近見町3丁目6-60	0898-22-3480				1		2	31			
伸栄産業(株)	天保山町6丁目7-5	0898-22-5550			2	3	15					3
(有)三宗組	松木384-4	0898-47-0164				2	1					
(株)西坂組	高部甲479	0898-41-5302				10	4			7		
小澤建設工業(株)	阿方甲732	0898-23-4135				6	2	1				
(有)武本建設	四村309	0898-22-5073			1	6	3			1		4
(有)東和	神宮乙401	0898-22-6163					1					
(有)越智土木建設工業	南高下町1丁目1-18	0898-23-9334				6	2					
(株)加藤組	国分6丁目4-18	0898-48-0316										
カワカミ建設産業(株)	町谷甲727-1	0898-47-3825		2			2			1	1	
清水建設(有)	古谷甲1069-1	0898-56-2185			1	5	3			1		11
仙波建設(株)	中寺618	0898-32-3330				3	3					
(株)壮進	南鳥生町1丁目1-55	0898-32-9001	1			7	2					
(株)滝本建設	中寺26	0898-48-4346				1	1			1		
(株)DOUKI	新谷甲1309-1	0898-48-8583				2						
長崎工業(株)	徳重87	0898-55-4000			1	6	5	2		2		
(有)長野工業	孫兵衛作甲329-3	0898-47-0039				5	3					3
(有)八木建設	延喜甲290-1	0898-31-2224				1	1					1
(有)山乃花工業	松本町5丁目1-44	0898-25-8470				14	10	2		2		3
岡本組	朝倉南乙321-4	0898-56-2864				3	1					5
(有)正和工業	玉川町中村甲767-7	0898-55-4236				3	2					
鎌田電気水道(株)	波方町岡甲263-5	0898-52-2021				8	3			1		4
(有)須賀田建設	波方町養老乙229-8	0898-43-0175				6	3					4
(株)別府建設	大西町別府1373	0898-53-3061				4	2	1				
大安建設(株)	大西町脇甲877-3	0898-53-2277										
(有)藤吉工業	大西町九王甲1244-5	0898-53-4525				18	2		1			
(株)新居田組	大西町宮脇甲1258	0898-53-2061			1		1					2
(有)三和興産	菊間町種4555-1	0898-54-4923	1		1	4	3					
(有)田中建設	菊間町浜489	0898-54-2630				13	4			2	1	3
(有)早野建設	菊間町浜1204-5	0898-54-4478				6	3			1		
(有)藤田水道工業所	吉海町幸新田229	0897-84-4185			1	5	1			1		
成功開発(株)	宮窪町宮窪4182	0897-86-3537			3	19	13		3	2		2

業 者 名	所 在 地	電話番号	ブルドーザー	トラクター ショベル	タイヤ ショベル	油圧 ショベル	ダンプ	クレーン車		ブレイカ	高速洗浄車	水中ポンプ
								5t未満	5t以上			150～200
中川土建	宮窪町宮窪877	0897-86-2271				3	2			2		4
㈱みづほ建設産業	宮窪町宮窪2780	0897-86-2025				4	2			1		
伯方工務店	伯方町北浦甲2036	0897-73-1316				4	2			2		
(有)小川商事	上浦町井口5373	0897-87-2238			1	4	6		2			
文田建設	関前岡村甲75-1	0897-88-2053			1	5	2			3		3

資料〔14-12〕

今治造園建設業協会（今治地区）災害対策本部

本部長	副本部長	班	班長	班員	担当地区	機材及び機器	台数
(有)河村園緑地 河野弘志 090-5270-3234	(有)植正造園土木 別宮功二 090-8970-6105	1	(有)小澤造園 小澤宜弘 090-3788-9219	(株)檜垣造園 (有)繁信造園 渡部造園 愛新緑化園(株) (株)美樹園芸	旧今治市 旧島嶼部	トラッククレーン2t トラッククレーン4t ダンプ2t ダンプ4t ミニバックホー3t未満 チェーンソー 草刈機	5 3 7 0 7 10 15
		2	愛媛緑地(株) 長井只志 090-3187-4777	(株)大西屋 (有)桧垣園芸 (株)瀬戸内園芸センター 加藤造園 (有)創造園	旧今治市 旧朝倉村	トラッククレーン2t トラッククレーン4t ダンプ2t ダンプ4t ミニバックホー3t未満 チェーンソー 草刈機	4 6 8 1 9 16 15
		3	(有)サングリーン 丹下正也 090-4506-8543	(株)丹下造園 (株)大沢造園 丸山造園(有) (有)二宮造園 (有)山本園芸 天野造園(有)	旧今治市 旧波方町	トラッククレーン2t トラッククレーン4t ダンプ2t ダンプ4t ミニバックホー3t未満 チェーンソー 草刈機	5 2 7 0 12 14 19
		4	(有)九王造園 渡部和人 090-5143-8881	(株)渡部造園 玉川造園 (株)グリーン来嶋	旧菊間町 旧玉川町 旧大西町	トラッククレーン2t トラッククレーン4t ダンプ2t ダンプ4t ミニバックホー3t未満 チェーンソー 草刈機	6 2 4 0 13 10 21

1 5 事故災害関係

資料〔15－1〕

東予地区排出油防除協議会会則

（目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域）において、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の油の防除活動についてあらかじめ必要な事項を協議し、事故発生時において、それぞれの立場で相互に連携しかつ、その連携を推進すること及び広域防除活動の連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

（会の名称）

第2条 会の名称を「東予地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」）という。

（地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は、次の業務を行う。

（1）排出油等防除マニュアルの作成

イ 情報の共有

ロ 人員、施設、器材の動員、輸送

ハ 出動船艇相互間の通信連絡

ニ その他必要事項

（2）排出油等防除に必要な施設、器材の整備推進

（3）排出油等防除に関する研修及び訓練

（4）排出油等防除活動の連携の推進

（5）排出油等の処理剤の使用に関する事項

（6）その他排出油等の防除に必要な事項

（組織）

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、今治海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、会務を統理する。

4 会員は、今治海上保安部管轄区域内において排出油等の防除に係る別表に掲げる機関の長又は、その指名する職員をもってあてる。

5 地区協議会に、排出油等の防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における

技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。

- 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦するもののうちから会議の同意を得て会長が委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議として会長が招集する。

- 2 定例会議は、原則として年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の提出)

第6条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。

なお、防除能力に大幅の変更があった場合は、その都度会長に通報するものとする。

- (1) 施設、器材の整備、保有状況
 - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
 - (3) その他必要事項
- 2 会長は、前項の資料をとりまとめるうえ、各会員に提供するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法41条の2の規程による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものと

する。

- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 4 各会員の防除活動は、それぞれの機関の個有の指揮系統のもと実施するものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第10条 地区協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東予地区（今治海上保安部管轄区域内海域およびその隣接海域）に係る同法第43条の5第1項に基づく排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

（訓練）

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練（図上演習を含む）を行うものとする。

（求償事務）

第12条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

（災害補償）

第13条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し、負傷し、もしくは、病気にかかり、又は廃失となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

（経費）

第14条 この会の運営に必要な経費は、会員が協議のうえ徴収するものとする。

（協議）

第15条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

（庶務）

第16条 地区協議会の庶務は、今治海上保安部警備救難課において行う。

付則

この会則は、昭和５０年１月２９日から施行する。

平成８年９月２５日改正

（協議会名、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく協議会とするため等の改正）

平成１０年６月１３日改正

（第７条、出動要請の改正）

平成１９年６月１９日改正

（排出油等の防除に関する協議会の設置及び運営についての改正）

1 6 災害救助法関係

資料〔16－1〕

災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

令和6年12月24日現在

資
料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (災害救助法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合当においては、避難所に避難しているものの健康上の配慮当により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。
避難所の設置 (災害救助法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 350円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議の上、特別基準を設定する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様

救助の種類		対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
炊き出しその他による食品の給与		1 避難所に収容された者 2 災害により現に炊事できない者	1 人1日当たり 1, 3 3 0円以内			災害発生の日から 7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)		
飲料水の供給		現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 7日以内		輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から 10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
			区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
			全壊 全流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
				冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
			半壊 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬	10,400	13,600		19,400	23,000	29,000	3,800			
医 療		医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から 14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助 産		災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から 7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出		1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 3日以内		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	1 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	2 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり51,500円以内			災害発生の日から 10日以内				
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 ① ②以外の世帯			災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定す				

救助の種類		対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	1 世帯当たり 7 1 7, 0 0 0 円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1 世帯当たり 3 4 8, 0 0 0 円以内	る特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内)	
学用品の給与		住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による学用品の喪失又は損傷等により使用することができず、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1 人当たり 5, 2 0 0 円 中学校生徒 1 人当たり 5, 5 0 0 円 高等学校生徒 1 人当たり 6, 0 0 0 円	災害発生の日から（教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品）1 5 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬		災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（1 2 歳以上） 2 2 6, 1 0 0 円以内 小人（1 2 歳未満） 1 8 0, 8 0 0 円以内	災害発生の日から 1 0 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索		行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 1 0 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理		災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、縫合、消毒等） 一体当たり 3, 6 0 0 円以内	災害発生の日から 1 0 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
			一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5, 7 0 0 円以内		
			検案 救護班以外は慣行料金の額以内		
障害物の除去		居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 1 4 0, 0 0 0 円以内	災害発生の日から 1 0 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第1項）		1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（災害救助法第4条第2項）		1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の 整理配分			を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス 借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降する ための補助員など、避難支 援のために必要となる賃金 職員等雇上費
実 費 弁 償	1 災害救助法施行 令第4条第1号か ら第4号までに規 定する者 2 災害救助法施行 令第4条第5号か ら第10号までに 規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 21,500円以内 薬剤師、診療放射線技 師、臨床検査技師、臨床 工学技士、歯科衛生士 15,800円以内 保健師、助産師、看護 師、准看護師 15,100円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術、建築技術者 14,800円以内 大工 25,800円以内 左官 24,800円以内 とび職 25,200円以内 業者のその地域における慣 行料金による支出実績に手 数料としてその100分の 3の額を加算した額以内と すること。	救助の実施が認めら れる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途 に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1 7 復旧・復興関係

資料〔17-1〕

災害弔慰金等一覽表

災害弔慰金等一覧					負担割合		
災害弔慰金	対象災害	自然災害（法第2条）	1 市町村において住家が5世帯以上滅失した災害		国	2/4	
			都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害				
	都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		県	1/4			
	災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害						
支給額	① 生計維持者	500万円		市町村	1/4		
	② その他の者	250万円					
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母				
災害傷害見舞金	対象災害	自然災害（法第2条）	1 市町村において住家が5世帯以上滅失した災害		国	2/4	
			都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害				
	都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害		県	1/4			
	災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害						
支給額	① 生計維持者	250万円		市町村	1/4		
	② その他の者	125万円					
	障害の程度	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの					
災害援護資金	対象災害	自然災害——— 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害			国	2/3	
	貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円	250万円 270万円(350) 350万円	市町村へは無利子貸付	1/3	
		② 家財の1/3以上の損害	150万円				
		③ 住居の半壊	170万円(250)				
		④ 住居の全壊	250万円(350)				
		⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 特別の事情がある場合は()内の額	350万円				
	貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市町村民税における総所得額)			
			1人	220万円			
			2人	430万円			
			3人	620万円			
			4人	730万円			
			5人以上	1人増すごとに700万円に30万円を加えた額			
ただし、住居全体が滅失した場合は一律に1,270万円							
利率		年3%（据置期間は無利子）					
据置期間	3年（特別の事情のある場合は5年）						
償還期限	10年（据置期間を含む。）						
償還方法	年賦又は半年賦						

18 南海トラフ地震防災対策

資料〔18－1〕

事前避難対象地域一覧表

町名	世帯数	人口	1世帯 当たりの 平均人口	建物数	想定避難 人口	近隣の避難所等
郷桜井4丁目	437	1,000	3	43	129	桜井公民館 桜井小学校 桜井中学校
波止浜3丁目	68	125	2	10	20	波止浜公民館 波止浜小学校 北郷中学校
波方町大浦	76	173	3	14	42	なみっこ交流館 波方公民館 国立波方海上技術短期大学校 波方ふれあいセンター
大西町九王	885	1,707	2	40	80	大西体育館 大西中学校 大西小学校 大西公民館 旧大西老人福祉センター 大西藤山歴史資料館
吉海町幸新田	196	335	2	75	150	吉海小学校 大島中学校
吉海町本庄	318	477	2	4	8	吉海学習交流館 旧吉海老人福祉センター 吉海認定こども園
伯方町北浦	512	999	2	18	36	伯方農村環境改善センター 旧伯方北浦体育館
上浦町甘崎	221	346	2	29	58	上浦小学校 大三島中学校
上浦町井口	611	1,092	2	34	68	上浦認定こども園 上浦開発総合センター 旧上浦保健センター
大三島町浦戸	79	115	2	1	2	大三島公民館
大三島町口総	118	186	2	5	10	大三島少年自然の家
大三島町野々江	220	399	2	18	36	大三島小学校
大三島町肥海	157	298	2	36	72	
大三島町宮浦	422	805	2	41	82	
大三島町宗方	170	269	2	13	26	
合計				382	821	

※世帯数及び人口は令和6年3月末時点（住民基本台帳）

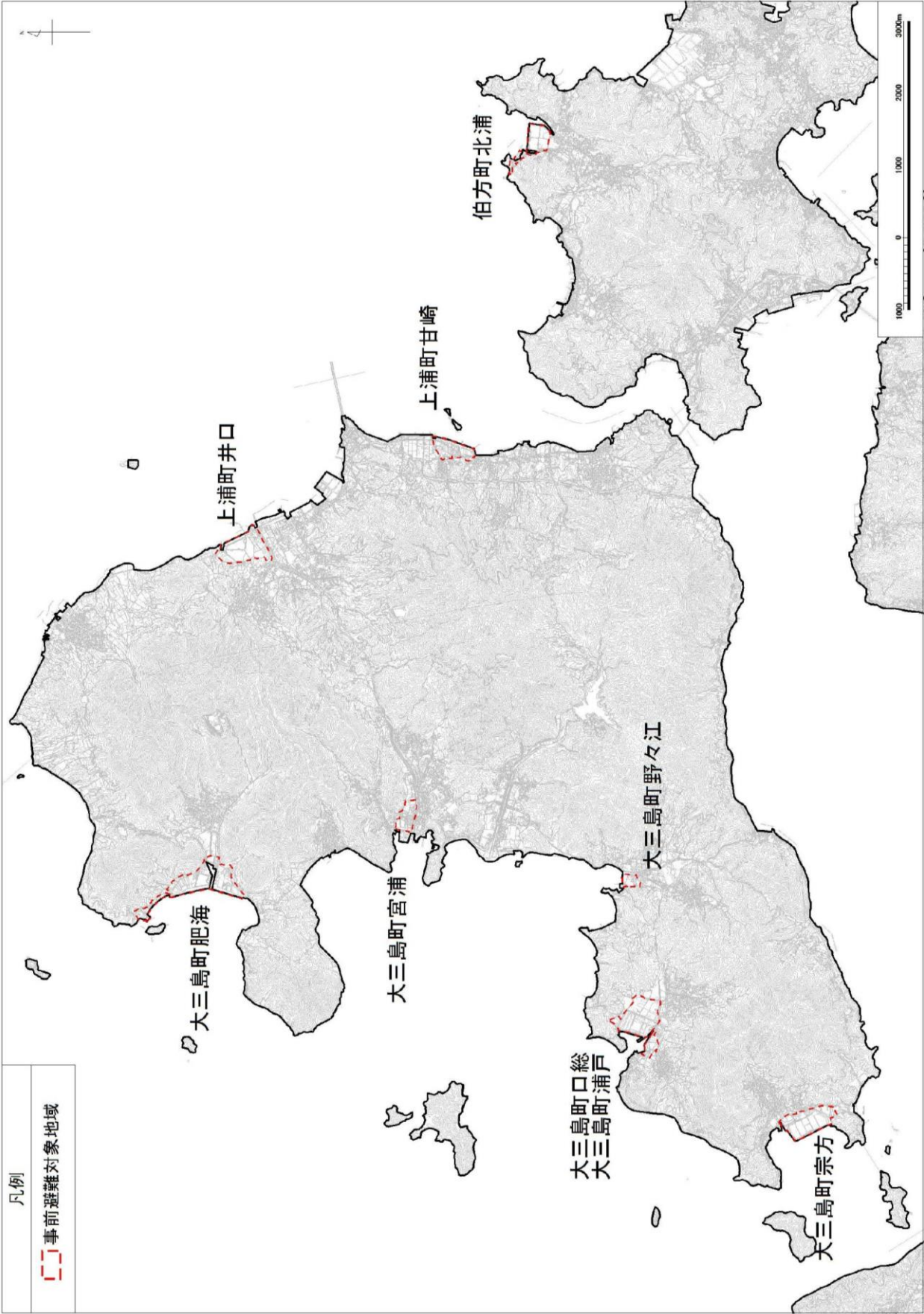
※括弧書きの避難所は上層階への避難が必要な施設

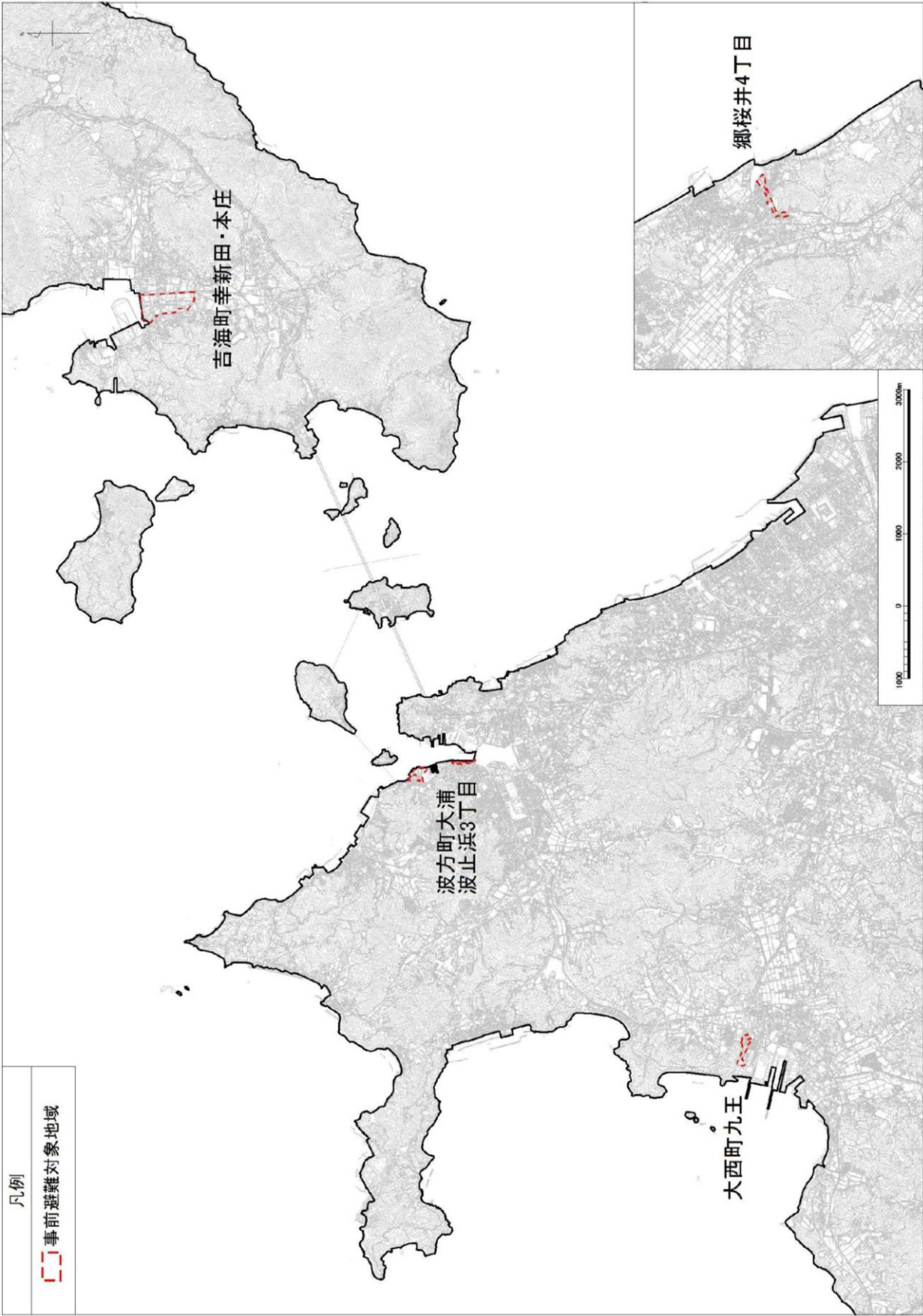
※事前避難対象地域とは愛媛県津波浸水想定において地震発生後30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域から避難可能範囲（徒歩前提）を除いた地域

※事前避難対象地域は住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。
本市では住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域は同じ地域である。

事前避難対象地域図

資料





資料〔18-3〕

津波災害警戒区域内における要配慮者利用施設一覧表

小学校区	事業所名	所在地	事業内容等	浸水深
吹揚	枝堀児童館	今治市枝堀町 1-4-1	児童館	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	カラコリーナ(エダボリーナ)	今治市枝堀町 1-6-16	共同生活援助	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	ウェルえがお	今治市恵美須町 2-2-1	グループホーム	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	ウェルえびす	今治市恵美須町 2-2-4	グループホーム	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	ふきあげワークス	今治市恵美須町 3-1-16	生活介護	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	ふきあげワークス	今治市恵美須町 3-1-16	就労継続支援B型	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	サービス付き高齢者住宅よしの	今治市黄金町 1-9-2	サービス付き高齢者住宅	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	デイサービスよしの	今治市黄金町 1-9-2	地域密着型通所介護 (デイサービス)	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	デイサービスよしの	今治市黄金町 1-9-2	通所型サービス	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	デイサービスセンター吹揚	今治市黄金町 3-2-6	通所介護 (デイサービス)	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	シルバーハウス吹揚	今治市黄金町 3-2-6	特別養護老人ホーム	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	ケアハウス吹揚	今治市黄金町 3-2-6	ケアハウス	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	シルバーハウス吹揚	今治市黄金町 3-2-6	短期入所生活介護 (ショートステイ)	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	デイサービスセンター吹揚	今治市黄金町 3-2-6	通所型サービス	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	吹揚小学校	今治市黄金町 3-3	小学校	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	吹揚児童クラブ	今治市黄金町 3-3	児童クラブ	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	美須賀病院	今治市黄金町 3-4-8	病院	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	医療法人滴水会吉野病院	今治市末広町 1-5-5	病院	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	燧園	今治市末広町 3-1-6	通所リハビリテーション (デイケア)	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	燧園	今治市末広町 3-1-6	老人保健施設	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	燧園	今治市末広町 3-1-6	短期入所療養介護 (ショートステイ)	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	シルバーマンションひうち	今治市末広町 3-3-6	有料老人ホーム	0.3m 未満
吹揚	看護小規模多機能 ひうち	今治市末広町 3-3-6	看護小規模多機能型居宅 介護	0.3m 未満
吹揚	高山内科病院	今治市大正町 3-5-8	病院	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	株式会社ネオリサイクル 今治事業所	今治市天保山町 5-2-15	就労継続支援B型	0.3m 未満
吹揚	株式会社ネオリサイクル 今治事業所	今治市天保山町 5-2-15	就労継続支援A型	0.3m 未満
吹揚	グループホーム愛	今治市東鳥生町 1-6-37-2	グループホーム	0.5m 以上 1.0m 未満

小学校区	事業所名	所在地	事業内容等	浸水深
吹揚	サービス付き高齢者住宅愛	今治市東鳥生町 1-6-38	サービス付き高齢者住宅	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	デイサービス愛	今治市東鳥生町 1-6-7	地域密着型通所介護 (デイサービス)	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	エコステーション 未来	今治市東鳥生町 4-2-25	就労継続支援B型	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	瀬戸内みすかの家	今治市東門町 5-14-52	小規模多機能型居宅介護	0.3m 未満
吹揚	鈴木病院	今治市別宮町 2-1-5	病院	0.3m 未満
吹揚	鈴木病院	今治市別宮町 2-1-5	通所リハビリテーション (デイケア)	0.3m 未満
吹揚	Deco	今治市別宮町 2-1-8	就労継続支援B型	0.3m 未満
吹揚	幼保連携型認定こども園今治幼稚園	今治市別宮町 2-4-13	幼保連携型認定こども園・ 私立	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	さくら苑	今治市別宮町 3-7-17	通所リハビリテーション (デイケア)	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	さくら苑	今治市別宮町 3-7-17	老人保健施設	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	さくら苑	今治市別宮町 3-7-17	短期入所療養介護 (ショートステイ)	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	木原病院	今治市別宮町 3-7-8	病院	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	白石病院	今治市松本町 1-5-9	病院	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	セントラルケアホーム	今治市松本町 2-6-6	通所リハビリテーション (デイケア)	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	セントラルケアホーム	今治市松本町 2-6-6	老人保健施設	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	セントラルケアホーム	今治市松本町 2-6-6	短期入所療養介護 (ショートステイ)	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	森耳鼻咽喉科医院	今治市松本町 3-2-24	診療所	0.3m 以上 0.5m 未満
吹揚	児童発達支援 すばる	今治市美須賀町 3-2-3	児童発達支援	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	放課後等デイサービス すばる	今治市美須賀町 3-2-3	放課後等デイサービス	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	ハーフデイリハビリステーション晃誠	今治市美須賀町 3-3-2	地域密着型通所介護 (デイサービス)	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	ハーフデイリハビリステーション晃誠	今治市美須賀町 3-3-2	通所型サービス	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	住んで民家 in 今治	今治市美須賀町 4-1-22	サービス付き高齢者住宅	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	デイサービスはなび	今治市美須賀町 4-1-22	地域密着型通所介護 (デイサービス)	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	デイサービスはなび	今治市美須賀町 4-1-22	通所型サービス	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	ゆいまーる あくあ	今治市美須賀町 4-1-46	放課後等デイサービス	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	城東保育所	今治市美須賀町 4-1-48	保育所	1.0m 以上 3.0m 未満
吹揚	カラコリーナ(フレンドシップホームⅢ)	今治市室屋町 1-1-8	共同生活援助	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	光生病院	今治市室屋町 3-2-10	通所リハビリテーション (デイケア)	0.5m 以上 1.0m 未満

小学校区	事業所名	所在地	事業内容等	浸水深
吹揚	医療法人補天会光生病院	今治市室屋町 3-2-10	病院	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	いまばり光生園	今治市室屋町 3-2-10	老人保健施設	0.5m 以上 1.0m 未満
吹揚	グループハウス富士	今治市室屋町 3-2-19	有料老人ホーム	0.3m 以上 0.5m 未満
別宮	カインドハウス北浜	今治市北浜町 3-10	有料老人ホーム	0.3m 未満
別宮	デイサービスカインドハウス北浜	今治市北浜町 3-10	通所介護 (デイサービス)	1.0m 以上 3.0m 未満
別宮	デイサービスカインドハウス北浜	今治市北浜町 3-10	通所型サービス	1.0m 以上 3.0m 未満
別宮	別宮小学校	今治市別宮町 5-1-7	小学校	0.5m 以上 1.0m 未満
別宮	仲よし児童クラブ	今治市別宮町 5-1-7	児童クラブ	0.5m 以上 1.0m 未満
別宮	今治市医師会市民病院	今治市別宮町 7-1-40	病院	0.3m 以上 0.5m 未満
別宮	ひなた別宮	今治市別宮町 7-3-11	就労継続支援 B 型	0.5m 以上 1.0m 未満
別宮	本町児童館	今治市本町 5-2-24	児童館	1.0m 以上 3.0m 未満
別宮	放課後等デイサービス キート 今治北 クラス	今治市南大門町 4-2-10	放課後等デイサービス	0.3m 未満
別宮	有料老人ホームひだまり	今治市室屋町 5-3-6	有料老人ホーム	1.0m 以上 3.0m 未満
別宮	デイサービスぽかぽか	今治市室屋町 5-3-6	地域密着型通所介護 (デイサービス)	1.0m 以上 3.0m 未満
別宮	デイサービスぽかぽか	今治市室屋町 5-3-6	通所型サービス	1.0m 以上 3.0m 未満
別宮	ハートフルケアホームあけぼの	今治市室屋町 6-1-9	グループホーム	1.0m 以上 3.0m 未満
近見	近見虎岳幼稚園	今治市鐘場町 1-2-11	幼稚園	0.5m 以上 1.0m 未満
近見	今治虎岳保育園	今治市鐘場町 1-2-25	保育所	0.3m 以上 0.5m 未満
近見	J A おちいまばりデイサービスセンター 元気	今治市鐘場町 1-2-9	通所介護 (デイサービス)	0.3m 未満
近見	J A おちいまばりデイサービスセンター 元気	今治市鐘場町 1-2-9	通所型サービス	0.3m 未満
鳥生	サスケ設計工房今治東	今治市北高下町 1-3-35	就労継続支援 A 型	1.0m 以上 3.0m 未満
鳥生	デイサービスたちばな	今治市北高下町 3-3-18	通所介護 (デイサービス)	0.5m 以上 1.0m 未満
鳥生	デイサービスたちばな	今治市北高下町 3-3-18	通所型サービス	0.5m 以上 1.0m 未満
鳥生	発達みかんの木あそびの森	今治市北鳥生町 1-3-48	放課後等デイサービス	0.5m 以上 1.0m 未満
鳥生	ケアプラスデイサービスセンター今治	今治市北鳥生町 1-3-55	通所介護 (デイサービス)	0.5m 以上 1.0m 未満
鳥生	ケアプラスデイサービスセンター今治	今治市北鳥生町 1-3-55	通所型サービス	0.5m 以上 1.0m 未満
鳥生	麦の穂	今治市衣干町 2-144-3	生活介護	1.0m 以上 3.0m 未満
鳥生	麦の穂	今治市衣干町 2-144-3	就労継続支援 B 型	1.0m 以上 3.0m 未満

小学校区	事業所名	所在地	事業内容等	浸水深
鳥生	チャレンジスクール えーる	今治市南高下町 2-2-10	放課後等デイサービス	1.0m 以上 3.0m 未満
鳥生	ハートフルケアホーム青空	今治市南高下町 2-2-67	グループホーム	1.0m 以上 3.0m 未満
鳥生	鳥生小学校	今治市南高下町 3-3-71	小学校	1.0m 以上 3.0m 未満
鳥生	青空児童クラブ	今治市南高下町 3-3-71	児童クラブ	1.0m 以上 3.0m 未満
鳥生	幼保連携型認定こども園晴心幼稚園	今治市南高下町 3-4-46	幼保連携型認定こども園・ 私立	0.5m 以上 1.0m 未満
鳥生	子育てサポート ぶれ・しゅーれ	今治市南鳥生町 1-1-15	児童発達支援	1.0m 以上 3.0m 未満
鳥生	カインドハウス	今治市南鳥生町 2-3-43	有料老人ホーム	0.5m 以上 1.0m 未満
桜井	J Aおちいまばりデイサービスセンター 元気桜井	今治市桜井 4-13-7	通所介護 (デイサービス)	0.5m 以上 1.0m 未満
桜井	J Aおちいまばりデイサービスセンター 元気桜井	今治市桜井 4-13-7	通所型サービス	0.5m 以上 1.0m 未満
桜井	介護サービス包括型障がい者グループホーム WINDS、WINDS2	今治市桜井 4-5-15	共同生活援助	1.0m 以上 3.0m 未満
桜井	ハートウォーミングライフ志々満	今治市桜井 4-6-2	サービス付き高齢者住宅	0.5m 以上 1.0m 未満
桜井	小規模多機能型居宅介護施設ししま	今治市桜井 4-6-52	小規模多機能型居宅介護	0.5m 以上 1.0m 未満
桜井	デイサービスたんぼぼ	今治市桜井 4-6-52	地域密着型通所介護 (デイサービス)	0.5m 以上 1.0m 未満
桜井	デイサービスたんぼぼ	今治市桜井 4-6-52	通所型サービス	0.5m 以上 1.0m 未満
桜井	志々満保育園	今治市桜井 6-2-1	保育所	0.5m 以上 1.0m 未満
桜井	志々満おひさまセンター	今治市桜井 6-2-1	地域子育て支援拠点	0.5m 以上 1.0m 未満
富田	ゆいまーる わんぴーす	今治市喜田村 5-16-30	放課後等デイサービス	0.3m 未満
富田	広瀬病院	今治市喜田村 6-5-1	病院	0.3m 未満
富田	シルバーハウスブルーム	今治市拝志 1-26	有料老人ホーム	0.3m 未満
富田	広瀬クリニック	今治市拝志 3-1	通所リハビリテーション (デイケア)	0.3m 以上 0.5m 未満
富田	まんまるファクトリー	今治市東村 1-5-23	就労継続支援B型	0.3m 以上 0.5m 未満
富田	若葉保育園	今治市東村 1-15-36	保育所	0.3m 未満
波止浜	波止浜小学校	今治市地堀 1-3-40	小学校	1.0m 以上 3.0m 未満
波止浜	うずしお児童クラブ	今治市地堀 1-3-40	児童クラブ	1.0m 以上 3.0m 未満
波止浜	はしはまこがく認定こども園	今治市地堀 2-3-12	幼保連携型認定こども園・ 私立	0.5m 以上 1.0m 未満
波止浜	リアン	今治市波止浜字 高部下 145-1	生活介護	0.3m 以上 0.5m 未満
大西	大西小学校	今治市大西町大 井浜 103	小学校	0.5m 以上 1.0m 未満
大西	大西児童クラブ	今治市大西町大 井浜 103	児童クラブ	0.5m 以上 1.0m 未満

小学校区	事業所名	所在地	事業内容等	浸水深
大西	おおにし光生園	今治市大西町九王甲 622-1	通所リハビリテーション（デイケア）	0.3m 未満
大西	おおにし光生園	今治市大西町九王甲 622-1	老人保健施設	0.3m 未満
大西	おおにし光生園	今治市大西町九王甲 622-1	短期入所療養介護（ショートステイ）	0.3m 未満
大西	大西中学校	今治市大西町九王甲 2280-1	中学校	0.5m 以上 1.0m 未満
亀岡	亀岡児童館	今治市菊間町佐方 428	児童館	0.3m 未満
亀岡	亀岡保育所	今治市菊間町佐方 490	保育所	1.0m 以上 3.0m 未満
亀岡	亀岡小学校	今治市菊間町種 52	小学校	0.5m 以上 1.0m 未満
菊間	職人集団	今治市菊間町浜 657	就労継続支援 B 型	1.0m 以上 3.0m 未満
菊間	発達みかんの木	今治市菊間町浜 680	児童発達支援	0.5m 以上 1.0m 未満
菊間	発達みかんの木	今治市菊間町浜 680	放課後等デイサービス	0.5m 以上 1.0m 未満
菊間	スマイリーハウス	今治市菊間町浜 848	共同生活援助	0.3m 未満
菊間	シーサイドきくま	今治市菊間町浜 1061	グループホーム	1.0m 以上 3.0m 未満
菊間	シーサイドきくま	今治市菊間町浜 1061	小規模多機能型居宅介護	1.0m 以上 3.0m 未満
菊間	障害者施設 きくま 2	今治市菊間町浜 1085-1	共同生活援助	0.3m 以上 0.5m 未満
菊間	障害者施設 きくま	今治市菊間町浜 1147-3	共同生活援助	0.3m 以上 0.5m 未満
菊間	障害者施設 きくま	今治市菊間町浜 1147-3	短期入所	0.3m 以上 0.5m 未満
菊間	さとやま	今治市菊間町浜 1336-1	就労継続支援 B 型	1.0m 以上 3.0m 未満
吉海	片山医院	今治市吉海町幸新田 71	診療所	1.0m 以上 3.0m 未満
吉海	片山医院	今治市吉海町幸新田 71	短期入所療養介護（ショートステイ）	1.0m 以上 3.0m 未満
吉海	大島中学校	今治市吉海町幸新田 250	中学校	1.0m 以上 3.0m 未満
吉海	吉海認定こども園	今治市吉海町八幡 56	幼保連携型認定こども園・公立	1.0m 以上 3.0m 未満
吉海	吉海小学校	今治市吉海町八幡 157	小学校	1.0m 以上 3.0m 未満
吉海	吉海児童クラブ	今治市吉海町八幡 157	児童クラブ	1.0m 以上 3.0m 未満
伯方	しのざき整形外科	今治市伯方町伊方甲 1022-1	診療所	0.3m 未満
伯方	しのざき整形外科	今治市伯方町伊方甲 1022-1	通所リハビリテーション（デイケア）	0.3m 未満
大三島	大三島認定こども園	今治市大三島町明日 2493-1	幼保連携型認定こども園・公立	0.5m 以上 1.0m 未満
大三島	今治市社協グループホームゆいの里	今治市大三島町野々江 2435-14	グループホーム	0.3m 以上 0.5m 未満
大三島	今治市社協小規模多機能 ゆいの村	今治市大三島町野々江 2435-14	小規模多機能型居宅介護	0.3m 以上 0.5m 未満

小学 校区	事業所名	所在地	事業内容等	浸水深
大三島	今治市社協デイサービスセンター大三島	今治市大三島町 野々江 2435-2	通所介護 (デイサービス)	0.5m 以上 1.0m 未満
大三島	今治市社協デイサービスセンター大三島	今治市大三島町 野々江 2435-2	通所型サービス	0.5m 以上 1.0m 未満
大三島	今治市社協グループホームゆいの家	今治市大三島町 野々江 2435-1	グループホーム	0.3m 以上 0.5m 未満
大三島	大三島中央病院	今治市大三島町 宮浦 5318-1	病院	0.5m 以上 1.0m 未満

